

【少子化総合対策室関係】

1. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業については、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて、その体制整備・事業実施を推進いただいているところであるが、平成28年度予算案においては、計画を踏まえた「量的拡充」及び「質の向上」などを実施するための経費として、982億円を内閣府において計上しているところである。

本年度の子ども・子育て支援交付金の執行状況をみると、必ずしも計画どおりに進捗していない事業も見受けられることから、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。また、都道府県におかれても、必要な予算を確保いただくなど円滑な事業の実施に向けた支援をお願いしたい。

なお、地域子ども子育て支援事業の実施に要する経費に対する国の補助については、「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成27年9月11日府子第277号）により行ってきたところであるが、本交付要綱において定めている国庫補助基準額を下回る金額により、民間法人等に対する補助等を行っている事例も見受けられるところである。補助額は、事業に従事する職員の人件費をはじめとした事業の実施体制に大きく影響を与えるものであり、加えて、地域子ども・子育て支援事業の地方負担分については、消費税率引上げによる増収分を充当する「子ども・子育て支援の充実」に係る分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認していることから、各地方公共団体においては適切な対応をお願いしたい。

2. 放課後児童対策について

(1) 放課後子ども総合プランの推進について

放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成27年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数も6,996人増え、16,941人（うち小学1年生～3年生10,700人、小学4年生～6年生6,233人）となったところである。（関連資料1参照）

1. 放課後児童クラブ数：前年比524か所増加
22,084か所（26年） → 22,608か所（27年）
2. 放課後児童クラブの支援の単位数
26,528支援の単位（平成27年より調査）
3. 登録児童数：前年比88,183人増加
936,452人（26年） → 1,024,635人（27年）
4. 利用できなかった児童数：前年比6,996人増加
9,945人（26年） → 16,941人（27年）
 {
 うち、小学1年生～3年生：前年比2,886人増加
 7,814人（26年） → 10,700人（27年）
 小学4年生～6年生：前年比4,180人増加
 2,053人（26年） → 6,233人（27年）
 }

登録児童数及び待機児童数の増加の主な要因としては、昨年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、

- ・ その期待から、潜在ニーズが顕在化し、利用申込件数が増加したと見込まれること、
- ・ 対象児童が6年生まで拡大されたことにより、4年生以上の高学年児童の利用申込が増加して、4年生の登録児童数も対前年比25,201人増（37.2%）と大幅に増加したが、各市町村においては、より利用の必要度が高い低学年児童の受入れを優先させる傾向が強いため、高学年児童の受け皿の確保が追いついていないこと、などが考えられる。

待機児童数については、16,941人のうち小学1年生から3年生が10,700人と半数以上を占めており、特に低学年の待機児童解消のため、引き続き、放課後児童クラブの受け皿の量的拡充を進めていただきたい。また、対前年比約7千人増のうち、4年生が3,330人（47.6%）と半

数近くを占めているが、高学年児童は、自身の意志や考えで自主的に行動できるようになり、児童館や放課後子供教室、塾や習い事など多様な放課後の居場所の中から、実際の利用ニーズに応じて放課後児童クラブが選択されているという実態も踏まえて、子どもの状況や保護者のニーズに応じた受け皿の整備を早急に進めていただきたい。

なお、本調査結果については、昨年12月18日に放課後児童クラブの数や登録児童数等をまず公表し、残りの項目については追って取りまとめて公表することとしていたが、関連資料にて、利用に係る優先的な取扱いの状況や利用料の減免、おやつ提供などに関するデータを追加した調査結果を掲載しているため、ご了承ください。（関連資料2参照）

平成26年7月には、文部科学省と共同で、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしたところである。（関連資料3参照）

一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小中学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加でき、多様な体験活動や地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られるというメリットがあることから、積極的な取組をお願いします。

なお、一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。また、放課後児童クラブのニーズがあるにも関わらず、児童が安心して生活できる場としての放課後児童クラブではなく、全ての児童に居場所を提供する、いわゆる「一体化」の取組は、市町村が条例で定める基準を満たしておらず、本来ならば、放課後児童クラブにおいて対象となる児童に確保されるべき、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されない恐れもあることから、十分ご留意いただきたい。

「放課後子ども総合プラン」に掲げる目標の達成に向け、学校施設（余裕教室等）の一層の活用を促進するため、今年度中に、文部科学省と共同で、各自治体における、一体型及び連携型の取り組み状況や一体型実施推進の検討状況、余裕教室等の活用状況について、調査を行う予定である。

詳細が決まり次第、追ってご連絡するので、調査へのご協力をお願いします。

なお、放課後児童クラブの受入児童数の拡充を図り、利用できない児童の解消を目指すに当たっては、小学校の余裕教室等、放課後児童クラブの実施場所の確保について、地域の協力、理解を得ることが重要であり、地域ぐるみでの放課後の子ども達の安全・安心な居場所づくりを進めていただきたい。

(2) 放課後児童クラブの設備運営基準関係について

① 都道府県認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度においては、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県認定資格研修講師養成研修を実施したところであるが、平成28年度も引き続き本研修を実施することとしており、開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、市町村担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県認定資格研修の実施

認定資格研修については、今年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識していただくことを目的として実施するものである。

平成27年度においては、初年度で、国からのガイドラインの発出が遅れたこともあり、都道府県毎に委託先の選定方法や研修の実施方法等に差異が見られ、特に、委託先に運営を任せきりにしたり、当該都道府県外の事業者を委託先として選定し、講師も他都道府県の者が担

当するなどの状況が見られた。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員」を設けているが、当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

このため、来年度以降の各都道府県における認定資格研修の実施方法、実施内容等の検討に資することなどを目的に、平成28年1月26日付け事務連絡「平成27年度放課後児童支援員認定資格研修事業に係る実施状況調査について（依頼）」により、平成27年度における認定資格研修の実施状況等を調査し、ご協力いただいたところである。

本調査結果については、取りまとめ次第、厚生労働省ホームページにて公表する予定であるので、来年度以降の認定資格研修の実施方法等について検討する際に、ご活用いただきたい。

③ 「放課後児童クラブ運営指針解説書（仮称）」の作成について

昨年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるのが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書（仮称）」を作成することとしている。本年度から、国の調査委託事業の中で、「放課後児童クラブ運営指針解説書」（素案）の作成に取り組み、来年度中に、「放課後児童クラブ運営指針解説書（仮称）」をとりまとめる予定であるため、ご了知願いたい。

なお、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当者におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただ

き、子どもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準と合わせて、運営指針を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい旨、管内市町村への周知徹底をお願いしたい。

(3) 放課後児童クラブ関係・平成27年度補正予算及び平成28年度予算案の概要について

平成28年度予算案については、「放課後子ども総合プラン」に基づく「量的拡充」のための支援策を平成27年度に引き続き強化し、各種新規メニューも盛り込みつつ、待機児童が多く存在する市町村の子ども・子育て支援事業計画の前倒し実施を含め、受入児童数の更なる拡大を促し、待機児童の解消に向けた取組のより一層の強化を図るよう、市町村への支援の充実を図ることとしている。(関連資料4参照)

① ソフト面(運営費)について(別冊資料参照)

ア 「放課後児童クラブ設置促進事業」について

小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う放課後児童クラブ設置促進事業については、事業実施の実態を踏まえ、国庫補助基準額を引き上げることで、放課後児童クラブの更なる設置促進を図るものである。

イ 「移転関連費用」への補助の創設について(放課後児童クラブ運営支援事業)

児童数の増加に伴い、実施場所を移転する際に必要となる移転費用や原状回復に係る費用といった「移転関連費用」への補助を行うことにより、放課後児童クラブの量的拡充を促進し、待機児童の解消を図るものである。

ウ 「土地借料」への補助の創設(放課後児童クラブ運営支援事業)

施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人以外の民間団体等が学校敷地外の土地を借りて放課後児童クラブを設置する際に必要な「土地借料」への補助を行うことにより、放課後児童クラブの量的拡充を促進し、待機児童の解消を図るものである。

なお、本事業は、新たに放課後児童クラブを設置する年度のみ補助対象となるものであるので、ご留意いただきたい。

エ 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」について

平成27年度から、常勤職員を配置するための追加費用の一部補助に係る事業も計上し、各自治体における放課後児童クラブの「質の向上」に資する取組をお願いしてきたが、本年度の国への協議件数は198自治体に止まっている状況であり、昨年8月28日には、事務連絡により、関係資料を送付するとともに、事業化に向けた積極的な取組をお願いしたところである。（関連資料5参照）

本事業は、「小1の壁」の打破及び放課後児童クラブの質の向上を図る上でも必要不可欠な事業であることから、平成28年度予算案においても必要な経費を計上しており、引き続き、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

② ハード面（整備費について）

平成28年度予算案においては、平成27年度に引き続き、学校の敷地内等に整備する場合の補助基準額の増額を行うとともに、資材費、労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げを行うほか、学校敷地外の土地を借りて放課後児童クラブを設置する際に必要な「土地借料」への補助を行うことにより、放課後児童クラブの量的拡充を促進し、待機児童の解消を図ることとしている（①のウに記載した民間団体等への支援と同様の支援を、市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人に対して行うもの）。

なお、現時点の交付要綱等の案については、別冊資料を参照願いたい。

また、全国の放課後児童クラブを実施している建物の耐震化については、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」（調査基準日は平成25年10月1日現在）によれば、耐震化率が83.3%に留まっている状況（参考：保育所79.4%、児童養護施設82.3%）にあることから、子ども・子育て支援整備交付金も積極的に活用し、利用児童の安心・安全の確保に努めていただきたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査結果」における放課後児童クラブの耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
放課後児童クラブ数	11,494	6,473	925	2,172	9,570	83.3%
公立	9,480	5,167	839	2,023	8,029	84.9%
私立	2,014	1,306	86	149	1,541	76.5%

③ 研修事業について

研修事業については、(2)の②の放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を実施するために必要な経費の補助及び放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

特に、放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされていることを踏まえ、都道府県及び市町村が実施する現任の従事者向けの研修について、初任者研修(1～5年未満を目安)と中堅者研修(5年以上を目安)を地域の実情に応じて実施するために必要な経費の補助を行うこととしている。

④ 平成27年度補正予算について

平成27年度補正予算では、運営指針において、

- ・ 子どもの育成支援の目標や計画
- ・ 日々の子どもの状況や育成支援の内容の記録

などについて作成することを求めているが、これらの書類作成等の業務について、ICT化推進のためのICT機器の導入に必要な費用の一部を補助することにより、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員等の業務の円滑な遂行を図る、放課後児童クラブ環境改善整備推

進事業を計上している。

本事業で購入等の対象となる I C T機器の内容については、以下の
ようなものを想定している。

【 I C T機器の例】

タブレット端末、パソコン、プリンタ、アクセスポイント、
ソフトウェア など

その他、事業内容等の詳細は、別冊資料を参照されたい。

なお、本経費については、国において次年度への予算の繰越手続を
行う予定であるため、市町村における予算措置は、平成28年度予算で
の対応も可とする予定である。

また、本事業に係る国庫補助金の執行に当たっては、円滑な事業実
施の観点から、都道府県に補助金の交付に関する事務の一部について
ご協力をお願いしたいと考えている。

⑤ 小規模学童保育にかかる特別交付税について

市町村が単独事業として実施している年間開所日数等が国庫補助要
件を満たさない放課後児童クラブ（小規模学童保育）については、「特
別交付税に関する省令」（昭和51年自治省令第35号）附則第5条第6
項の規定により、特別交付税の算定対象となっているところである。
昨年12月7日付けで「特別交付税に関する省令」が一部改正（同日付
けで施行）されたところであるが、平成27年度における小規模学童保
育にかかる特別交付税の算定基礎額は、昨年度と同額の児童一人当
たり55,000円とされているので、ご了知いただきたい。

なお、10人未満の放課後児童クラブについては、平成27年度から国
庫補助対象（※）としているところである。

（※）山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合や、当該放課後児童ク
ラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合を対象とする

（4）放課後児童クラブにおける安全確保について

放課後児童クラブにおける安全確保については、「放課後児童健全育
成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」（平成27
年3月27日付け育成環境課長通知）に基づき、放課後児童クラブにおい
て発生した

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意
識不明（人工呼吸器を付ける、I C Uに入る等）の事故を含み、意識
不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点

で報告すること。)

について報告をお願いしているところである。

また、集約した情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表するとともに、例年、全国児童福祉主管課長会議資料において公表してきた前年の1月1日から12月31日までに報告のあった事故の内容の集計結果についても、特定教育・保育施設等における事故報告集計の中で公表する予定としているので、ご了解願いたい。

(5) 放課後児童健全育成事業の適正化について

平成26年度に会計検査院が実施した実地検査において、放課後児童健全育成事業に係る執行について、放課後児童クラブに登録している年間平均登録児童数の中に、休会者などの継続的に利用しているとは認められない児童を含めていたことや、市町村から放課後児童健全育成事業を委託した者において証拠書類を紛失又は廃棄していたため、支払いの事実や内容が確認できない額が補助対象経費に含まれていたこと等による国庫補助金の過大交付の指摘を受けた事例が見られたので、各市町村においては、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、各放課後児童クラブに対する周知をお願いします。

3. 地域子育て支援拠点事業について

(1) 指導者養成等研修（地域の子育て支援機能等強化事業）の実施について

地域子育て支援拠点事業の従事者等を対象として、本年度から厚生労働省の委託事業により「平成27年度地域の人材による子育て支援活動強化研修」等を実施したところである。本研修は、地域で実施されている子ども・子育てに関する先駆的・創意工夫のある取り組み等について知識の習得、情報共有等を行い、受講者の知見や援助技術の向上を図るとともに、各受講者が地域の指導者的な立場に立ち、その地域の関係者や住民等に対して、研修で得た情報や事例等を周知し、効果的な実践につなげていくことで、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として実施したものである。

平成27年度においては、全国セミナーを1か所（宮城県仙台市）で、地方開催を2か所（愛知県名古屋市及び広島市）で開催し、拠点事業において取り組むべき4つの基本事業（①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施）の再確認や利用者支援事業の必要性や効果的な実践方法等を主な研修内容として実施したところであり、参加者からは、「実践者の活動の様子を知ることができ、悩みや思っていることが同じなのだとわかり、安心した」、「毎年変わる制度の概要を知るよい機会になった」等の感想が寄せられ、一定の効果があつたと考えられる。このため、平成28年度も引き続き本研修を実施し、更なる研修内容の充実を図ることとしているので、平成27年度同様、自治体担当者を含め積極的な受講をお願いしたい。

なお、平成28年度における本研修の開催地は今後決定することとなるが、開催地となられた場合にはご協力をお願いしたい。

(2) 整備費の拡充について

地域子育て支援拠点施設の整備に対する支援については、これまで「次世代育成支援対策施設整備交付金」における「子育て支援のための拠点施設」の区分の中で、公立施設を対象を限定して実施してきたところである。

一億総活躍社会に向けた「新3本の矢」のうちの第2の矢「夢を紡ぐ子育て支援」の一環として、妊娠・出産・子育てに係る不安を解消するため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の仕組みを整備することとしており、この一環として、地域子育て支援拠点施設について、

他の民間法人が実施できる事業と同様に、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人等について新たに整備費の対象に加えることとしたので、積極的にご活用いただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に周知いただくようお願いしたい。

なお、利用者支援事業についても同様の取扱とするので、併せて、積極的にご活用いただくとともに、管内市町村に周知いただきたい。

(3) 従事者の資格要件に係る留意事項について

地域子育て支援拠点事業に従事する者の資格要件に関して、保育士等の資格を要件として求めている事例があるとの報告がなされることがある。

この従事者については、児童福祉法施行規則第1条の7第1号において「子育て支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と経験を有するもの」と定められ、実施要綱において子育て支援員研修の受講を推奨しているところであるが、当事者性をいかした支援を行う本事業の趣旨に鑑み、保育士等の資格を必ずしも要件として求めていることから、各都道府県においても、ご留意をいただくとともに、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

(4) 会計検査院の实地検査における指摘事項について

会計検査院が平成26年度に実施した实地検査においては、地域子育て支援拠点事業に係る執行について、週当たりの開設日数や専任職員の配置状況が実施要綱等に定める要件を満たしていないこと等により、国庫補助金等の過大交付の指摘を受けた事例が見られた。

具体的には、

- ・ 開設時間中は施設を常時開放しなければならないが、施設開放をしない電話相談等の実施日も開設日と誤認し、開設日数を満たさなかった。
- ・ 開設時間中は専任職員を2名配置しなければならないが、保育所で実施した拠点事業において、拠点事業に従事していた保育士が開設時間中に保育所業務にも従事したため、拠点事業に専任しているとは言えず、専任職員の配置の要件を満たさなかった。

等の指摘を受けたものである。

発生原因としては、自治体直営の場合は市町村において、事業や実施要綱に対する担当者の理解が不十分であったことが考えられる。また、補助等による民営の場合は事業実施者において、事業や実施要綱に対する理解が不十分であったことや事業実施者に対する市町村の指導等が不

十分であったことが考えられる。

このため、今後は、市町村においては、担当者の事業や実施要綱に対する理解促進に努めるとともに、民営の事業実施者の理解促進を図るための説明会の開催や、報告書類等に対する審査の厳格化、現場に出向いての実施状況の確認を行うなど、具体的な対応をお願いしたい。

各都道府県等においても、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

4. 利用者支援事業の推進について

(1) 基本型・特定型について（関連資料6参照）

利用者支援事業は、子ども、その保護者等又は妊娠している方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

国としては、子育て家庭のニーズを施設・事業の利用に結び付ける上で、市町村子ども・子育て支援事業計画と「車の両輪」となる極めて重要な事業であると位置づけており、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、平成31年度末までに1,800か所の設置を目標（母子保健型を除く）としているが、平成26年度は323か所（基本型160か所・特定型163か所：国庫補助対象分）の実施に止まっている状況である。

特に基本型において実施が進まない主な要因としては、従来から実施している地域子育て支援拠点事業における相談事業との違いが分かりづらいたの指摘がある。この点については、地域子育て支援拠点事業も基本型も、身近な地域にあって敷居が低く出入りしやすい施設等において相談に応じる点では共通であるが、基本型では、単なる相談や照会に応じるに止まらず、多種多様な課題や悩みを抱える子育て家庭にとっての最初の窓口として、利用者の立場に立って一緒に解決方法を考え、その個別ニーズに応じたサービス等に適切につなげていくという機能を有していることが特徴である。また、子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり、地域で必要な社会資源の開発等を行うという機能も有していることも特徴である。

次に、基本型の利用者支援専門員として従事するには、一定の実務経験が求められることや、子育て支援員研修の受講が要件（義務）となっていることもその要因の一つであるとの指摘がある。この点については、利用者支援専門員の職務の重要性に鑑み、一定の実務経験や基礎的な知識及び技能の習得を前提として従事していただくことが肝要であると考えているため、こうした要件の設定についてご理解いただくとともに、人材確保及び人材育成にご尽力いただきたい。なお、子育て支援員研修の受講については、一定の場合には、従事開始後の受講も可とする旨の経過措置を設けているところである。

このような観点から、地域子育て支援拠点施設で実施する基本型は、子どもを遊びに連れて行くのに合わせて気軽に相談できる、信頼関係のある拠点スタッフに相談でき安心感がある、当事者目線での幅広い子育て相談が可能等のメリットがあると考えられる。参考資料として、地域

子育て支援拠点施設で実施する基本型の先進事例を掲載したので、参考としていただきつつ、積極的な事業実施に努めていただきたい。

(2) 母子保健型について

母子保健型は、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施することとしている。平成28年度予算案においては、各市区町村の規模等に応じた取組が可能となるよう、これまで1市町村当たりであった補助額を1か所当たりの補助額に変更することとしているため、事業の積極的な実施をお願いする。

5. 児童厚生施設の設置運営等について

(1) 児童館・児童センターの運営について（関連資料7参照）

地域における子どもたちの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、児童館・児童センターが地域の期待に応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

<児童館の活動内容>

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③保護者の子育て支援 | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動 |
| ⑦放課後児童クラブの実施 | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図られたい。

また、国が平成26年7月に策定した子ども・子育て支援新制度における基本的な指針（平成26年7月内閣府告示第159号）の中で、子どもの育ちに関する理念について、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である」と記載している。

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館の取り組みは、まさにこの理念を具現化していく場そのものであり、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

子どもの成長は、発達段階に応じて課題があり、遊びや生活の中で、課題を体得して成長していく。遊び及び生活を通じた子どもの健全な育成を支援していくことはこうした子どもの成長・発達を支えるものであり、その重要性を認識しつつ、児童館ガイドラインに沿って、虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の

支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

また、特に、児童虐待の発生予防と早期発見のためには、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められる。

児童館は、日々通ってくる子どもの変化にいち早く気づく可能性もあり、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報の共有や役割分担を行い、関係機関が連携して対応する要保護児童対策地域協議会への児童館の積極的な参加をお願いする。

さらに、昨年12月18日に公表した平成27年の放課後児童クラブ実施状況調査では、昨年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、対象児童が6年生まで拡大されたことにより、特に小学4年生の待機児童数が大幅に増加したところである。高学年児童は、自身の意志や考えで自主的に行動できるようになることから、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館でも高学年児童向けの活動や場所を用意するなど、子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

なお、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容に着目した児童館の実践事例を取りまとめている。詳細については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、ご了知いただき、以下の(2)及び(3)の内容にも留意して、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

児童館実践事例集～「児童館ガイドライン」の活動内容に着目して～

(厚生労働省ホームページ)

- ・トップページの「分野別の政策」の“子ども・子育て”
- “子ども・子育て支援” → 「施策情報」の“子育て支援”
- 「放課後児童健全育成等」の“実施状況等”に掲載

(2) 子ども・子育て支援新制度における児童館の活用について

① 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべて

の子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。平成26年度において、児童館での実施が791か所となっており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

② 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付ける上で、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

③ ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業について

昨今、特に課題となっている子どもの貧困対策について、ひとり親家庭支援対策の推進として、平成28年度予算案において、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る子どもの生活・学習支援事業を実施することとしている。

現時点の事業概要については、資料268ページ（「2. ひとり親家庭等への自立支援について」→「(6) 子育て・生活支援について」→「①ひとり親家庭等生活向上事業について」→「ア 子どもの生活・学習支援事業の創設について」）に記載のとおりであるが、今後、実施要綱等を各自治体の児童館担当にも情報提供するので、児童館での実施について、積極的にご検討いただきたい。

なお、児童館における取組事例を掲載しているので、参考とされたい。（関連資料8参照）

(3) 児童館等に従事する者の人材育成について

① 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子ども

の主体性を尊重した活動の支援などの取り組みを進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、本年2月14日（日）、15日（月）に、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者、行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー ―子どもの視点から考える地域の居場所づくり―」を開催したところである。

本セミナーについては、平成28年度においても実施する予定であり、詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、管内市区町村を通じて、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただくよう、願います。

② 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として児童の健全育成上重要な役割を担っているため、平成27年度より、都道府県及び市町村が実施主体となって、児童館に従事する児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っているところである。

しかしながら、本年度の国への協議件数は11自治体に止まっており、すべての児童を対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

（4）社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について

昨年5月に設置した、社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」において、遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発等の在り方の検討を行っている。

1月29日に開催した第4回では、検討に当たって現状を把握するために実施した、『「こどもの城」が開発又は普及に携わってきた遊びのプログラム及び地域の児童館で行われている活動プログラムの実践状況調査』結果の分析及び評価について議論し、今般、そのとりまとめを行ったところである。（関連資料9参照）

本調査結果の中で、特に、「児童館ガイドライン」に関する内容では、「児童館ガイドライン」の内容に沿って運営されていると回答した児童館が92.7%となっており、「児童館ガイドライン」が児童館の運営や活動の向上を図る上で重要な役割を果たしていることが明らかになった。一方で、運営されていないと回答した児童館も5.2%（138館）あり、児童館長や職員への意識啓発及び周知徹底を図る方法などを更に検討する

ことが必要である。

また、児童館の活動内容で、「児童館ガイドライン」に記載されている活動内容の多くの項目の実施状況が9割を超えている中で、「子どもが意見を述べる場の提供」や「ボランティアの育成と活動」がともに約6割と低くなっており、地域によって差も生じている状況から、活動が低調な都道府県におかれては、その要因の分析、検証に取り組み、実施に向けてご検討いただきたい。

プログラムを実施した効果では、「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムについて、効果的だったプログラムがあると回答した児童館が76.1%（2,038館）あり、プログラムの内容に関して一定の評価が示されたところである。プログラムを効果的に実施していくには、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の専門性を高め、その役割を明確化していくことが重要であり、都道府県等において、先に（3）②で述べた児童厚生員等研修事業を積極的に活用いただくなど、職員の資質の向上への積極的な取組をお願いしたい。

本専門委員会においては、今後、遊びのプログラムの改定、開発に向けた検討を行うとともに、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行っていく予定である。

また、遊びのプログラムの改定、開発に向けた検討に関連して、平成28年度予算案において、『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及』に係る経費を計上しているが、特に発達障害など子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムの実践事例の把握を行うとともに、プログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を10か所程度選定（指定）して、モデル的にプログラムを実践することにより、当該プログラムが子どもの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資する調査研究を行うこととしているので、ご了知いただきたい。（関連資料10参照）

なお、『「こどもの城」が開発又は普及に携わってきた遊びのプログラム及び地域の児童館で行われている活動プログラムの実践状況調査』結果の分析及び評価のとりまとめ、概要版及び全体版詳細については、下記URLに掲載されているので、ご活用いただきたい。

（参考 URL）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html

健全育成のための活動プログラム

(5) 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

(6) 児童館、児童センターに係る整備費への国庫補助について

児童館、児童センターに係る施設整備費への国庫補助については、平成24年度から次世代育成支援対策施設整備交付金により実施しているところであるが、平成27年度の執行においては、次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱に基づき、

- ・ 創設については、放課後児童クラブを併せて実施するための整備や、多機能化を図るための施設
- ・ 大規模修繕については、耐震補強など、利用児童の安全確保や健康被害の予防に資する整備

などの事業について、同一市町村内における整備状況や建物の老朽度等を踏まえて採択したところである。

また、全国の児童館・児童センターの建物の状況としては、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」（調査基準日は平成25年10月1日現在）によれば、耐震化率が80.7%に留まっていることも踏まえ、平成28年度においても、これらの状況の改善に向けた整備などの事業を採択することとなるので、この点を十分勘案した上で整備計画を策定されたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査結果」における児童厚生施設の耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D+E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
児童厚生施設（児童遊園を除く）	4,181	2,660	443	269	3,372	80.7%
公立	4,015	2,540	439	268	3,247	80.9%
私立	166	120	4	1	125	75.3%

6. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

(関連資料11・12参照)

家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

また、平成26年4月の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた検討会」の報告書の提言では、①活動への支援の充実、②力量を高める取組、③地方自治体等の理解の促進に向けた取組、④国民の理解の促進に向けた取組が盛り込まれており、地方自治体等においても、民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた取組にご協力をお願いしたい。

さらに、地域住民に対して、児童委員・主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、円滑な活動に必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いする。

なお、社会・援護局地域福祉課で作成した「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」（平成24年7月作成）も参考にされたい。

自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集

(厚生労働省ホームページ)

- ・トップページの「分野別の政策」の“福祉・介護”
 - “生活保護・福祉一般” → 「施策情報」の“民生委員”
 - “民生委員に対する個人情報の提供状況等について”
に掲載

(2) 関係機関との連携について

民生委員・児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・援助活動の他、関係行政機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所など）への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づ

くりが必要である。

特に、市区町村の要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援や児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、児童に関する問題については、学校だけでは抱えきれない問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教員と児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できることから、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

(3) 児童委員・主任児童委員の一斉改選について

(関連資料13参照)

児童委員・主任児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるところであり、「民生委員・児童委員の選任について」(平成22年2月23日雇児発0223第1号、社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)、「民生委員・児童委員の定数基準について」(平成13年6月29日雇児発第433号、社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)及び「主任児童委員の選任について」(平成13年11月30日雇児発第762号、社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)により、その準備を進めていただきたい。

また、平成26年度末では、委員定数に対する充足率が98.2%であり、全国で4,200名余の欠員が生じており、「なり手」の確保が課題となっているので、できるだけ早くから一斉改選に備えていただきたい。

(4) 民生委員制度創設100周年について (関連資料14参照)

平成29年度は、民生委員制度の起源である「濟世顧問制度」が発足してから100周年、児童委員制度が創設されてから70周年の記念すべき年を迎える。現在、全国民生委員児童委員連合会においては、制度発足100周年に向け、

- ・23万人の民生委員による全国一斉調査の実施
- ・今後の民生委員制度のあり方の検討
- ・100周年記念式典の開催

などの検討が進められている。厚生労働省としては、全国民生委員児童委員連合会等とも連携を図りつつ、これらの取組に対して必要なバッ

クアップを行うこととしている。各自治体におかれては、今後、地域レベルでも様々な行事、取組が挙行されることが想定されるので、積極的なご支援をお願いしたい。

7. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいている。

母親クラブ等の活動費の助成については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

なお、行政が地域組織と積極的に連携し、児童の健全育成や子育て支援に効果的に取り組んでいる例をとりまとめた「行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～」(平成23年10月20日雇児育発1020第1号)も参考とされたい。

行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～
(平成23年10月20日 雇児育発1020第1号)

(厚生労働省ホームページ)

- ・トップページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”
 - “子ども・子育て支援” → 「施策情報」の“子育て支援”
 - “地域組織活動”に掲載。

8. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間で「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行っている。

(2) 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（平成27年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。当該期間中、4,751作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成28年度児童福祉週間の標語と決定した。

<平成28年度児童福祉週間標語>

その笑顔 未来を照らす 道しるべ

ましと 増戸 はるか 遥さん 13歳 福島県

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしているので、引き続き積極的な取組をお願いします。

9. 児童福祉文化財の普及について（関連資料15参照）

社会保障審議会では、児童の健やかな育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。

厚生労働省のホームページには最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているので、各自治体におかれても児童福祉文化財の普及に御協力をお願いする。

社会保障審議会推薦児童福祉文化財一覧

（厚生労働省ホームページ）

- ・トップページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”
→ “子ども・子育て支援” → 「施策情報」の“子育て支援”
→ “児童福祉文化財”に掲載。

10. 放課後子ども総合プラン等に関する文部科学省の取組について（関連資料16参照）

文部科学省では、地域の協力を得て放課後等に学習・体験活動の機会を全ての子供たちに提供する放課後子供教室を実施している。（平成27年8月現在、全国14,392箇所で開催されており、公立小学校における実施率は約50%）

平成26年7月に厚生労働省と共同で策定した「放課後子ども総合プラン」では、一体型を中心とする放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等のため、活動場所として、学校施設の徹底活用を目指しており、余裕教室等の活用や、一時的な使用を推進している。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）に基づき、教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として設置された総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策の在り方を十分協議いただきたい。

また、一体型で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施する場合は、学校区毎に放課後児童クラブと放課後子供教室、学校関係者などが参画する協議会を設置し、情報共有を図っていただきたい。

については、各学校や教育委員会と放課後児童クラブが、より一層情報共有・連携を図り、「放課後子ども総合プラン」の推進が図られるよう、福祉部局におかれても御尽力いただきたい。

[関連資料：少子化総合対策室]

放課後児童クラブの概要

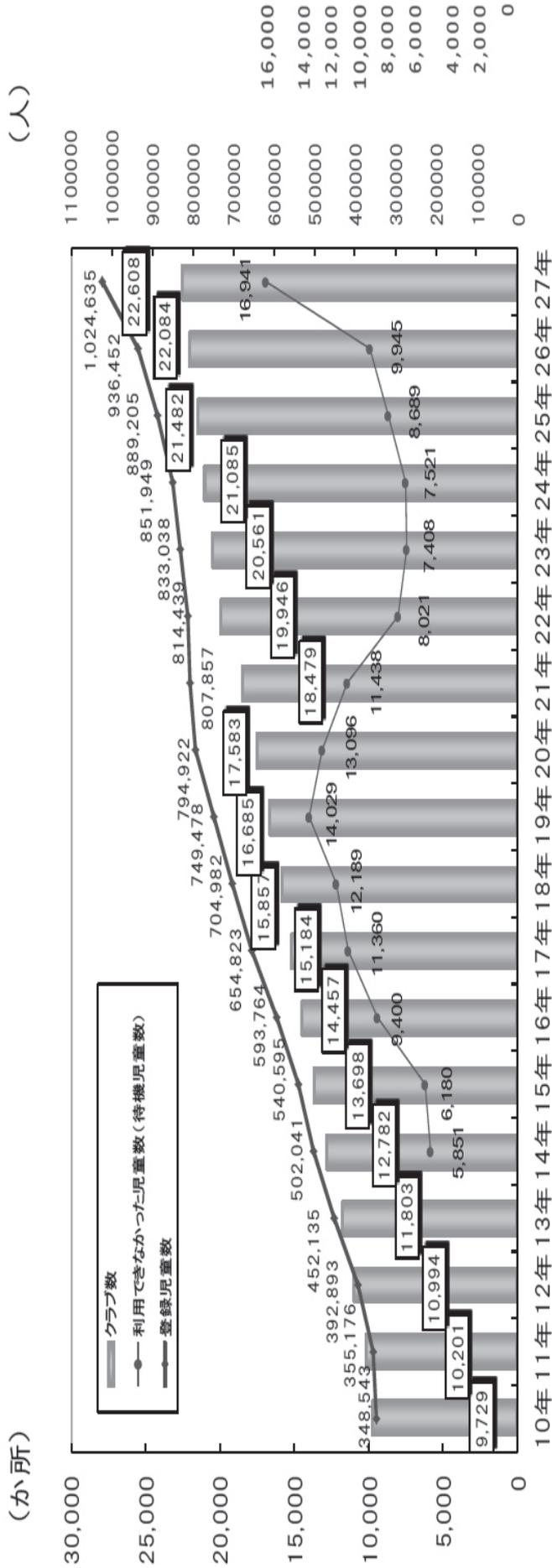
【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)
 ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成27年5月現在) 【今後の展開】

- クラブ数 22,608か所
 (参考:全国の小学校20,113校)
 - 支援の単位数 26,528単位(平成27年より調査)
 - 登録児童数 1,024,635人
 - 利用できなかった児童数(待機児童数) 16,941人
 [利用できなかった児童がいるクラブ数 2,454か所]
- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)
 ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
 ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
 ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、
 うち1万か所以上を一体型で実施

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数(待機児童数)の推移】



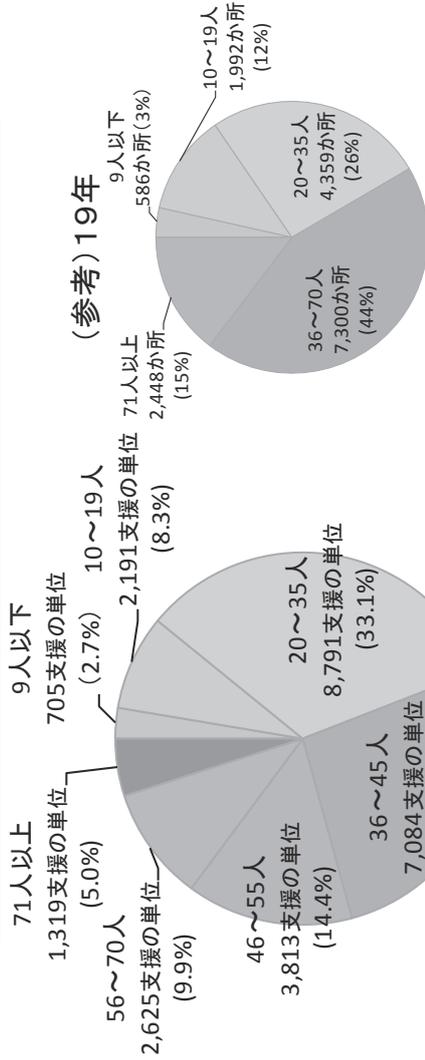
※各年5月1日現在(育成環境課調)
 (平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調)

放課後児童クラブの現状①

※平成27年5月1日現在(育成環境課調)
 (平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調)

○登録児童数の規模別の状況

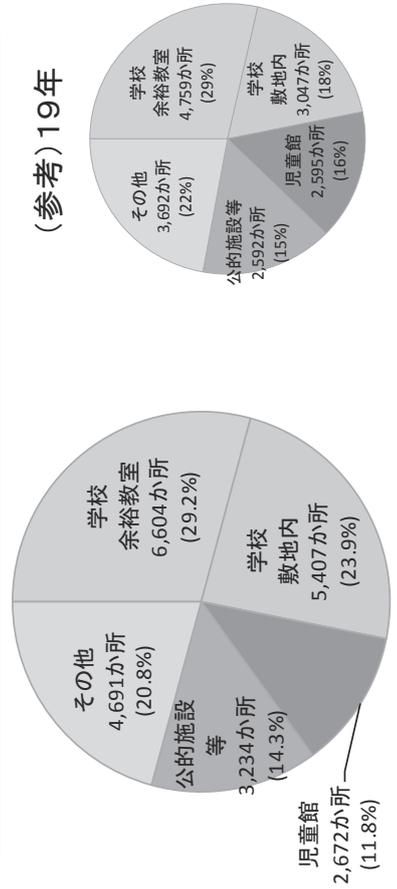
登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約71%を占める。



※19年調査では、36人~70人の内訳は把握していない。
 ※19年調査は、クラブ単位の数

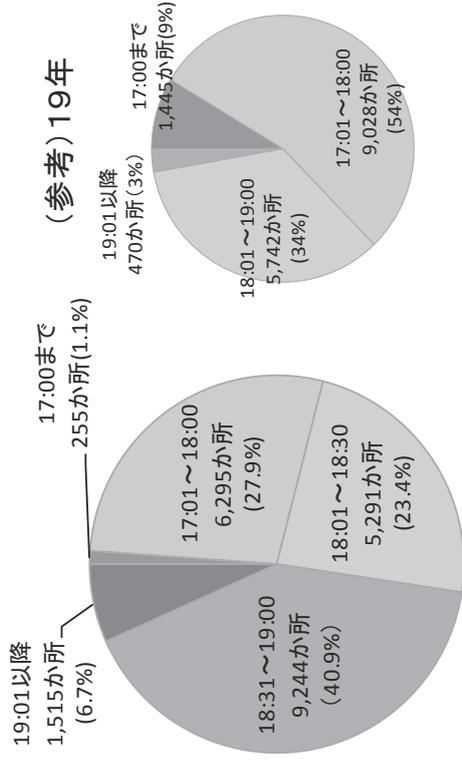
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約53%、児童館が約12%であり、これらで全体の約65%を占める。



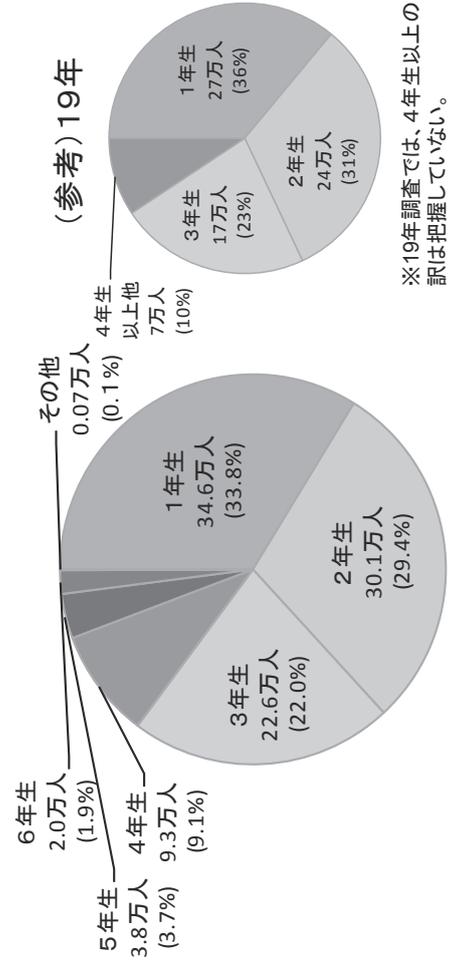
○終了時刻の状況(平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約48%を占める。



○学年別登録児童数の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約85%を占める。



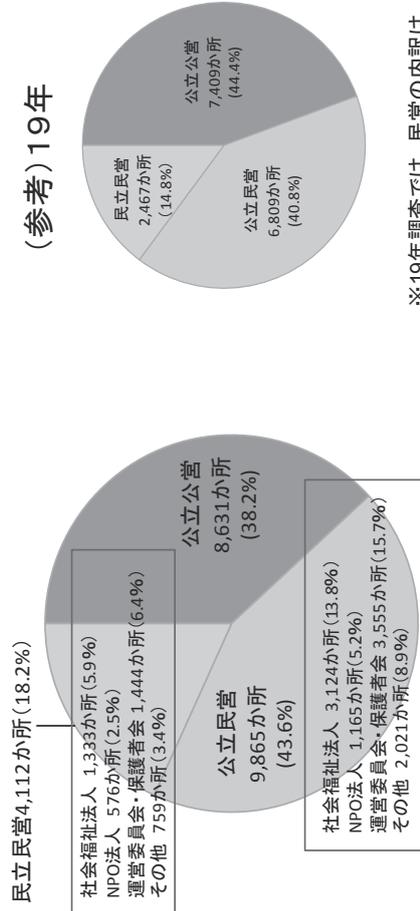
※19年調査では、4年生以上の内訳は把握していない。

放課後児童クラブの現状②

※平成27年5月1日現在(育成環境課調)
 (平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調)

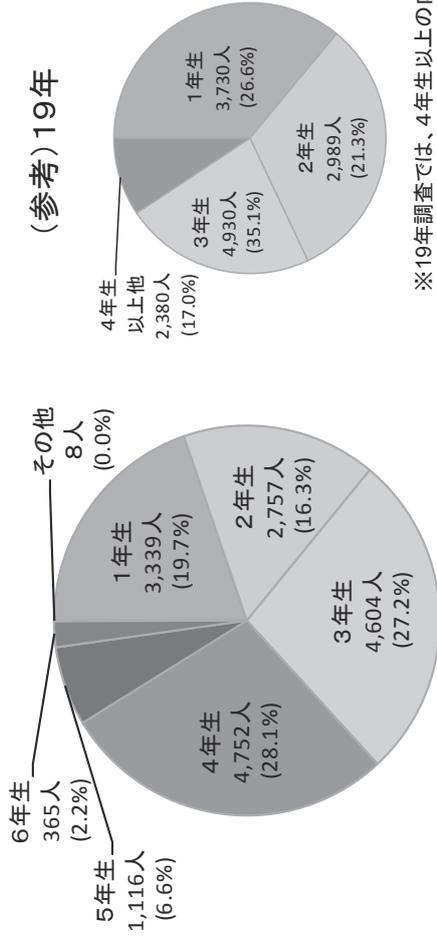
○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況で見ると、公設公営と公設民営のクラブが全体の約82%を占める。



○待機児童数の学年別の状況

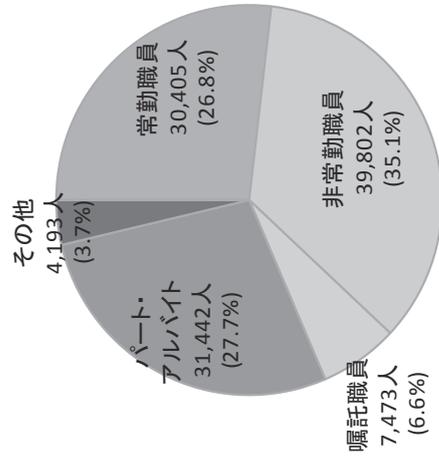
小学校1年生から3年生までで全体の約63%を占める。また、小学4年生が約28%を占める。



○放課後児童支援員等の状況

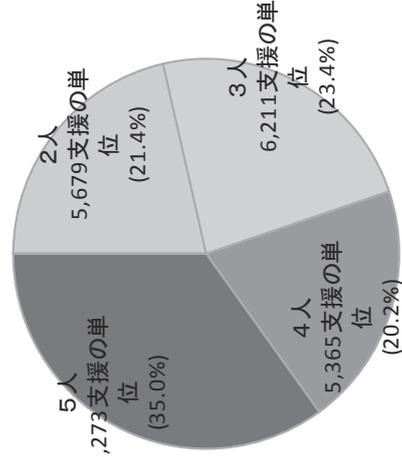
①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約27%を占める。



②支援の単位あたりの人数

5人以上配置しているところが全体の約35%を占める。

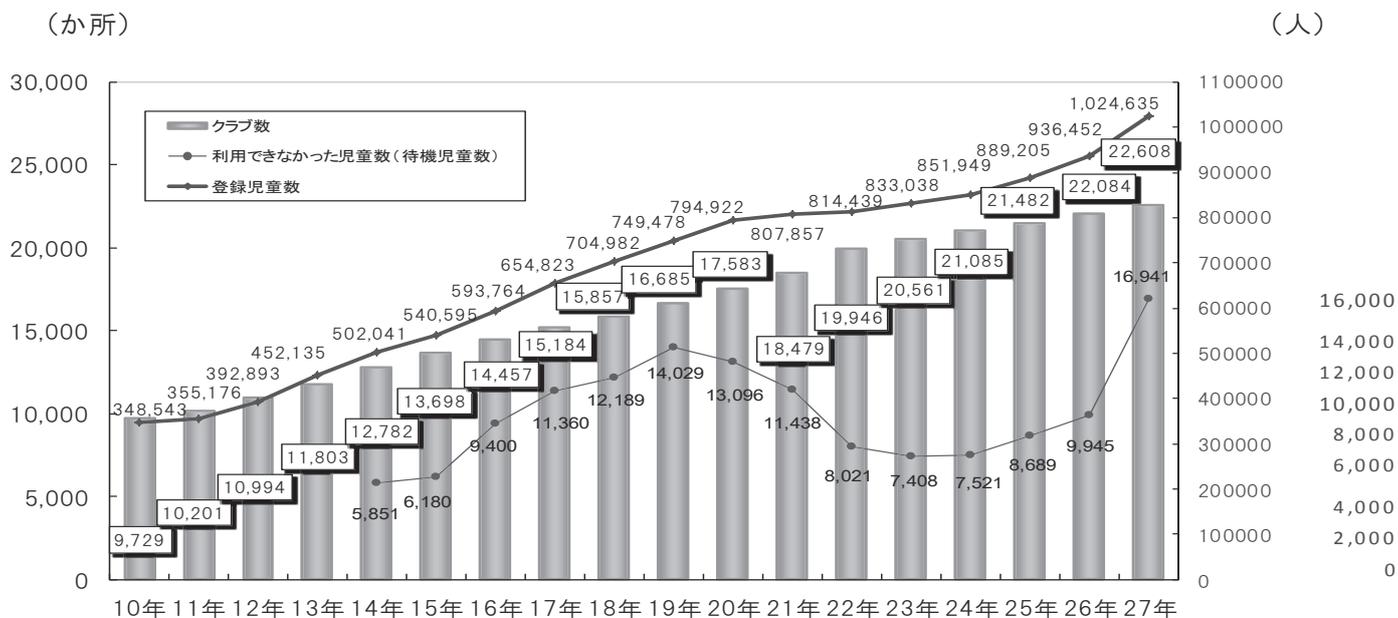


放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】

1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、登録児童数は、対前年88,183人増の1,024,635人、クラブ数は、対前年524か所増の22,608か所となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年6,996人増の16,941人となっている。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数(待機児童数)の推移】



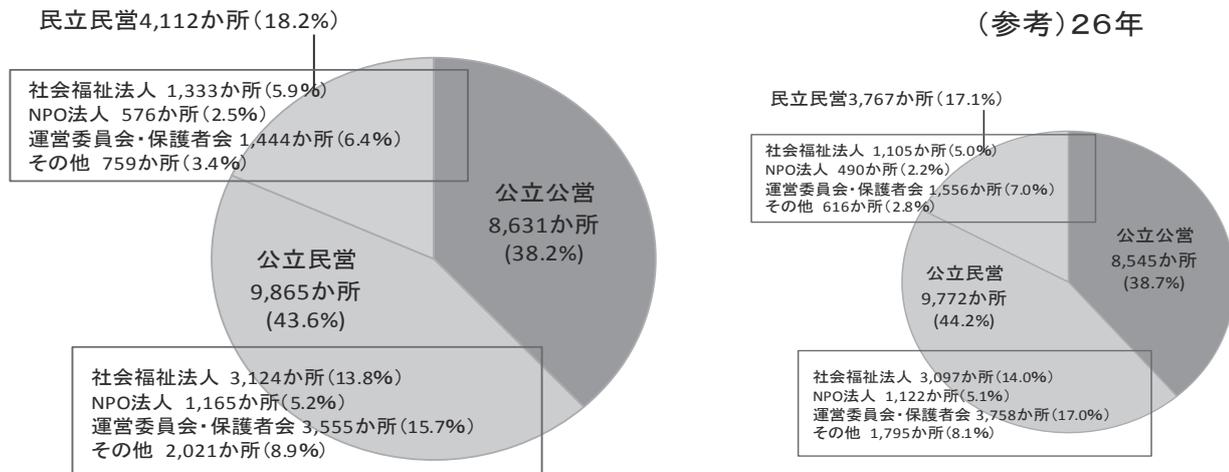
※各年5月1日現在(育成環境課調)
(平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室)

(参考)人口動態統計調査

	平成15年 (現6年生)	平成16年 (現5年生)	平成17年 (現4年生)	平成18年 (現3年生)	平成19年 (現2年生)	平成20年 (現1年生)	平成21年 (来年1年生)	平成22年	平成23年	平成24年
出生数 (人)	1,123,610	1,110,721	1,062,530	1,092,674	1,089,818	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231
増減 (人)	▲30,245	▲12,889	▲48,191	30,144	▲2,856	1,338	▲21,121	1,269	▲20,498	▲13,575

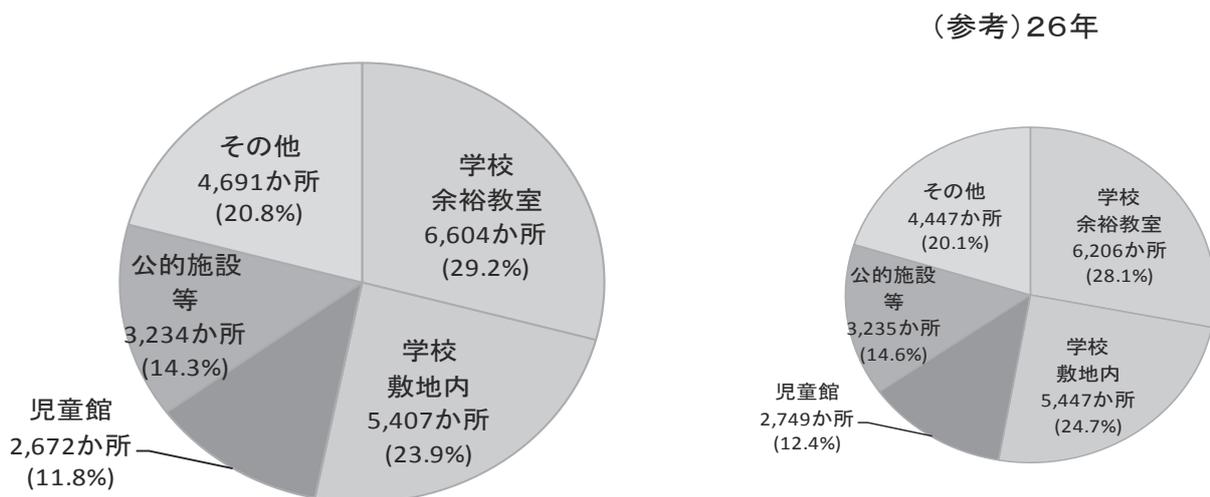
2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況で見ると、公立公営と公立民営のクラブが全体の約82%を占めている。



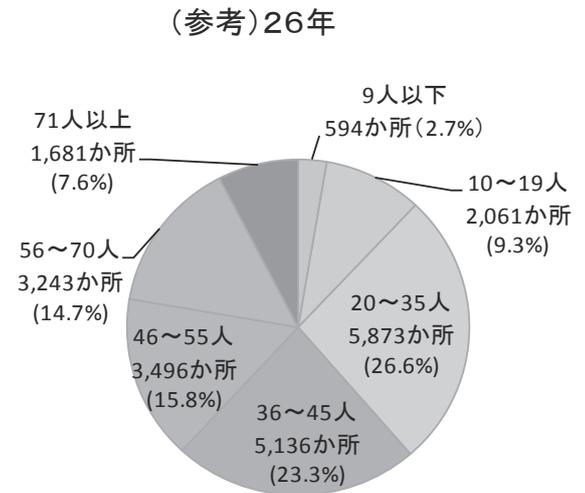
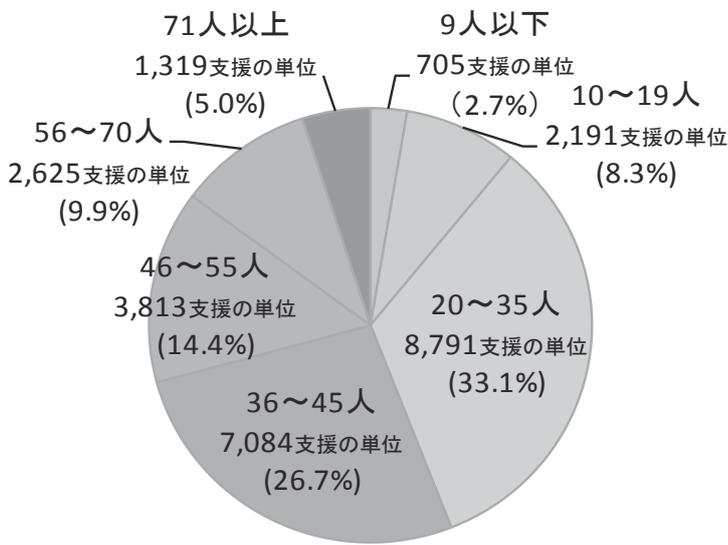
3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約53%、児童館が約12%であり、これらで全体の約65%を占めている。



4. 登録児童数の規模別の状況

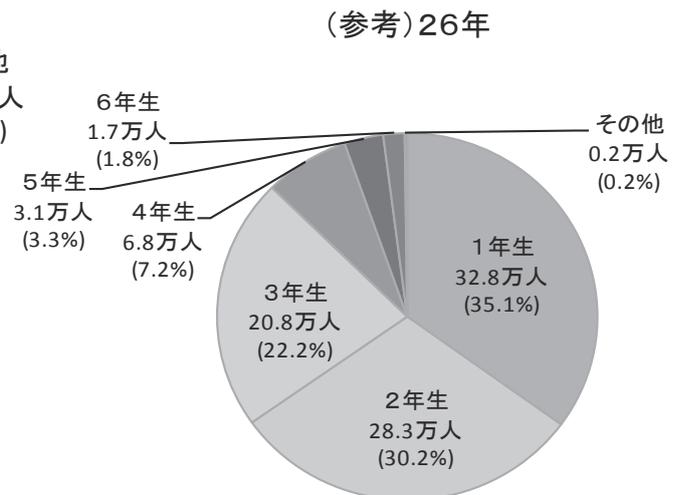
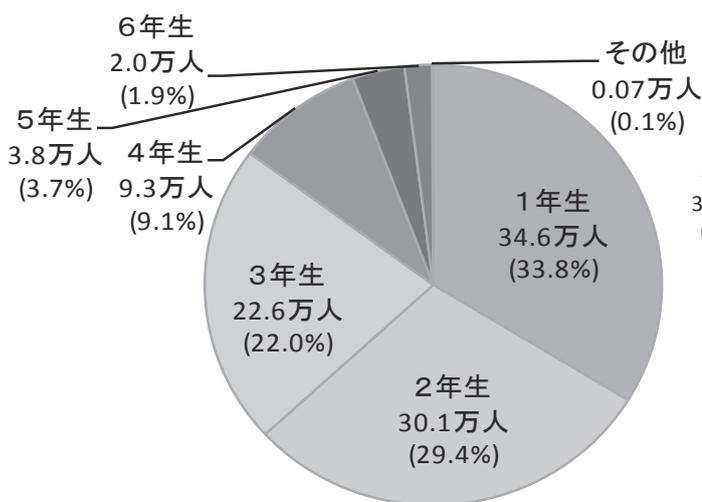
○ 登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約71%を占めている。



※平成26年は、クラブ単位の数

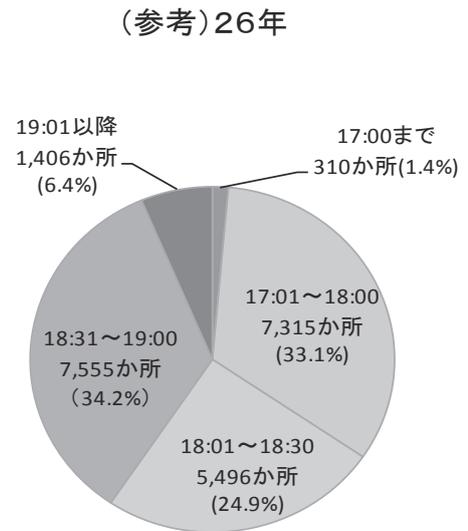
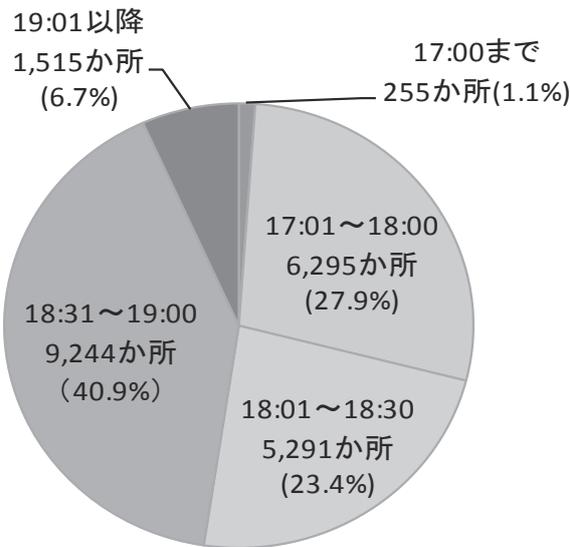
5. 学年別登録児童数の状況

○ 小学校1年生から3年生までで全体の約85%を占めている。また、小学校4年生が約7%から約9%と増加傾向にある。



6. 終了時刻の状況(平日)

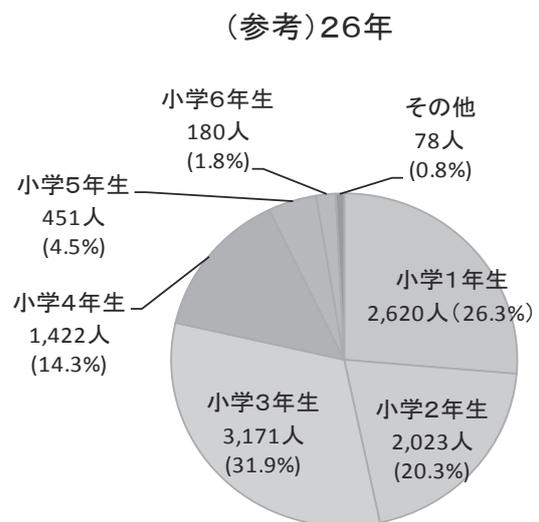
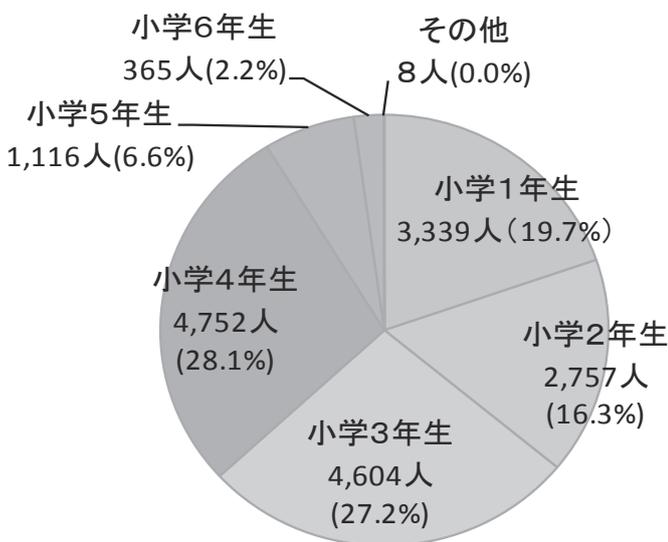
○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約48%を占めている。



※平日に開所されているクラブ数
(22,600)に対する割合

7. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況でみると、26年と比べて小学1年生から3年生が2,886人増、小学4年生から6年生が4,180人増となっている。



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 各年5月1日現在の育成環境課調査
(平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	平成27年	平成26年	増減
クラブ数	22,608か所	22,084か所	524か所
支援の単位数	26,528支援の単位	-	-
利用定員数	1,117,671人	-	-
登録児童数	1,024,635人	936,452人	88,183人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,603市町村(92.1%) [1,741市町村]	1,598市町村(91.8%) [1,741市町村]	5市町村(0.3ポイント) [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,496小学校区(82.0%) [20,113小学校区]	16,651小学校区(81.8%) [20,357小学校区]	▲155小学校区(0.2ポイント) [▲244小学校区]

注1:実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校及び0学級の小学校は除く)である。

注3:支援の単位数及び利用定員数は、平成27年より項目を新たに設けて調査したものの。

(参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年
クラブ数(か所)	22,084	21,482	21,085	20,561	19,946
増減	602	397	524	615	1,467
登録児童数(人)	936,452	889,205	851,949	833,038	814,439
増減	47,247	37,256	18,911	18,599	6,582
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,598(91.8%) [1,741]	1,595(91.6%) [1,742]	1,591(91.3%) [1,742]	1,574(90.7%) [1,735]	1,580(90.3%) [1,750]

※平成23年の数値は、東日本大震災の影響で調査を実施できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計している。

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成27年	平成26年	増減
公立公営	8,631 (38.2%)	8,545 (38.7%)	86
公立民営(合計)	9,865 (43.6%)	9,772 (44.2%)	93
社会福祉法人	3,124 (13.8%)	3,097 (14.0%)	27
民法34条法人	819 (3.6%)	814 (3.7%)	5
NPO法人	1,165 (5.2%)	1,122 (5.1%)	43
運営委員会・保護者会	3,555 (15.7%)	3,758 (17.0%)	▲203
任意団体	290 (1.3%)	347 (1.6%)	▲57
株式会社	525 (2.3%)	-	525
学校法人	172 (0.8%)	-	172
その他	215 (1.0%)	634 (2.9%)	▲419
私立民営(合計)	4,112 (18.2%)	3,767 (17.1%)	345
社会福祉法人	1,333 (5.9%)	1,105 (5.0%)	228
民法34条法人	87 (0.4%)	84 (0.4%)	3
NPO法人	576 (2.5%)	490 (2.2%)	86
運営委員会・保護者会	1,444 (6.4%)	1,556 (7.0%)	▲112
任意団体	50 (0.2%)	38 (0.2%)	12
株式会社	115 (0.5%)	-	115
学校法人	186 (0.8%)	-	186
その他	321 (1.4%)	494 (2.2%)	▲173
計	22,608 (100.0%)	22,084 (100.0%)	524

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:公立民営・私立民営については、その運営主体ごとの内訳である。

注3:株式会社及び学校法人は、平成27年より項目を新たに設けて調査したものであり、平成26年においては、その他に含まれる。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 27 年	平成 26 年	増減
小学校	12,011 (53.1%)	11,653 (52.8%)	358
学校の余裕教室	6,604 (29.2%)	6,206 (28.1%)	398
学校敷地内専用施設	5,407 (23.9%)	5,447 (24.7%)	▲ 40
児童館・児童センター	2,672 (11.8%)	2,749 (12.4%)	▲ 77
公的施設利用	1,684 (7.4%)	1,739 (7.9%)	▲ 55
民家・アパート	1,226 (5.4%)	1,223 (5.5%)	3
保育所	960 (4.2%)	1,021 (4.6%)	▲ 61
公有地専用施設	1,550 (6.9%)	1,496 (6.8%)	54
民有地専用施設	1,152 (5.1%)	1,076 (4.9%)	76
幼稚園	388 (1.7%)	435 (2.0%)	▲ 47
団地集会室	117 (0.5%)	129 (0.6%)	▲ 12
商店街空き店舗	279 (1.2%)	158 (0.7%)	121
認定こども園	155 (0.7%)	—	155
その他	414 (1.8%)	405 (1.8%)	9
計	22,608 (100.0%)	22,084 (100.0%)	524

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:認定こども園は、平成27年より項目を新たに設けて調査したものであり、平成26年においては、その他に含まれる。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 27 年
9人以下	705 (2.7%)
10人～19人	2,191 (8.3%)
20人～35人	8,791 (33.1%)
36人～45人	7,084 (26.7%)
46人～55人	3,813 (14.4%)
56人～70人	2,625 (9.9%)
71人以上	1,319 (5.0%)
計	26,528 (100.0%)

注:()内は平成27年の総数に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 27 年	平成 26 年	増減
9人以下	578 (2.6%)	594 (2.7%)	▲ 16
10人～19人	2,001 (8.9%)	2,061 (9.3%)	▲ 60
20人～35人	5,745 (25.4%)	5,873 (26.6%)	▲ 128
36人～45人	5,093 (22.5%)	5,136 (23.3%)	▲ 43
46人～55人	3,316 (14.7%)	3,496 (15.8%)	▲ 180
56人～70人	3,161 (14.0%)	3,243 (14.7%)	▲ 82
71人以上	2,714 (12.0%)	1,681 (7.6%)	1,033
計	22,608 (100.0%)	22,084 (100.0%)	524

注:()内は各年の総数に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 27 年	
9人以下	97	(0.4%)
10人～19人	827	(3.1%)
20人～35人	7,737	(29.2%)
36人～45人	9,922	(37.4%)
46人～55人	3,325	(12.5%)
56人～70人	3,103	(11.7%)
71人以上	1,198	(4.5%)
設定していない	319	(1.2%)
計	26,528	(100.0%)

注:()内は全支援の単位数(27年:26,528)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 27 年	
9人以下	82	(0.4%)
10人～19人	649	(2.9%)
20人～35人	4,670	(20.7%)
36人～45人	7,412	(32.8%)
46人～55人	2,884	(12.8%)
56人～70人	3,715	(16.4%)
71人以上	2,941	(13.0%)
設定していない	255	(1.1%)
計	22,608	(100.0%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 27 年		平成 26 年		増減
小学1年生	346,232	(33.8%)	328,231	(35.1%)	18,001
小学2年生	301,006	(29.4%)	282,592	(30.2%)	18,414
小学3年生	225,934	(22.0%)	207,555	(22.2%)	18,379
小学4年生	93,003	(9.1%)	67,802	(7.2%)	25,201
小学5年生	37,673	(3.7%)	30,830	(3.3%)	6,843
小学6年生	20,039	(1.9%)	17,178	(1.8%)	2,861
その他	748	(0.1%)	2,264	(0.2%)	▲ 1,516
計	1,024,635	(100.0%)	936,452	(100.0%)	88,183

注:()内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	平成 27 年		平成 26 年		増減
199日以下	77	(0.3%)	25	(0.1%)	52
200日～249日	1,031	(4.6%)	903	(4.1%)	128
250日～279日	4,085	(18.1%)	3,537	(16.0%)	548
280日～299日	17,090	(75.6%)	17,279	(78.2%)	▲ 189
300日以上	325	(1.4%)	340	(1.5%)	▲ 15
計	22,608	(100.0%)	22,084	(100.0%)	524

注:()内は各年の総数に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 27 年	平成 26 年	増減
11:00以前	2,392 (10.6%)	2,894 (13.1%)	▲ 502
11:01 ~ 12:00	2,385 (10.6%)	2,235 (10.1%)	150
12:01 ~ 13:00	7,449 (33.0%)	7,540 (34.2%)	▲ 91
13:01 ~ 14:00	7,265 (32.1%)	6,757 (30.6%)	508
14:01以降	3,109 (13.8%)	2,656 (12.0%)	453
計	22,600 (100.0%)	22,082 (100.0%)	518

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[27年:22,600]、[26年:22,082]は、平日に開所しているクラブ数。

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 27 年	平成 26 年	増減
17:00まで	255 (1.1%)	310 (1.4%)	▲ 55
17:01 ~ 18:00	6,295 (27.9%)	7,315 (33.1%)	▲ 1,020
18:01 ~ 18:30	5,291 (23.4%)	5,496 (24.9%)	▲ 205
18:31 ~ 19:00	9,244 (40.9%)	7,555 (34.2%)	1,689
19:01以降	1,515 (6.7%)	1,406 (6.4%)	109
計	22,600 (100.0%)	22,082 (100.0%)	518

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[27年:22,600]、[26年:22,082]は、平日に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 27 年	平成 26 年	増減
6:59以前	10 (0.0%)	9 (0.0%)	1
7:00 ~ 7:59	5,922 (26.3%)	4,966 (22.5%)	956
8:00 ~ 8:59	15,972 (71.0%)	16,134 (73.3%)	▲ 162
9:00 ~ 9:59	561 (2.5%)	877 (4.0%)	▲ 316
10:00以降	42 (0.2%)	39 (0.2%)	3
計	22,507 (100.0%)	22,025 (100.0%)	482

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[27年:22,507]、[26年:22,025]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 27 年	平成 26 年	増減
17:00まで	359 (1.6%)	568 (2.6%)	▲ 209
17:01 ~ 18:00	6,417 (28.5%)	7,316 (33.2%)	▲ 899
18:01 ~ 18:30	5,230 (23.2%)	5,333 (24.2%)	▲ 103
18:31 ~ 19:00	9,057 (40.3%)	7,442 (33.8%)	1,615
19:01以降	1,444 (6.4%)	1,366 (6.2%)	78
計	22,507 (100.0%)	22,025 (100.0%)	482

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[27年:22,507]、[26年:22,025]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	平成 27 年	平成 26 年	増減
土曜日 〔毎週開所以外〕	21,264 (94.1%) 〔4,000〕	20,838 (94.4%) 〔3,619〕	426 〔381〕
日曜日	1,671 (7.4%)	1,683 (7.6%)	▲ 12
夏休み等	22,298 (98.6%)	21,813 (98.8%)	485

注1:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

注2:()内は毎週開所以外のクラブ数であり、内数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 27 年	平成 26 年	増減
1人	5,008 (41.2%)	5,294 (44.3%)	▲ 286
2人	2,981 (24.5%)	3,023 (25.3%)	▲ 42
3人	1,691 (13.9%)	1,539 (12.9%)	152
4人	926 (7.6%)	866 (7.2%)	60
5人以上	1,560 (12.8%)	1,229 (10.3%)	331
計	12,166 (100.0%)	11,951 (100.0%)	215

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、27年:53.8%、26年:54.1%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	平成 27 年	平成 26 年	増減
障害児受入の 定員無し	9,149 (75.2%)	10,838 (90.7%)	▲ 1,689
障害児受入の 定員有り	3,017 (24.8%)	1,113 (9.3%)	1,904
計	12,166 (100.0%)	11,951 (100.0%)	215

注:()内は各年の総数に対する割合である。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 27 年	平成 26 年	増減
小学1年生	7,462 (24.6%)	6,890 (24.8%)	572
小学2年生	7,928 (26.1%)	7,480 (26.9%)	448
小学3年生	6,928 (22.8%)	6,335 (22.8%)	593
小学4年生	4,007 (13.2%)	3,309 (11.9%)	698
小学5年生	2,308 (7.6%)	2,083 (7.5%)	225
小学6年生	1,634 (5.4%)	1,582 (5.7%)	52
その他	85 (0.3%)	97 (0.3%)	▲ 12
計	30,352 (100.0%)	27,776 (100.0%)	2,576

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、27年:3.0%、26年:3.0%である。

16 利用できなかった児童(待機児童)のいるクラブ数の状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
利用できなかった 児童がいるクラブ数	2,454 (10.9%)	1,753 (7.9%)	701

注:利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

17 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
小学1年生	3,339 (19.7%) [51]	2,620 (26.3%) [56]	719 [▲ 5]
小学2年生	2,757 (16.3%) [27]	2,023 (20.3%) [34]	734 [▲ 7]
小学3年生	4,604 (27.2%) [53]	3,171 (31.9%) [39]	1,433 [14]
小学4年生	4,752 (28.1%) [52]	1,422 (14.3%) [29]	3,330 [23]
小学5年生	1,116 (6.6%) [17]	451 (4.5%) [16]	665 [1]
小学6年生	365 (2.2%) [16]	180 (1.8%) [6]	185 [10]
その他	8 (0.0%) [0]	78 (0.8%) [0]	▲ 70 [0]
計	16,941 (100.0%) [216]	9,945 (100.0%) [180]	6,996 [36]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

18 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
4月1日より受入	21,688 (95.9%)	21,374 (96.8%)	314

注:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

19 専用区画の有無の状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
専用区画有り	22,247 (98.4%)	21,532 (97.5%)	715

注:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

20 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
1.65㎡以上	16,876 (74.6%)	16,186 (73.3%)	690

注:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

21 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
専用区画に 静養スペース有り	14,142 (62.6%)	14,510 (65.7%)	▲ 368
専用区画とは別に 静養スペース有り	2,493 (11.0%)	— —	2,493
計	16,635 (73.6%)	14,510 (65.7%)	2,125

注1:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

注2:平成27年から、選択肢に「専用区画とは別の部屋に静養スペースを設けている」を設けて調査した。

22 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	平成 27 年	
常勤職員	30,405	(26.8%)
非常勤職員	39,802	(35.1%)
嘱託職員	7,473	(6.6%)
パート・アルバイト	31,442	(27.7%)
その他	4,193	(3.7%)
計	113,315	(100.0%)

注:()内は平成27年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

23 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	平成 27 年	
1人	0	(0.0%)
2人	5,679	(21.4%)
3人	6,211	(23.4%)
4人	5,365	(20.2%)
5人以上	9,273	(35.0%)
計	26,528	(100.0%)

注:()内は平成27年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤や非常勤等を区別しない。

(参考) 1クラブあたりの放課後児童指導員数の状況

(か所)

	平成 26 年	
1人	1,006	(4.6%)
2人	4,160	(18.8%)
3人	4,617	(20.9%)
4人	4,193	(19.0%)
5人以上	8,108	(36.7%)
計	22,084	(100.0%)

注:()内は平成26年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤や非常勤等を区別しない。

24 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か数)

	平成 27 年	
放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	431	(16.7%)

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(27年:2,579)に対する割合である。

25 放課後児童支援員等の資格の状況

(人)

	平成 27 年	
基準第10条第3項一号	21,833	(27.3%)
基準第10条第3項二号	481	(0.6%)
基準第10条第3項三号	24,314	(30.4%)
基準第10条第3項四号	22,999	(28.8%)
基準第10条第3項五号	1,106	(1.4%)
基準第10条第3項六号	74	(0.1%)
基準第10条第3項七号	54	(0.1%)
基準第10条第3項八号	29	(0.1%)
基準第10条第3項九号	9,056	(11.3%)
計	79,946	(100.0%)

注1:()内は27年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤等を区別しない。

注2:基準第10条第3項

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの

(参考)放課後児童指導員の資格の状況

(人)

	平成 26 年	
保育士・幼稚園教諭	28,086	(29.8%)
幼稚園以外の教諭	19,254	(20.4%)
児童福祉経験有り	22,373	(23.7%)
その他38条	2,849	(3.0%)
資格なし	21,731	(23.0%)
計	94,293	(100.0%)

注1:()内は26年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。

また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する者。

26 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	平成 27 年	
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	10,143	(44.9%)
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	6,233	(27.6%)
うち同一小学校区内で実施	3,609	(30.0%)
学校の余裕教室	2,002	(16.7%)
学校敷地内専用施設	1,607	(13.4%)

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校区内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(27年:12,011)に対する割合である。

(参考)小学校内で実施する放課後児童クラブのうち、同一小学校内に放課後子供教室があるか所数

(か所)

実施場所	平成 26 年	
学校の余裕教室	2,368	(20.3%)
学校敷地内専用施設	2,024	(17.4%)
計	4,392	(37.7%)

注:()内は学校内で実施するクラブ数(26年:11,653)に対する割合である。

27 放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況

(市町村数)

	平成 27 年	
制定済み	1,618	(92.9%)
条例案を検討中	15	(0.9%)
制定していない	108	(6.2%)
計	1,741	(100.0%)

注:()内は全市町村数(27年:1,741)に対する割合である。

28 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 27 年	
点検・確認有り	1,384	(79.5%)

注:()内は全市町村数(27年:1,741)に対する割合である。

29 市町村における運営指針(ガイドライン)の策定状況

(市町村数)

	平成 27 年	
策定済み	275	(15.8%)
都道府県の運営指針を活用	346	(19.9%)
国の運営指針を活用	960	(55.1%)
対応無し	160	(9.2%)
計	1,741	(100.0%)

注:()内は全市町村数(27年:1,741)に対する割合である。

【参考】放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況

(市町村数)

	平成 26 年	
策定済み	219	(13.7%)
都道府県のガイドラインを活用	534	(33.4%)
国のガイドラインを活用	741	(46.4%)
対応無し	104	(6.5%)
計	1,598	(100.0%)

注:()内はクラブ実施市町村数(26年:1,598)に対する割合である。

30 運営指針に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 27 年
点検・確認有り	1,211 (69.6%)

注:()内は全市町村数(27年:1,741)に対する割合である。

【参考】放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況

(市町村数)

	平成 26 年
点検・確認有り	1,269 (79.4%)

注:()内はクラブ実施市町村数(26年:1,598)に対する割合である。

31 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村数)

	平成 27 年
利用に係る優先的な取扱いを行っている	690 (43.0%)

利用に係る優先的な取扱いの対象	平成 27 年		
ひとり親家庭	497	(31.0%)	[72.0%]
生活保護世帯	246	(15.3%)	[35.7%]
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	120	(7.5%)	[17.4%]
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	295	(18.4%)	[42.8%]
子どもが障害を有する場合	274	(17.1%)	[39.7%]
低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童	486	(30.3%)	[70.4%]
育児休業を終了した場合	86	(5.4%)	[12.5%]
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	189	(11.8%)	[27.4%]
その他市町村が定める事由	135	(8.4%)	[19.6%]

注:()内はクラブ実施市町村数(27年:1,603)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(27年:690)に対する割合である。

32 利用料の減免の状況

(市町村数)

	平成 27 年
利用料の徴収を行っている	1,320 (82.3%)
利用料の減免を行っている	1,097 (68.4%)

利用料減免の対象	平成 27 年		
生活保護受給世帯	804	(50.2%)	[73.3%]
市町村民税非課税世帯	394	(24.6%)	[35.9%]
所得税非課税・市町村民税課税世帯	119	(7.4%)	[10.8%]
就学援助受給世帯	257	(16.0%)	[23.4%]
ひとり親世帯	352	(22.0%)	[32.1%]
兄弟姉妹利用世帯	520	(32.4%)	[47.4%]
その他市町村が定める場合	374	(23.3%)	[34.1%]

注:()内はクラブ実施市町村数(27年:1,603)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数(27年:1,097)に対する割合である。

33 おやつ提供の状況

(か所)

	平成 27 年	
おやつ提供有り	20,425	(90.3%)
おやつ提供無し	2,183	(9.7%)
計	22,608	(100.0%)

おやつ提供時刻	平成 27 年	
13:00以前	0	[0.0%]
13:00 ~ 13:30	30	[0.1%]
13:31 ~ 14:00	99	[0.5%]
14:01 ~ 14:30	85	[0.4%]
14:31 ~ 15:00	1,680	[8.2%]
15:01 ~ 15:30	7,366	[36.1%]
15:31 ~ 16:00	6,782	[33.2%]
16:01 ~ 16:30	3,618	[17.7%]
16:31 ~ 17:00	520	[2.5%]
17:00以降	245	[1.2%]
計	20,425	[100.0%]

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合、[]内はおやつ提供有りのクラブ数(27年:20,425)に対する割合である。

34 保護者との連携の状況

(か所)

	平成 27 年		平成 26 年		増減
子どもの出欠席等の把握	22,476	(99.4%)	21,972	(99.5%)	504
保護者からの相談への対応	22,516	(99.6%)	—	—	—
保護者との連絡	22,408	(99.1%)	21,729	(98.4%)	679

注:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

35 育成支援の記録の状況

(か所)

	平成 27 年	
育成支援の内容を記録している	18,807	(83.2%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

36 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	平成 27 年	
利用の開始等に関する情報提供を実施している	22,070	(97.6%)
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	20,518	(90.8%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

37 運営規程の状況

(か所)

	平成 27 年	
運営規程を定めている	21,123	(93.4%)
運営規程を定めていない	1,485	(6.6%)
計	22,608	(100.0%)

運営規程に定めている事項	平成 27 年		
事業の目的及び運営の方針	20,989	(92.8%)	[99.4%]
職員の職種、員数及び職務の内容	19,834	(87.7%)	[93.9%]
開所している日及び時間	20,985	(92.8%)	[99.3%]
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	20,649	(91.3%)	[97.8%]
利用定員	18,700	(82.7%)	[88.5%]
通常の事業の実施地域	19,914	(88.1%)	[94.3%]
事業の利用に当たっての留意事項	20,074	(88.8%)	[95.0%]
緊急時等における対応方法	19,591	(86.7%)	[92.7%]
非常災害対策	19,321	(85.5%)	[91.5%]
虐待の防止のための措置に関する事項	17,675	(78.2%)	[83.7%]
その他事業の運営に関する重要事項	8,478	(37.5%)	[40.1%]

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合、[]内は運営規程を定めているクラブ数(27年:21,123)に対する割合である。

38 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	平成 27 年	
帳簿を整備している	21,607	(95.6%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

39 放課後児童支援員等を対象とした健康診断の実施状況

(か所)

	平成 27 年	
健康診断を実施している	18,295	(80.9%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

40 労災保険等への加入状況

(か所)

	平成 27 年	
労災保険等への加入などを行っている	21,102	(93.3%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

41 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	平成 27 年	
定期的な検査や決算報告を行っている	21,614	(95.6%)
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	17,458	(77.2%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

42 学校との連携状況

(か所)

	平成 27 年		平成 26 年		増減
学校との情報交換を行っている	22,303	(98.7%)	21,730	(98.4%)	573
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	16,769	(74.2%)	14,980	(67.8%)	1,789

注:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

43 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	平成 27 年		平成 26 年		増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	13,268	(58.7%)	14,780	(66.9%)	▲ 1,512

注:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

44 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	平成 27 年		平成 26 年		増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	15,448	(68.3%)	—	—	—
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	11,544	(51.1%)	—	—	—
医療・保健・福祉等機関と連携している	14,985	(66.3%)	15,081	(68.3%)	▲ 96

注:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

45 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

	平成 27 年		平成 26 年		増減
衛生管理・感染症対応を行っている	20,471	(90.5%)	20,133	(91.2%)	338
事故・ケガ防止と対応を行っている	21,543	(95.3%)	21,086	(95.5%)	457
防災・防犯対策を行っている	19,912	(88.1%)	18,736	(84.8%)	1,176
来所・帰宅時の安全確保を行っている	18,174	(80.4%)	16,143	(73.1%)	2,031

注:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

46 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	平成 27 年
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	21,405 (94.7%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

47 要望・苦情への対応状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	20,061 (88.7%)	19,386 (87.8%)	675
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	19,274 (85.3%)	18,064 (81.8%)	1,210

注:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

48 事業内容の向上を目指す職員集団の形成の状況

(か所)

	平成 27 年
職員集団を形成している	19,816 (87.7%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

49 研修受講機会の提供状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
資質向上のための研修を実施している	22,002 (97.3%)	21,584 (97.7%)	418
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	17,213 (76.1%)	—	—
障害児受入のための研修を実施している	19,510 (86.3%)	19,107 (86.5%)	403

注:()内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

50 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	平成 27 年
自己評価の実施有り	10,851 (48.0%)
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	8,703 (38.5%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

【参考】事業内容の定期的な自己点検の実施状況

(か所)

	平成 26 年
自己点検の実施有り	19,267 (87.2%)

注:()内は全クラブ数(26年:22,084)に対する割合である。

51 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	平成 27 年
第三者評価の実施有り	5,426 (24.0%)

注:()内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

〔調査概要〕

(参考資料1)

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村(1,741市町村)

3 調査の期日

平成27年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)

- 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童クラブも、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（13事業）の1つに位置づけられており、事業主からの拠出金財源や消費税財源を活用して、質・量ともに充実を図っていくこととしている。
- 子ども・子育て支援新制度における放課後児童クラブに関する主な改正事項は以下のとおりである。

放課後児童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)														
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 <small>※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)</small>														
設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]														
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]														
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供、相談及び助言、利用のあっせん又は調整、要請														
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進														
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援 対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 <small>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</small>														
費用負担割合	<table border="1"> <tr><td>保護者負担</td><td>事業主拠出金(国) 1/3</td></tr> <tr><td></td><td>都道府県 1/3</td></tr> <tr><td></td><td>市町村 1/3</td></tr> </table> <p><small>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</small></p>	保護者負担	事業主拠出金(国) 1/3		都道府県 1/3		市町村 1/3	<table border="1"> <tr><td>保護者負担</td><td>事業主拠出金(国) 1/3</td><td rowspan="3">+</td><td rowspan="3">質の向上にかかる費用については、 税制抜本改革による 財源確保を前提 (公費)</td></tr> <tr><td></td><td>都道府県 1/3</td></tr> <tr><td></td><td>市町村 1/3</td></tr> </table> <p><small>※質の改善(向上)にかかる費用については、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要 であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超につ いて、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</small></p>	保護者負担	事業主拠出金(国) 1/3	+	質の向上にかかる費用については、 税制抜本改革による 財源確保を前提 (公費)		都道府県 1/3		市町村 1/3
保護者負担	事業主拠出金(国) 1/3															
	都道府県 1/3															
	市町村 1/3															
保護者負担	事業主拠出金(国) 1/3	+	質の向上にかかる費用については、 税制抜本改革による 財源確保を前提 (公費)													
	都道府県 1/3															
	市町村 1/3															

- 平成26年7月に文部科学省と共同で策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成31年度までに約30万人分を新たに整備することとしている。

「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
 などを記載し、計画的に整備
 - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校区内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
 - 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
 - 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
 - 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
 - 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づき市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

放課後児童クラブ数、支援の単位数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、支援の単位数、人）

No.	都道府県名	クラブ数	支援の単位数	登録児童数
1	北海道	619	664	25,185
2	青森県	256	272	10,448
3	岩手県	267	283	10,516
4	宮城県	261	310	11,877
5	秋田県	187	202	8,232
6	山形県	284	314	12,256
7	福島県	323	356	12,750
8	茨城県	776	796	31,494
9	栃木県	432	448	15,971
10	群馬県	309	325	13,386
11	埼玉県	978	1,064	43,373
12	千葉県	757	829	31,083
13	東京都	1,661	2,208	92,604
14	神奈川県	386	468	17,788
15	新潟県	336	348	12,649
16	富山県	147	147	5,768
17	石川県	200	203	8,108
18	福井県	236	277	8,694
19	山梨県	237	238	9,588
20	長野県	318	379	17,518
21	岐阜県	280	330	12,207
22	静岡県	388	438	15,732
23	愛知県	726	802	32,263
24	三重県	338	342	12,031
25	滋賀県	234	273	10,695
26	京都府	242	308	11,792
27	大阪府	587	717	29,808
28	兵庫県	516	567	20,434
29	奈良県	203	224	9,434
30	和歌山県	116	123	4,224
31	鳥取県	153	157	6,248
32	島根県	208	222	7,212
33	岡山県	214	225	7,136
34	広島県	294	312	11,825
35	山口県	295	328	10,768
36	徳島県	150	152	6,388
37	香川県	136	141	5,804
38	愛媛県	184	184	6,876
39	高知県	73	73	2,870
40	福岡県	454	581	24,383
41	佐賀県	228	280	9,243
42	長崎県	232	239	9,905
43	熊本県	281	281	10,895
44	大分県	204	208	7,809
45	宮崎県	167	174	5,673
46	鹿児島県	305	317	10,875
47	沖縄県	265	278	10,329
都道府県合計		16,443	18,407	712,147

No.	指定都市名	クラブ数	支援の単位数	登録児童数
48	札幌市	247	347	15,580
49	仙台市	157	233	8,916
50	さいたま市	205	205	8,883
51	千葉市	150	207	8,285
52	横浜市	339	564	13,752
53	川崎市	124	191	5,283
54	相模原市	94	175	5,242
55	新潟市	138	242	8,298
56	静岡市	95	95	3,839
57	浜松市	120	135	5,133
58	名古屋市	209	209	6,364
59	京都市	173	286	11,628
60	大阪市	143	146	3,979
61	堺市	92	220	7,612
62	神戸市	198	213	11,121
63	岡山市	144	165	5,822
64	広島市	196	196	7,408
65	北九州市	133	309	10,340
66	福岡市	140	283	13,782
67	熊本市	128	128	4,607
指定都市合計		3,225	4,549	165,874

No.	中核市名	クラブ数	支援の単位数	登録児童数
68	函館市	49	56	1,782
69	旭川市	63	63	2,550
70	青森市	45	73	2,104
71	盛岡市	46	46	2,197
72	秋田市	34	41	1,257
73	郡山市	41	41	2,045
74	いわき市	46	46	2,291
75	宇都宮市	66	110	4,299
76	前橋市	57	76	2,874
77	高崎市	81	81	3,659
78	川越市	42	42	2,168
79	越谷市	45	57	2,556
80	船橋市	79	79	4,664
81	柏市	55	55	2,609
82	八王子市	116	184	5,612
83	横須賀市	58	58	1,625
84	富山市	90	90	6,986
85	金沢市	84	84	4,489
86	長野市	44	71	3,970
87	岐阜市	47	88	2,300
88	豊橋市	74	74	2,698
89	岡崎市	43	68	2,213
90	豊田市	85	116	3,031
91	大津市	64	79	2,675
92	豊中市	68	68	3,243
93	高槻市	64	64	2,968
94	枚方市	96	96	3,588
95	東大阪市	55	99	3,323
96	姫路市	69	110	3,926
97	尼崎市	51	51	2,231
98	西宮市	61	61	3,033
99	奈良市	73	73	3,006
100	和歌山市	76	76	2,685
101	倉敷市	67	119	4,283
102	福山市	74	102	4,508
103	下関市	41	57	2,030
104	高松市	94	94	3,478
105	松山市	88	88	4,248
106	高知市	78	78	3,740
107	久留米市	47	77	3,561
108	長崎市	90	125	4,810
109	大分市	55	85	3,687
110	宮崎市	51	68	3,139
111	鹿児島市	116	116	5,116
112	那覇市	72	87	3,357
中核市合計		2,940	3,572	146,614
総合計		22,608	26,528	1,024,635

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	27年度	26年度	増減
1	北海道	619	615	4
2	青森県	256	230	26
3	岩手県	267	261	6
4	宮城県	261	254	7
5	秋田県	187	189	△ 2
6	山形県	284	276	8
7	福島県	323	289	34
8	茨城県	776	691	85
9	栃木県	432	410	22
10	群馬県	309	296	13
11	埼玉県	978	877	101
12	千葉県	757	718	39
13	東京都	1,661	1,632	29
14	神奈川県	386	359	27
15	新潟県	336	320	16
16	富山県	147	138	9
17	石川県	200	184	16
18	福井県	236	220	16
19	山梨県	237	217	20
20	長野県	318	325	△ 7
21	岐阜県	280	285	△ 5
22	静岡県	388	361	27
23	愛知県	726	680	46
24	三重県	338	309	29
25	滋賀県	234	216	18
26	京都府	242	268	△ 26
27	大阪府	587	579	8
28	兵庫県	516	469	47
29	奈良県	203	196	7
30	和歌山県	116	115	1
31	鳥取県	153	145	8
32	島根県	208	206	2
33	岡山県	214	211	3
34	広島県	294	286	8
35	山口県	295	290	5
36	徳島県	150	148	2
37	香川県	136	130	6
38	愛媛県	184	172	12
39	高知県	73	66	7
40	福岡県	454	530	△ 76
41	佐賀県	228	213	15
42	長崎県	232	229	3
43	熊本県	281	262	19
44	大分県	204	191	13
45	宮崎県	167	165	2
46	鹿児島県	305	288	17
47	沖縄県	265	282	△ 17
都道府県合計		16,443	15,793	650

※平成27年度から「越谷市と八王子市」が中核市となったため、平成26年度公表データ「埼玉県と東京都」から越谷市のクラブ数（42クラブ）と八王子市のクラブ数（116クラブ）を減算している。

No.	指定都市名	27年度	26年度	増減
48	札幌市	247	233	14
49	仙台市	157	161	△ 4
50	さいたま市	205	191	14
51	千葉市	150	125	25
52	横浜市	339	307	32
53	川崎市	124	129	△ 5
54	相模原市	94	113	△ 19
55	新潟市	138	128	10
56	静岡市	95	90	5
57	浜松市	120	118	2
58	名古屋市	209	206	3
59	京都市	173	167	6
60	大阪市	143	142	1
61	堺市	92	91	1
62	神戸市	198	206	△ 8
63	岡山市	144	127	17
64	広島市	196	184	12
65	北九州市	133	201	△ 68
66	福岡市	140	253	△ 113
67	熊本市	128	122	6
指定都市合計		3,225	3,294	△ 69

No.	中核市名	27年度	26年度	増減
68	函館市	49	47	2
69	旭川市	63	57	6
70	青森市	45	42	3
71	盛岡市	46	45	1
72	秋田市	34	40	△ 6
73	郡山市	41	36	5
74	いわき市	46	45	1
75	宇都宮市	66	84	△ 18
76	前橋市	57	51	6
77	高崎市	81	77	4
78	川越市	42	32	10
79	越谷市	45	42	3
80	船橋市	79	78	1
81	柏市	55	54	1
82	八王子市	116	116	0
83	横須賀市	58	54	4
84	富山市	90	84	6
85	金沢市	84	83	1
86	長野市	44	44	0
87	岐阜市	47	75	△ 28
88	豊橋市	74	67	7
89	岡崎市	43	43	0
90	豊田市	85	84	1
91	大津市	64	60	4
92	豊中市	68	60	8
93	高槻市	64	61	3
94	枚方市	96	90	6
95	東大阪市	55	73	△ 18
96	姫路市	69	91	△ 22
97	尼崎市	51	48	3
98	西宮市	61	59	2
99	奈良市	73	72	1
100	和歌山市	76	73	3
101	倉敷市	67	87	△ 20
102	福山市	74	100	△ 26
103	下関市	41	47	△ 6
104	高松市	94	86	8
105	松山市	88	69	19
106	高知市	78	71	7
107	久留米市	47	75	△ 28
108	長崎市	90	99	△ 9
109	大分市	55	84	△ 29
110	宮崎市	51	51	0
111	鹿児島市	116	101	15
112	那覇市	72	60	12
中核市合計		2,940	2,997	△ 57
総合計		22,608	22,084	524

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	27年度	26年度	増減
1	北海道	25,185	23,104	2,081
2	青森県	10,448	9,055	1,393
3	岩手県	10,516	10,168	348
4	宮城県	11,877	10,501	1,376
5	秋田県	8,232	8,012	220
6	山形県	12,256	11,462	794
7	福島県	12,750	11,394	1,356
8	茨城県	31,494	27,831	3,663
9	栃木県	15,971	14,966	1,005
10	群馬県	13,386	12,556	830
11	埼玉県	43,373	39,505	3,868
12	千葉県	31,083	28,210	2,873
13	東京都	92,604	83,982	8,622
14	神奈川県	17,788	16,253	1,535
15	新潟県	12,649	11,072	1,577
16	富山県	5,768	5,149	619
17	石川県	8,108	7,317	791
18	福井県	8,694	8,007	687
19	山梨県	9,588	8,624	964
20	長野県	17,518	16,569	949
21	岐阜県	12,207	10,924	1,283
22	静岡県	15,732	14,527	1,205
23	愛知県	32,263	28,039	4,224
24	三重県	12,031	11,189	842
25	滋賀県	10,695	9,621	1,074
26	京都府	11,792	10,289	1,503
27	大阪府	29,808	26,733	3,075
28	兵庫県	20,434	18,312	2,122
29	奈良県	9,434	8,519	915
30	和歌山県	4,224	3,766	458
31	鳥取県	6,248	5,637	611
32	島根県	7,212	6,845	367
33	岡山県	7,136	6,764	372
34	広島県	11,825	10,077	1,748
35	山口県	10,768	9,958	810
36	徳島県	6,388	5,922	466
37	香川県	5,804	5,088	716
38	愛媛県	6,876	6,594	282
39	高知県	2,870	2,706	164
40	福岡県	24,383	22,267	2,116
41	佐賀県	9,243	8,282	961
42	長崎県	9,905	9,238	667
43	熊本県	10,895	9,906	989
44	大分県	7,809	7,127	682
45	宮崎県	5,673	5,283	390
46	鹿児島県	10,875	9,974	901
47	沖縄県	10,329	11,107	△ 778
都道府県合計		712,147	648,431	63,716

No.	指定都市名	27年度	26年度	増減
48	札幌市	15,580	13,736	1,844
49	仙台市	8,916	7,699	1,217
50	さいたま市	8,883	8,219	664
51	千葉市	8,285	7,234	1,051
52	横浜市	13,752	12,028	1,724
53	川崎市	5,283	7,471	△ 2,188
54	相模原市	5,242	4,785	457
55	新潟市	8,298	7,375	923
56	静岡市	3,839	3,575	264
57	浜松市	5,133	4,812	321
58	名古屋市	6,364	5,933	431
59	京都市	11,628	9,819	1,809
60	大阪市	3,979	3,948	31
61	堺市	7,612	7,126	486
62	神戸市	11,121	10,196	925
63	岡山市	5,822	5,270	552
64	広島市	7,408	6,692	716
65	北九州市	10,340	9,731	609
66	福岡市	13,782	12,619	1,163
67	熊本市	4,607	5,547	△ 940
指定都市合計		165,874	153,815	12,059

No.	中核市名	27年度	26年度	増減
68	函館市	1,782	1,583	199
69	旭川市	2,550	2,245	305
70	青森市	2,104	2,055	49
71	盛岡市	2,197	1,977	220
72	秋田市	1,257	1,354	△ 97
73	郡山市	2,045	1,881	164
74	いわき市	2,291	2,114	177
75	宇都宮市	4,299	3,798	501
76	前橋市	2,874	2,535	339
77	高崎市	3,659	3,513	146
78	川越市	2,168	2,029	139
79	越谷市	2,556	2,254	302
80	船橋市	4,664	4,298	366
81	柏市	2,609	2,318	291
82	八王子市	5,612	5,345	267
83	横須賀市	1,625	1,570	55
84	富山市	6,986	6,530	456
85	金沢市	4,489	4,165	324
86	長野市	3,970	3,862	108
87	岐阜市	2,300	1,920	380
88	豊橋市	2,698	2,376	322
89	岡崎市	2,213	2,091	122
90	豊田市	3,031	2,733	298
91	大津市	2,675	2,501	174
92	豊中市	3,243	2,975	268
93	高槻市	2,968	2,678	290
94	枚方市	3,588	3,314	274
95	東大阪市	3,323	2,914	409
96	姫路市	3,926	3,560	366
97	尼崎市	2,231	2,056	175
98	西宮市	3,033	2,853	180
99	奈良市	3,006	3,003	3
100	和歌山市	2,685	2,359	326
101	倉敷市	4,283	4,031	252
102	福山市	4,508	4,255	253
103	下関市	2,030	1,791	239
104	高松市	3,478	3,403	75
105	松山市	4,248	3,223	1,025
106	高知市	3,740	3,378	362
107	久留米市	3,561	3,305	256
108	長崎市	4,810	4,567	243
109	大分市	3,687	3,281	406
110	宮崎市	3,139	2,869	270
111	鹿児島市	5,116	4,472	644
112	那覇市	3,357	2,872	485
中核市合計		146,614	134,206	12,408
総合計		1,024,635	936,452	88,183

※平成27年度から「越谷市と八王子市」が中核市となったため、平成26年度公表データ「埼玉県と東京都」から越谷市の児童数（2,254人）と八王子市の児童数（5,345人）を減算している。

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	27年度	26年度	増減
1	北海道	222	78	144
2	青森県	6	2	4
3	岩手県	50	25	25
4	宮城県	323	159	164
5	秋田県	62	61	1
6	山形県	16	8	8
7	福島県	178	149	29
8	茨城県	342	183	159
9	栃木県	69	66	3
10	群馬県	34	7	27
11	埼玉県	903	440	463
12	千葉県	529	395	134
13	東京都	2,814	1,519	1,295
14	神奈川県	454	377	77
15	新潟県	1	4	△ 3
16	富山県	6	0	6
17	石川県	0	7	△ 7
18	福井県	78	0	78
19	山梨県	78	30	48
20	長野県	21	0	21
21	岐阜県	215	82	133
22	静岡県	311	144	167
23	愛知県	582	300	282
24	三重県	86	2	84
25	滋賀県	156	116	40
26	京都府	108	85	23
27	大阪府	401	476	△ 75
28	兵庫県	322	213	109
29	奈良県	108	82	26
30	和歌山県	41	46	△ 5
31	鳥取県	88	69	19
32	島根県	98	68	30
33	岡山県	114	36	78
34	広島県	2	18	△ 16
35	山口県	255	174	81
36	徳島県	9	5	4
37	香川県	25	0	25
38	愛媛県	64	77	△ 13
39	高知県	33	39	△ 6
40	福岡県	241	133	108
41	佐賀県	138	88	50
42	長崎県	412	89	323
43	熊本県	209	68	141
44	大分県	33	4	29
45	宮崎県	126	149	△ 23
46	鹿児島県	151	75	76
47	沖縄県	371	293	78
都道府県合計		10,885	6,441	4,444

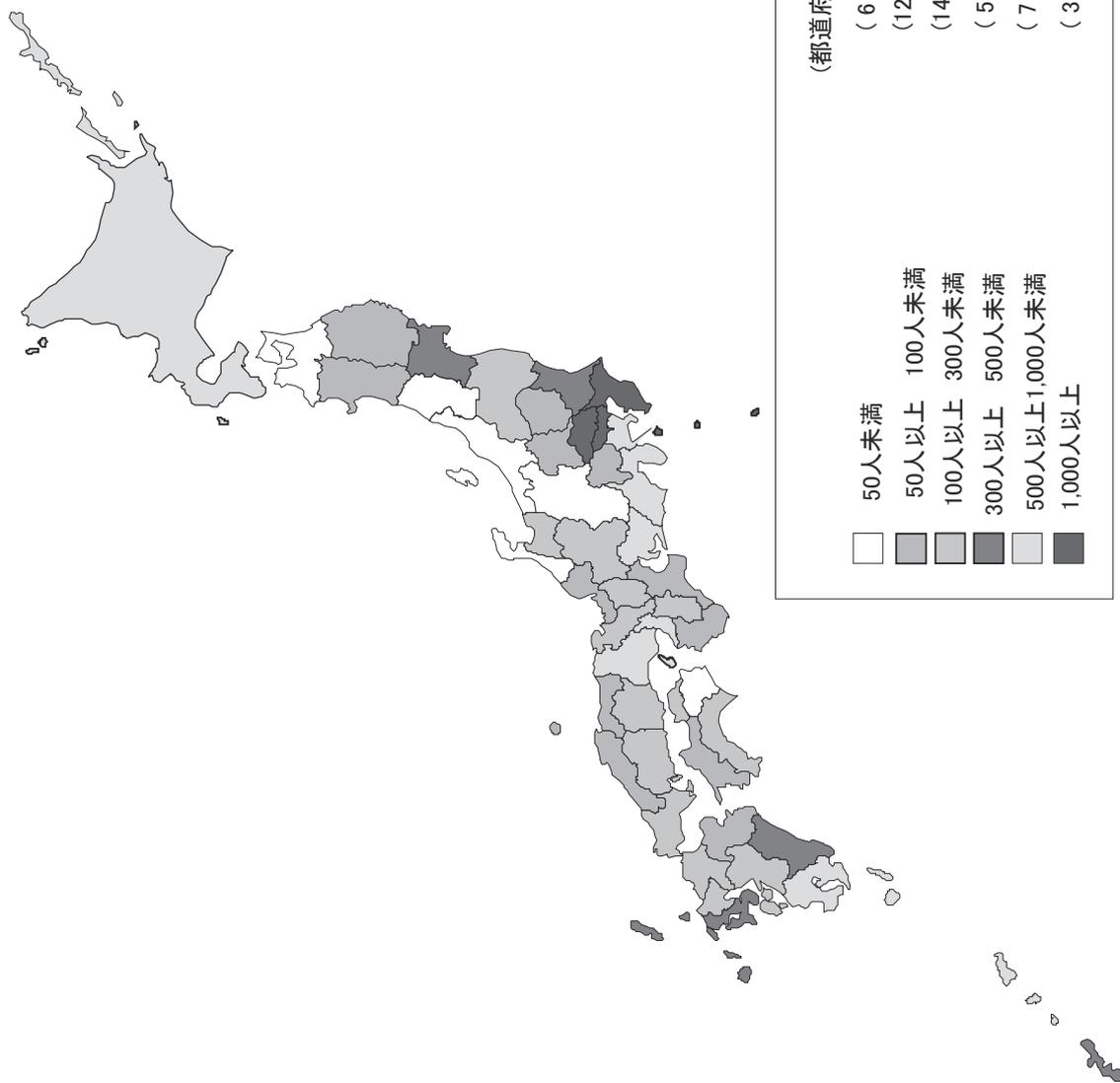
※平成27年度から「越谷市と八王子市」が中核市となったため、平成26年度公表データ「埼玉県と東京都」から越谷市の児童数（46人）と八王子市の児童数（198人）を減算している。

No.	指定都市名	27年度	26年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	60	122	△ 62
50	さいたま市	698	379	319
51	千葉市	294	201	93
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	9	0	9
54	相模原市	279	199	80
55	新潟市	0	8	△ 8
56	静岡市	350	137	213
57	浜松市	311	120	191
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	162	169	△ 7
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	22	31	△ 9
64	広島市	260	25	235
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		2,445	1,391	1,054

No.	中核市名	27年度	26年度	増減
68	函館市	0	1	△ 1
69	旭川市	288	100	188
70	青森市	0	0	0
71	盛岡市	47	40	7
72	秋田市	19	6	13
73	郡山市	17	0	17
74	いわき市	21	10	11
75	宇都宮市	0	0	0
76	前橋市	46	3	43
77	高崎市	0	2	△ 2
78	川越市	0	0	0
79	越谷市	226	46	180
80	船橋市	455	334	121
81	柏市	24	36	△ 12
82	八王子市	326	198	128
83	横須賀市	20	28	△ 8
84	富山市	102	63	39
85	金沢市	0	0	0
86	長野市	11	21	△ 10
87	岐阜市	11	7	4
88	豊橋市	21	67	△ 46
89	岡崎市	183	91	92
90	豊田市	0	0	0
91	大津市	0	0	0
92	豊中市	0	0	0
93	高槻市	15	49	△ 34
94	枚方市	18	4	14
95	東大阪市	35	62	△ 27
96	姫路市	91	64	27
97	尼崎市	377	179	198
98	西宮市	15	10	5
99	奈良市	0	5	△ 5
100	和歌山市	58	43	15
101	倉敷市	58	25	33
102	福山市	0	0	0
103	下関市	0	0	0
104	高松市	183	140	43
105	松山市	0	0	0
106	高知市	97	8	89
107	久留米市	0	0	0
108	長崎市	0	10	△ 10
109	大分市	26	29	△ 3
110	宮崎市	326	178	148
111	鹿児島市	414	171	243
112	那覇市	81	83	△ 2
中核市合計		3,611	2,113	1,498
総合計		16,941	9,945	6,996

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

平成27年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



(都道府県数)

50人未満	(6)
50人以上 100人未満	(12)
100人以上 300人未満	(14)
300人以上 500人未満	(5)
500人以上 1,000人未満	(7)
1,000人以上	(3)

注：各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できな かった児童数 人
北海道	510
青森県	6
岩手県	97
宮城県	383
秋田県	81
山形県	16
福島県	216
茨城県	342
栃木県	69
群馬県	80
埼玉県	1,827
千葉県	1,302
東京都	3,140
神奈川県	762
新潟県	1
富山県	108
石川県	0
福井県	78
山梨県	78
長野県	32
岐阜県	226
静岡県	972
愛知県	786
三重県	86
滋賀県	156
京都府	108
大阪府	631
兵庫県	805
奈良県	108
和歌山県	99
鳥取県	88
島根県	98
岡山県	194
広島県	262
山口県	255
徳島県	9
香川県	208
愛媛県	64
高知県	130
福岡県	241
佐賀県	138
長崎県	412
熊本県	209
大分県	59
宮崎県	452
鹿児島県	565
沖縄県	452
計	16,941

利用できなかった児童（待機児童数）がいるクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）
（単位：支援の単位）

No.	都道府県名	27年度	26年度	増減
1	北海道	40	23	17
2	青森県	4	2	2
3	岩手県	15	5	10
4	宮城県	27	26	1
5	秋田県	14	14	0
6	山形県	5	4	1
7	福島県	41	28	13
8	茨城県	61	48	13
9	栃木県	23	13	10
10	群馬県	9	3	6
11	埼玉県	120	67	53
12	千葉県	89	69	20
13	東京都	424	268	156
14	神奈川県	59	53	6
15	新潟県	1	1	0
16	富山県	1	0	1
17	石川県	0	1	△ 1
18	福井県	3	0	3
19	山梨県	14	12	2
20	長野県	4	0	4
21	岐阜県	18	20	△ 2
22	静岡県	54	39	15
23	愛知県	102	63	39
24	三重県	19	1	18
25	滋賀県	31	22	9
26	京都府	17	20	△ 3
27	大阪府	55	100	△ 45
28	兵庫県	63	37	26
29	奈良県	17	14	3
30	和歌山県	8	13	△ 5
31	鳥取県	19	16	3
32	島根県	18	13	5
33	岡山県	13	9	4
34	広島県	1	9	△ 8
35	山口県	36	27	9
36	徳島県	5	1	4
37	香川県	7	0	7
38	愛媛県	12	9	3
39	高知県	14	8	6
40	福岡県	34	28	6
41	佐賀県	23	17	6
42	長崎県	26	11	15
43	熊本県	24	13	11
44	大分県	6	2	4
45	宮崎県	22	15	7
46	鹿児島県	29	15	14
47	沖縄県	50	40	10
都道府県合計		1,677	1,199	478

※平成27年度から「越谷市と八王子市」が中核市となったため、平成26年度公表データ「埼玉県と東京都」から越谷市のクラブ数（6クラブ）と八王子市のクラブ数（28クラブ）を減算している。

No.	指定都市名	27年度	26年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	16	10	6
50	さいたま市	60	54	6
51	千葉市	67	51	16
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	2	0	2
54	相模原市	38	25	13
55	新潟市	0	2	△ 2
56	静岡市	43	28	15
57	浜松市	56	35	21
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	18	24	△ 6
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	6	8	△ 2
64	広島市	35	2	33
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		341	239	102

No.	中核市名	27年度	26年度	増減
68	函館市	0	1	△ 1
69	旭川市	25	13	12
70	青森市	0	0	0
71	盛岡市	8	10	△ 2
72	秋田市	4	2	2
73	郡山市	2	0	2
74	いわき市	5	4	1
75	宇都宮市	0	0	0
76	前橋市	8	2	6
77	高崎市	0	1	△ 1
78	川越市	0	0	0
79	越谷市	17	6	11
80	船橋市	37	30	7
81	柏市	12	16	△ 4
82	八王子市	39	28	11
83	横須賀市	6	10	△ 4
84	富山市	18	13	5
85	金沢市	0	0	0
86	長野市	2	3	△ 1
87	岐阜市	4	3	1
88	豊橋市	7	11	△ 4
89	岡崎市	14	10	4
90	豊田市	0	0	0
91	大津市	0	0	0
92	豊中市	0	0	0
93	高槻市	8	3	5
94	枚方市	10	2	8
95	東大阪市	8	5	3
96	姫路市	8	11	△ 3
97	尼崎市	26	17	9
98	西宮市	2	4	△ 2
99	奈良市	0	1	△ 1
100	和歌山市	9	9	0
101	倉敷市	5	4	1
102	福山市	0	0	0
103	下関市	0	0	0
104	高松市	38	24	14
105	松山市	0	0	0
106	高知市	11	3	8
107	久留米市	0	0	0
108	長崎市	0	5	△ 5
109	大分市	5	6	△ 1
110	宮崎市	33	25	8
111	鹿児島市	48	21	27
112	那覇市	17	12	5
中核市合計		436	315	121
総合計		2,454	1,753	701

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	2,346	635	27.1%
2	青森県	896	349	39.0%
3	岩手県	1,131	538	47.6%
4	宮城県	1,248	166	13.3%
5	秋田県	708	106	15.0%
6	山形県	1,239	656	52.9%
7	福島県	1,293	419	32.4%
8	茨城県	3,507	427	12.2%
9	栃木県	2,059	951	46.2%
10	群馬県	1,479	574	38.8%
11	埼玉県	4,506	1,443	32.0%
12	千葉県	3,658	971	26.5%
13	東京都	10,053	3,352	33.3%
14	神奈川県	2,246	259	11.5%
15	新潟県	1,383	276	20.0%
16	富山県	897	129	14.4%
17	石川県	775	262	33.8%
18	福井県	1,130	283	25.0%
19	山梨県	703	362	51.5%
20	長野県	1,404	410	29.2%
21	岐阜県	1,419	340	24.0%
22	静岡県	1,718	515	30.0%
23	愛知県	3,677	421	11.4%
24	三重県	1,881	541	28.8%
25	滋賀県	1,387	573	41.3%
26	京都府	1,258	319	25.4%
27	大阪府	2,639	233	8.8%
28	兵庫県	2,075	322	15.5%
29	奈良県	900	221	24.6%
30	和歌山県	578	159	27.5%
31	鳥取県	753	183	24.3%
32	島根県	1,251	406	32.5%
33	岡山県	1,152	384	33.3%
34	広島県	1,089	215	19.7%
35	山口県	1,296	40	3.1%
36	徳島県	728	369	50.7%
37	香川県	546	172	31.5%
38	愛媛県	823	66	8.0%
39	高知県	406	154	37.9%
40	福岡県	2,435	787	32.3%
41	佐賀県	833	92	11.0%
42	長崎県	1,103	418	37.9%
43	熊本県	1,172	487	41.6%
44	大分県	1,112	473	42.5%
45	宮崎県	582	205	35.2%
46	鹿児島県	1,180	551	46.7%
47	沖縄県	1,139	622	54.6%
都道府県合計		77,793	21,836	28.1%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	846	482	57.0%
49	仙台市	973	405	41.6%
50	さいたま市	1,134	473	41.7%
51	千葉市	836	441	52.8%
52	横浜市	3,165	740	23.4%
53	川崎市	1,261	251	19.9%
54	相模原市	1,083	64	5.9%
55	新潟市	917	547	59.7%
56	静岡市	375	6	1.6%
57	浜松市	761	65	8.5%
58	名古屋	1,605	405	25.2%
59	京都市	650	387	59.5%
60	大阪市	978	254	26.0%
61	堺市	1,087	0	0.0%
62	神戸市	1,242	81	6.5%
63	岡山市	699	0	0.0%
64	広島市	1,423	11	0.8%
65	北九州市	1,204	188	15.6%
66	福岡市	830	0	0.0%
67	熊本市	569	31	5.4%
指定都市合計		21,638	4,831	22.3%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	230	108	47.0%
69	旭川市	153	3	2.0%
70	青森市	158	158	100.0%
71	盛岡市	206	77	37.4%
72	秋田市	206	89	43.2%
73	郡山市	222	0	0.0%
74	いわき市	229	122	53.3%
75	宇都宮市	268	235	87.7%
76	前橋市	373	104	27.9%
77	高崎市	417	171	41.0%
78	川越市	153	153	100.0%
79	越谷市	198	164	82.8%
80	船橋市	382	0	0.0%
81	柏市	268	86	32.1%
82	八王子	429	154	35.9%
83	横須賀市	313	92	29.4%
84	富山市	571	101	17.7%
85	金沢市	352	156	44.3%
86	長野市	324	143	44.1%
87	岐阜市	221	0	0.0%
88	豊橋市	337	41	12.2%
89	岡崎市	189	19	10.1%
90	豊田市	440	50	11.4%
91	大津市	265	1	0.4%
92	豊中市	207	83	40.1%
93	高槻市	217	0	0.0%
94	枚方市	203	159	78.3%
95	東大阪市	465	327	70.3%
96	姫路市	421	0	0.0%
97	尼崎市	177	3	1.7%
98	西宮市	243	148	60.9%
99	奈良市	312	13	4.2%
100	和歌山市	348	7	2.0%
101	倉敷市	609	176	28.9%
102	福山市	206	0	0.0%
103	下関市	155	0	0.0%
104	高松市	298	23	7.7%
105	松山市	549	8	1.5%
106	高知市	252	0	0.0%
107	久留米市	247	95	38.5%
108	長崎市	536	172	32.1%
109	大分市	358	118	33.0%
110	宮崎市	205	17	8.3%
111	鹿児島市	651	14	2.2%
112	那覇市	321	148	46.1%
中核市合計		13,884	3,738	26.9%
総合計		113,315	30,405	26.8%

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

(単位：か所)

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	149	36	185	29.9%
2	青森県	68	23	91	35.5%
3	岩手県	41	57	98	36.7%
4	宮城県	65	44	109	41.8%
5	秋田県	70	10	80	42.8%
6	山形県	65	22	87	30.6%
7	福島県	93	22	115	35.6%
8	茨城県	338	193	531	68.4%
9	栃木県	81	67	148	34.3%
10	群馬県	47	53	100	32.4%
11	埼玉県	297	322	619	63.3%
12	千葉県	317	214	531	70.1%
13	東京都	543	339	882	53.1%
14	神奈川県	148	41	189	49.0%
15	新潟県	128	34	162	48.2%
16	富山県	38	38	76	51.7%
17	石川県	41	23	64	32.0%
18	福井県	57	3	60	25.4%
19	山梨県	31	37	68	28.7%
20	長野県	74	53	127	39.9%
21	岐阜県	142	55	197	70.4%
22	静岡県	133	122	255	65.7%
23	愛知県	200	147	347	47.8%
24	三重県	31	82	113	33.4%
25	滋賀県	58	64	122	52.1%
26	京都府	81	88	169	69.8%
27	大阪府	342	208	550	93.7%
28	兵庫県	238	142	380	73.6%
29	奈良県	64	64	128	63.1%
30	和歌山県	36	29	65	56.0%
31	鳥取県	48	28	76	49.7%
32	島根県	48	44	92	44.2%
33	岡山県	68	43	111	51.9%
34	広島県	99	80	179	60.9%
35	山口県	94	89	183	62.0%
36	徳島県	29	37	66	44.0%
37	香川県	39	37	76	55.9%
38	愛媛県	69	48	117	63.6%
39	高知県	24	27	51	69.9%
40	福岡県	128	208	336	74.0%
41	佐賀県	104	78	182	79.8%
42	長崎県	8	31	39	16.8%
43	熊本県	32	71	103	36.7%
44	大分県	42	48	90	44.1%
45	宮崎県	42	8	50	29.9%
46	鹿児島県	29	23	52	17.0%
47	沖縄県	5	13	18	6.8%
都道府県合計		4,924	3,545	8,469	51.5%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	94	0	94	38.1%
49	仙台市	19	1	20	12.7%
50	さいたま市	30	31	61	29.8%
51	千葉市	59	47	106	70.7%
52	横浜市	106	3	109	32.2%
53	川崎市	43	70	113	91.1%
54	相模原市	17	18	35	37.2%
55	新潟市	26	47	73	52.9%
56	静岡市	44	31	75	78.9%
57	浜松市	36	68	104	86.7%
58	名古屋	28	0	28	13.4%
59	京都市	20	7	27	15.6%
60	大阪市	37	0	37	25.9%
61	堺市	73	16	89	96.7%
62	神戸市	37	4	41	20.7%
63	岡山市	37	85	122	84.7%
64	広島市	29	39	68	34.7%
65	北九州市	14	73	87	65.4%
66	福岡市	28	112	140	100.0%
67	熊本市	17	85	102	79.7%
指定都市合計		794	737	1,531	47.5%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	14	1	15	30.6%
69	旭川市	23	18	41	65.1%
70	青森市	30	2	32	71.1%
71	盛岡市	5	2	7	15.2%
72	秋田市	0	0	0	0.0%
73	郡山市	22	13	35	85.4%
74	いわき市	10	15	25	54.3%
75	宇都宮市	14	46	60	90.9%
76	前橋市	6	18	24	42.1%
77	高崎市	5	51	56	69.1%
78	川越市	25	16	41	97.6%
79	越谷市	9	33	42	93.3%
80	船橋市	34	40	74	93.7%
81	柏市	11	41	52	94.5%
82	八王子	31	38	69	59.5%
83	横須賀市	17	0	17	29.3%
84	富山市	25	24	49	54.4%
85	金沢市	11	4	15	17.9%
86	長野市	0	0	0	0.0%
87	岐阜市	43	0	43	91.5%
88	豊橋市	13	15	28	37.8%
89	岡崎市	1	3	4	9.3%
90	豊田市	37	45	82	96.5%
91	大津市	13	25	38	59.4%
92	豊中市	59	9	68	100.0%
93	高槻市	30	31	61	95.3%
94	枚方市	22	72	94	97.9%
95	東大阪市	31	21	52	94.5%
96	姫路市	2	49	51	73.9%
97	尼崎市	10	37	47	92.2%
98	西宮市	2	56	58	95.1%
99	奈良市	15	52	67	91.8%
100	和歌山市	55	7	62	81.6%
101	倉敷市	22	30	52	77.6%
102	福山市	47	18	65	87.8%
103	下関市	29	6	35	85.4%
104	高松市	23	53	76	80.9%
105	松山市	22	50	72	81.8%
106	高知市	42	36	78	100.0%
107	久留米市	3	41	44	93.6%
108	長崎市	19	17	36	40.0%
109	大分市	8	37	45	81.8%
110	宮崎市	17	22	39	76.5%
111	鹿児島市	20	24	44	37.9%
112	那覇市	9	7	16	22.2%
中核市合計		886	1,125	2,011	68.4%
総合計		6,604	5,407	12,011	53.1%

(平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ)

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	20	4	24	0.2%
2	青森県	12	2	14	0.1%
3	岩手県	3	1	4	0.0%
4	宮城県	2	7	9	0.1%
5	秋田県	12	1	13	0.1%
6	山形県	9	1	10	0.1%
7	福島県	10	2	12	0.1%
8	茨城県	77	66	143	1.2%
9	栃木県	11	3	14	0.1%
10	群馬県	4	3	7	0.1%
11	埼玉県	56	98	154	1.3%
12	千葉県	36	6	42	0.3%
13	東京都	443	248	691	5.8%
14	神奈川県	32	16	48	0.4%
15	新潟県	7	3	10	0.1%
16	富山県	12	15	27	0.2%
17	石川県	1	0	1	0.0%
18	福井県	5	0	5	0.0%
19	山梨県	6	6	12	0.1%
20	長野県	15	10	25	0.2%
21	岐阜県	26	2	28	0.2%
22	静岡県	20	14	34	0.3%
23	愛知県	40	27	67	0.6%
24	三重県	0	13	13	0.1%
25	滋賀県	0	0	0	0.0%
26	京都府	17	49	66	0.5%
27	大阪府	229	97	326	2.7%
28	兵庫県	86	36	122	1.0%
29	奈良県	4	9	13	0.1%
30	和歌山県	6	10	16	0.1%
31	鳥取県	0	1	1	0.0%
32	島根県	16	14	30	0.2%
33	岡山県	8	0	8	0.1%
34	広島県	11	28	39	0.3%
35	山口県	10	9	19	0.2%
36	徳島県	5	2	7	0.1%
37	香川県	0	2	2	0.0%
38	愛媛県	0	0	0	0.0%
39	高知県	4	4	8	0.1%
40	福岡県	11	19	30	0.2%
41	佐賀県	5	10	15	0.1%
42	長崎県	2	2	4	0.0%
43	熊本県	8	4	12	0.1%
44	大分県	13	7	20	0.2%
45	宮崎県	0	0	0	0.0%
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%
47	沖縄県	0	4	4	0.0%
都道府県合計	1,294	855	2,149	17.9%	

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	94	0	94	0.8%
49	仙台市	1	0	1	0.0%
50	さいたま市	22	28	50	0.4%
51	千葉市	21	32	53	0.4%
52	横浜市	106	3	109	0.9%
53	川崎市	43	70	113	0.9%
54	相模原市	3	1	4	0.0%
55	新潟市	17	33	50	0.4%
56	静岡市	0	1	1	0.0%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋	28	0	28	0.2%
59	京都市	14	3	17	0.1%
60	大阪市	34	0	34	0.3%
61	堺市	0	0	0	0.0%
62	神戸市	7	0	7	0.1%
63	岡山市	7	10	17	0.1%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	28	111	139	1.2%
67	熊本市	17	85	102	0.8%
指定都市合計	442	377	819	6.8%	

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	0	0	0	0.0%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	30	2	32	0.3%
71	盛岡市	0	0	0	0.0%
72	秋田市	0	0	0	0.0%
73	郡山市	0	0	0	0.0%
74	いわき市	0	0	0	0.0%
75	宇都宮市	8	38	46	0.4%
76	前橋市	6	17	23	0.2%
77	高崎市	0	0	0	0.0%
78	川越市	0	0	0	0.0%
79	越谷市	4	14	18	0.1%
80	船橋市	5	3	8	0.1%
81	柏市	7	29	36	0.3%
82	八王子	27	36	63	0.5%
83	横須賀市	0	0	0	0.0%
84	富山市	2	0	2	0.0%
85	金沢市	0	0	0	0.0%
86	長野市	0	0	0	0.0%
87	岐阜市	16	0	16	0.1%
88	豊橋市	0	0	0	0.0%
89	岡崎市	0	0	0	0.0%
90	豊田市	0	0	0	0.0%
91	大津市	0	0	0	0.0%
92	豊中市	59	9	68	0.6%
93	高槻市	10	7	17	0.1%
94	枚方市	21	69	90	0.7%
95	東大阪市	0	0	0	0.0%
96	姫路市	0	0	0	0.0%
97	尼崎市	10	37	47	0.4%
98	西宮市	0	0	0	0.0%
99	奈良市	14	52	66	0.5%
100	和歌山市	0	0	0	0.0%
101	倉敷市	20	29	49	0.4%
102	福山市	0	0	0	0.0%
103	下関市	9	0	9	0.1%
104	高松市	2	5	7	0.1%
105	松山市	8	16	24	0.2%
106	高知市	0	0	0	0.0%
107	久留米市	0	0	0	0.0%
108	長崎市	2	6	8	0.1%
109	大分市	0	0	0	0.0%
110	宮崎市	0	0	0	0.0%
111	鹿児島市	0	0	0	0.0%
112	那覇市	6	6	12	0.1%
中核市合計	266	375	641	5.3%	
総合計	2,002	1,607	3,609	30.0%	

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの計画的な整備等を進める

取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	全ての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定) ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。(平成27年4月施行)
H28予算額	5,246百万円の内数(27予算額:5,079百万円)	58,267百万円(27予算額:57,497百万円) ※H28予算額には、平成27年度補正予算額792百万円を含む。
実施か所数(クラブ児童数)	14,392か所(平成27年8月)	22,608か所(1,024,635人)(平成27年5月) ※小学校内で実施するクラブ(12,011か所)のうち、同一小学校内で放課後子供教室を実施しており、活動プログラムに参加している数 3,609か所
実施場所	小学校 74.0%、公民館 11.8%、児童館 4.0%、その他(中学校、特別支援学校など) 10.2% (平成27年8月)	小学校 53.1%(余裕教室 29.2%、専用施設 23.9%)、児童館 11.8%、その他(専用施設、公的施設など) 35.1% (平成27年5月)
開設日数	111日 (平均)	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童支援員等(専任)

国全体の目標 (平成31年度末まで)

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備

○ 学校施設を徹底活用した実施促進

- ・ 管理運営の責任の所在を明確化
- ・ 既活用分を含めた余裕教室の徹底活用
- ・ 放課後等の一時的な利用の促進

○ 両事業の従事者・参画者の連携強化による共通プログラムの充実

○ 総合教育会議の活用による市町村における総合的な放課後対策の協議

- 全小学校区 (約2万か所) で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施を目指す
※放課後子供教室の充実 (約1万か所⇒約2万か所)

- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約90万人⇒約120万人)

- 新規開設分の約80%を小学校内で実施を目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

- 放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進
- 【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等
- 【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分 など

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

1. 学校の余裕教室等を活用することにより、児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取組を推進
2. 放課後児童クラブの児童も含めた全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供

一体型を推進するための具体的な方策

1. 学校の余裕教室等の徹底活用（新たに設置する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施【現在約52%】）
 - ◆放課後に使用していない教室の一時的利用（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体での学校施設の活用に関する好事例を紹介
 - ◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
2. 学校区毎の協議会を新たに設置
 - ◆活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学校区毎の協議会を設置し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討
3. 新たに設置される総合教育会議の活用（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として新たに設置）
 - ◆昨年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、新たに設置される「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

文部科学省では「新教育委員会制度への移行に関する調査」を実施。第1回総合教育会議の内容が、「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」と答えた自治体は、4都道府県・指定都市、24市町村。

4. 市町村における新たな数値目標の設定

- ◆昨年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、市町村行動計画に一体型の課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載

5. 魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

- ◆大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供

～地域ぐるみで取り組む放課後の安全・安心な居場所づくり～

概要

足立区では昭和55年から、児童館、老人館、児童館、学童保育室(＝放課後児童クラブ)、集会室を備えた複合施設「住区センター」の整備を進めてきた(平成27年度現在48館)。住区センターの運営は周辺地域町会役員などで構成された管理運営委員会に委託し、「学童保育室」の運営も地域の子育て経験者などがスタッフとして担ってきた。小学校の余裕教室や公共施設の空き室、公園などを活用して「学童保育室」を新設した場合も、「住区センター」の分室と位置づけ、地域に運営の協力を得てきた。



ポイント

- 「学童保育室」の確保のため、地域の理解を得ながら小学校の余裕教室等の活用、区有地(公園など)の転用を進めている。
- 足立区では、平成27年度より、小学校の新1年生の保護者向けに、「放課後すこし方ガイド」を配付し、放課後子供教室や児童館、放課後等デイサービスなど、「学童保育室」以外の放課後の居場所について、周知の強化を図っている。
- 児童館では、特例利用(学校から帰宅せず直接児童館へ来館)も実施し、学校休業日の開館時間を早めたり、入室メール配信サービスを導入するなど、高学年児童や保護者のニーズに合わせた放課後の安全・安心な居場所の確保を進めている。
- 「あだち放課後子ども教室」を所管している教育委員会や関係機関と「足立区放課後子ども総合プラン」について協議を重ね、小学校の改築時などに「学童保育室」の小学校内への設置を促進することや、一体型の運営について定期的に関係者で会議を行うことなどをプランに盛り込むことで合意した。(「足立区放課後子ども総合プラン」は、平成28年3月末策定予定。)

取組の効果

- 小学校の余裕教室の活用や、学校敷地内や公共施設の空き室などでの「学童保育室」の整備、定員の見直しなどにより、放課後児童クラブの受入児童数を対前年度349人増員した(平成27年度)。
- 「放課後のすこし方ガイド」の配付により、平成27年度は、前年度より新1年生の児童数が増加したにも関わらず、学童保育室の新1年生の申込みが、対前年度約100名減少した。

基礎データ

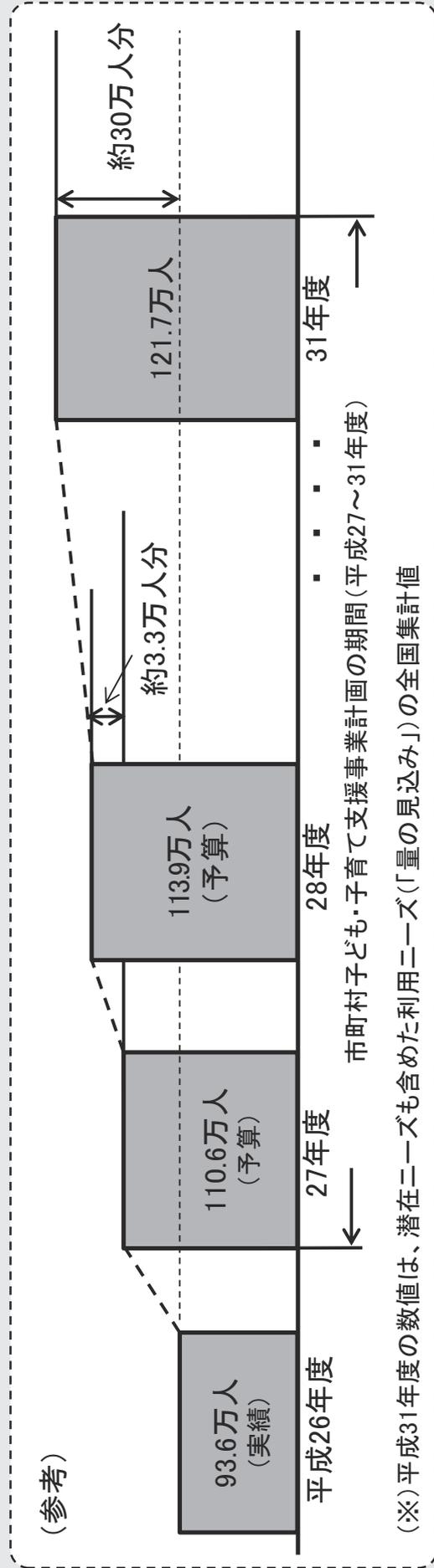
学童保育室 (放課後児童クラブ)	
活動日数または講座数	約290日
実施場所	「住区センター」、小学校内等
共通の活動場所	小学校内

※ 足立区における取組の一事例

放課後児童クラブ関係 平成27年度補正予算及び平成28年度予算(案)の概要

○ 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに約30万人分の受け皿を整備することを目指して、「量的拡充」のための支援策を平成27年度に引き続き強化するため、各種新規メニューを盛り込み、待機児童が多く存在する市町村の子ども・子育て支援事業計画の前倒し実施を含め、受入児童数の更なる拡大を促し、待機児童の解消に向けた取組のより一層の強化を図るよう、市町村への支援の充実を図る。

- 放課後児童クラブ関係予算 582.7億円(575.0億円)
- ・ 受入児童数の拡大 1,105,656人(平成27年度) → 1,138,801人(平成28年度)[約3.3万人増]



1. 運営費等 446.0億円(431.7億円)

子ども・子育て支援交付金：内閣府予算に計上

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

① 放課後子ども環境整備事業の充実

ア 放課後児童クラブ設置促進事業の充実【拡充】

(ア)事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の国庫補助基準額の引上げを行う。

(イ)補助基準額(案):12,000千円(7,000千円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進【継続】

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進【継続】

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額(案):5,000千円

② 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助【継続】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):3,052千円(3,080千円)

イ 移転関連費用補助【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,500千円[1支援の単位当たり年額]

ウ 土地借料補助【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案):6,100千円[1支援の単位当たり年額]

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人以外の民間団体等

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業【継続】

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):454千円(435千円)

(2) 質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業【継続】

(ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等に主担当として従事する者を配置する場合に、非常勤職員1名分の賃金改善経費の上乗せ

(ii) または、(i)に加え、地域との連携、協力等に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善経費を含む当該常勤職員を配置するための経費の上乗せ

を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案):(i)1,581千円(1,539千円) (ii)2,932千円(2,831千円)

② 障害児受入強化推進事業【継続】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案):1,748千円(1,712千円)

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業【継続】

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案):544千円(532千円)

2. 整備費 128.8億円(143.3億円)

子ども・子育て支援整備交付金:内閣府予算に計上

(1)創設整備等【継続】

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体:市町村

②補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

③補助基準額(案):

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 49,928千円(48,859千円)

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合: 24,964千円(24,427千円)

④補助率:1/3

[国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3]

(2)土地借料加算【新規】

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料に係る加算を行う。

①実施主体:市町村

②補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

③補助基準額(案):6,100千円

④補助率:1/3

[国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3]

3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金：厚生労働省予算に計上

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.8億円の内数(15.7億円の内数)

①放課後児童支援員認定資格研修事業【継続】

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：都道府県(一部委託可)

(ウ) 補助基準額(案)：厚生労働大臣が認める額(1回当たり983千円(810千円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

(エ) 補助率：国1/2、都道府県1/2

(オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

②放課後児童支援員等資質向上研修事業【継続・拡充】

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理—放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ—」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」との指摘を踏まえ、都道府県及び市町村が実施する現任の従事者向けの研修について、平成28年度においては、初任者研修(1年～5年未満を目安)と中堅者研修(5年以上を目安)を地域の実情に応じて実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額(案)：厚生労働大臣が認める額(1か所当たり1,992千円(1,424千円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

(エ) 補助率：国1/2、都道府県・市町村1/2

(オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

(2) 指導者養成等研修事業 1.3億円の内数(1.3億円の内数)

○都道府県認定資格研修講師養成研修【継続】

(ア) 事業内容

都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体:国(民間団体に委託して実施)

子ども・子育て支援対策推進事業委託費
:厚生労働省予算に計上

4. その他(放課後児童クラブにおける勤務環境の改善) 7.9億円(平成27年度補正予算)

○ 放課後児童クラブ環境改善整備推進事業(仮称)【新規】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおいては、平成27年3月に策定された「放課後児童クラブ運営指針」において、

・子どもの育成支援の目標や計画

・日々の子どもの状況や育成支援の内容の記録

などについて作成することを求めていることから、これらの対応に伴う放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウェアなどの購入に必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体:市町村(委託等可)

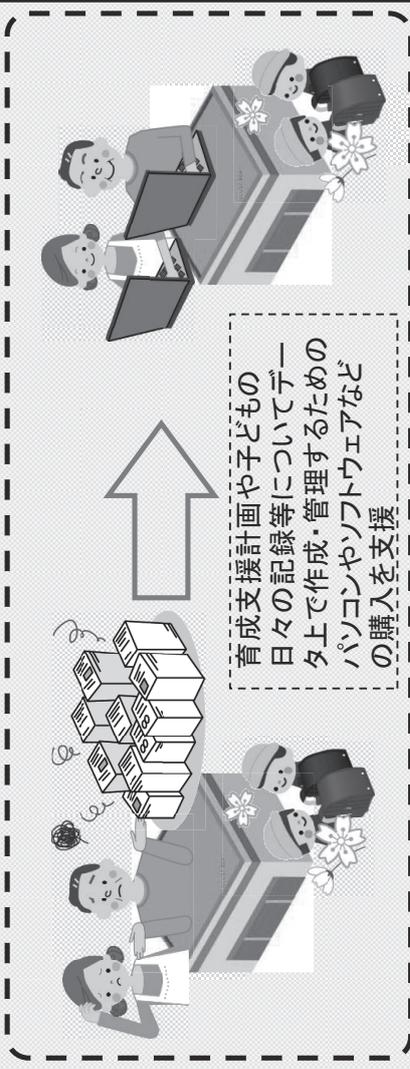
(ウ) 補助基準額(案):500千円

[1支援の単位当たり年額]

(エ) 補助率:国3/4、市町村1/4

※ 本経費については、国において次年度への予算の繰越手続を行う予定であるため、市町村における予算措置は、平成28年度予算での対応も可とする予定である。

厚生労働省予算に計上

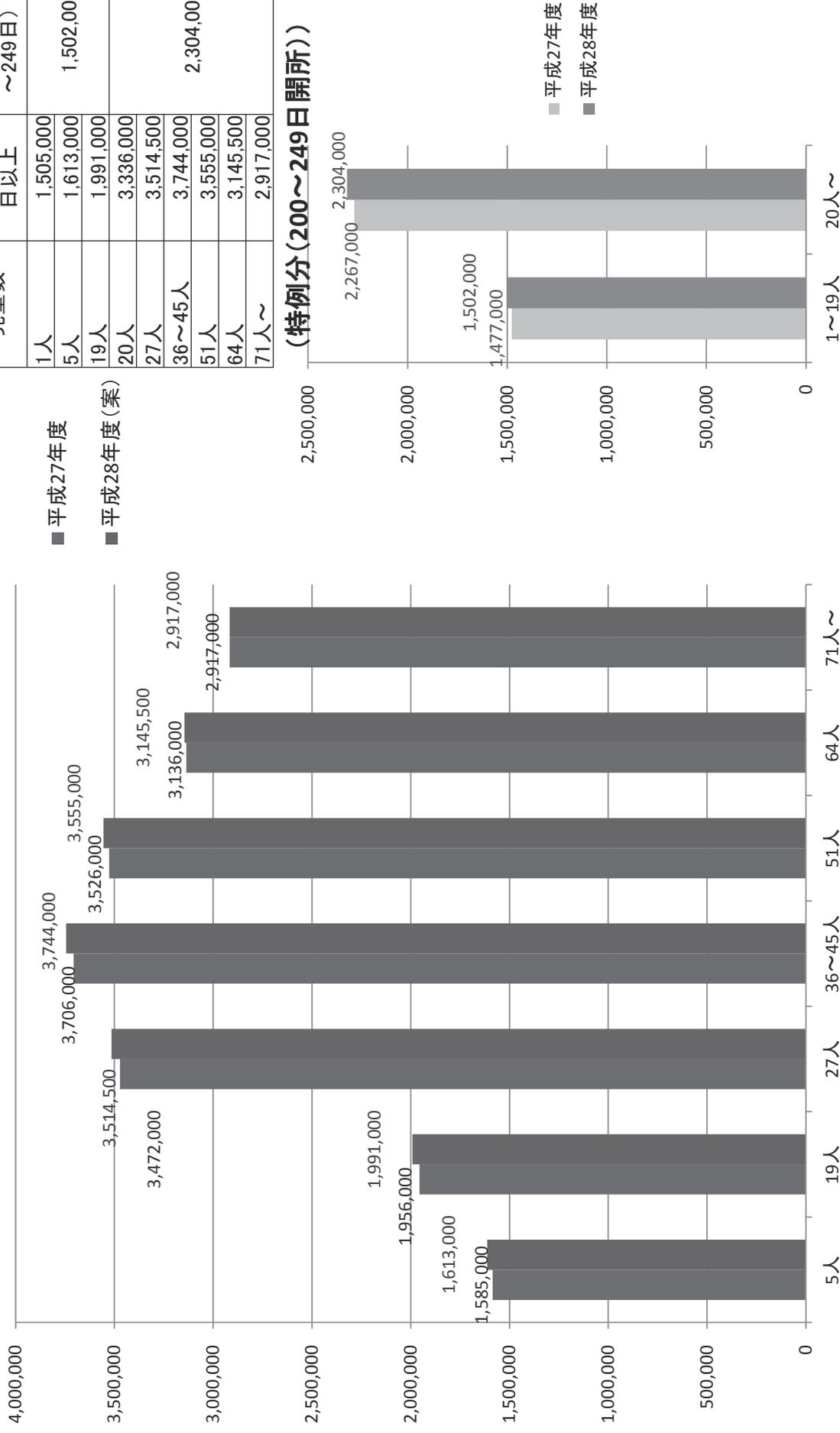


(参考1)

平成27年度と平成28年度(案)の国庫補助基準額の比較

主な補助単価(単位:円)

児童数	開設日数250日以上	特例分(200~249日)
1人	1,505,000	
5人	1,613,000	1,502,000
19人	1,991,000	
20人	3,336,000	
27人	3,514,500	
36~45人	3,744,000	2,304,000
51人	3,555,000	
64人	3,145,500	
71人~	2,917,000	



(特例分(200~249日開所))

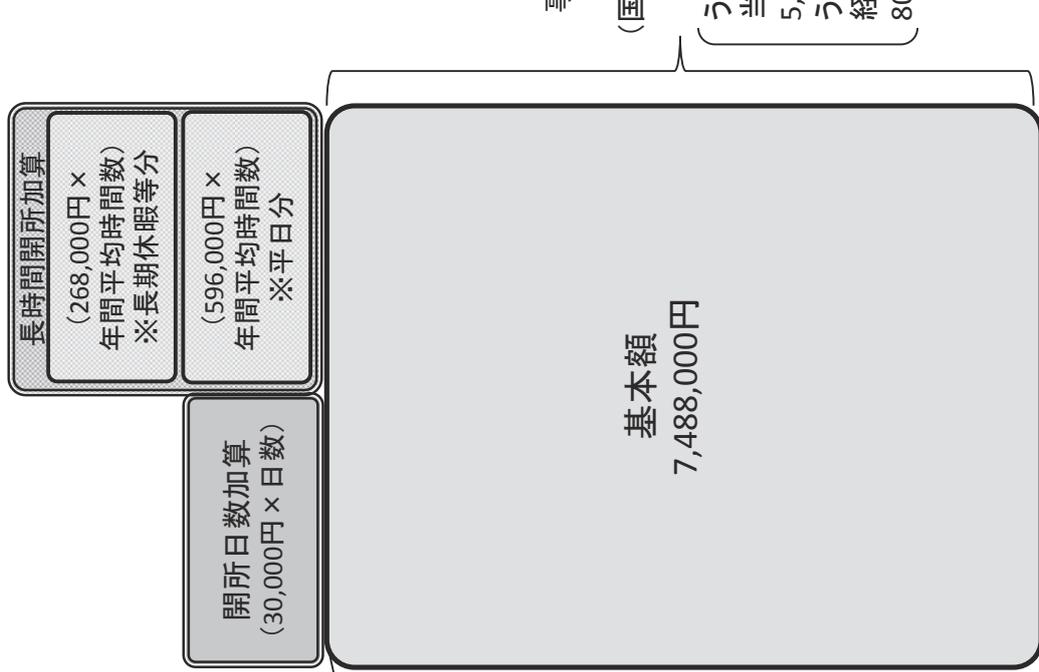
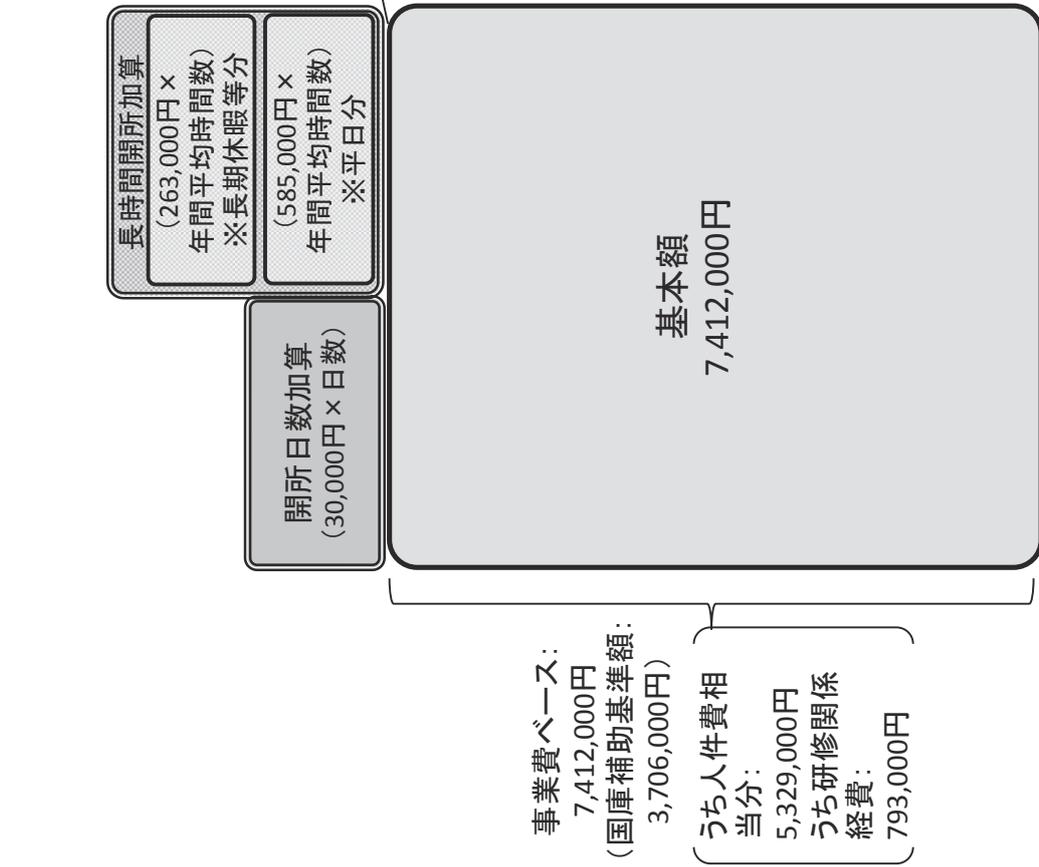
※ 国庫補助基準額は児童数36~45人を除き、1人ごとに異なる。
 ※ 19人以下の国庫補助基準額には、質の向上の「小規模放課後児童クラブ支援事業」(H27年度:532千円、H28年度案:544千円)を含む。

(参考2)

放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容

平成27年度
(36～45人単価)

平成28年度(案)
(36～45人単価)



平成27年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況② (子ども・子育て支援交付金事前協議ベース)

NO	都道府県	実施 市区町村数 (うち②実施数)	市区町村																		
			守山市① 竜王町①	栗東市②	野洲市①②	湖南市①②	高島市①	東近江市①	日野町①												
25	滋賀県	8 (3)																			
26	京都府	0 (0)																			
27	大阪府	4 (1)	堺市①	豊中市①	枚方市①	熊取町①②															
28	兵庫県	4 (1)	神戸市②	宝塚市①	川西市①	加西市①															
29	奈良県	4 (0)	奈良市①	天理市①	橿原市①	生駒市①															
30	和歌山県	5 (3)	橋本市①	湯浅町①	広川町②	串本町②	有田川町②														
31	鳥取県	0 (0)																			
32	島根県	1 (0)	大田市①																		
33	岡山県	2 (0)	岡山市①	倉敷市①																	
34	広島県	1 (0)	東広島市①																		
35	山口県	0 (0)																			
36	徳島県	3 (0)	小松島市①	吉野川市①	石井町①																
37	香川県	1 (0)	高松市①																		
38	愛媛県	0 (0)																			
39	高知県	0 (0)																			
40	福岡県	5 (0)	久留米市①	柳川市①	みやま市①	鞍手町①	糸田町①														
41	佐賀県	1 (0)	小城市①																		
42	長崎県	9 (0)	長崎市①	佐世保市①	諫早市①	大村市①	西海市①	長与町①													
			東彼杵町①	川棚町①																	
43	熊本県	11 (2)	八代市①②	水俣市①	玉名市①	菊池市①②	阿蘇市①	天草市①													
			菊陽町①	嘉島町①	山都町①	湯前町①															
44	大分県	2 (0)	臼杵市①	由布市①																	
45	宮崎県	4 (0)	都城市①	延岡市①	高鍋町①	高千穂町①															
46	鹿児島県	7 (1)	指宿市①	薩摩川内市①②	霧島市①	いちき串木野市①	南大隅町①	肝付町①													
			那覇市①②	宜野湾市①	浦添市①	名護市①	糸満市①	沖繩市①													
47	沖縄県	15 (3)	うるま市①②	宮古島市①	南城市①	本部町①	北谷町①	北中城村①													
			南風原町①②																		
	合計	198 (47)	(参考:①実施市区町村数 174)																		

(※)①は、非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村

②は、常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

～利用者支援事業（基本型）の先進事例①～
NPO法人子ども達の環境を考えるひこうせん「まある」の取組

概要

築100年の古民家を拠点に、地域のみんなが、まあるく輪になりつながって笑顔がたくさん増えることを願って、子育てに必要な様々な情報（保育園・幼稚園・こども園、一時預かり、習い事、医療機関、相談窓口、予防接種健診、福祉サービス、民間のお店や活動など）の把握に努め、地域全体で子育てがサポートできるようにコーディネートしていく。

ポイント

- 個別相談への対応（主な相談内容：子どもの健康、発達・発育、生活習慣、しつけ、地域のこと、自分自身のこと、家族、夫婦、仕事、就園・就学など）
- **関係機関との協働体制作り**（子育て支援コーディネーターの役割紹介、関係機関からの情報収集、連携内容の確認等を実施。**連携機関は99機関**（平成28年2月現在）《例：保育園、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、**小中学校、高校、大学、老人クラブ、産婦人科、小児科、行政機関他**》）
- 個別なニーズを持つ親子へのコーディネート（双子ちゃんサロン→連携先：行政機関、発達障がいのある子どもと親への支援→連携先：行政機関・大学・療育機関）
- **アウトリーチによる支援**（具体例：産婦人科や乳幼児健診へ定期訪問、地域の親子交流会へ訪問、園庭開放へ訪問、市内への地域子育て支援拠点への訪問、公民館の地域活動へ訪問等）
- **ネットワークづくり**（例：発達障がい児支援ワーキンググループ所属、おかやま地域子育て支援拠点ネットワーク事務局担当、岡山子育てネットワーク研究会事務局担当等） など

取組の効果

- 地域子育て支援拠点や支援に結びついていない方への**情報提供**ができた。
- コーディネーターという役割や、**守秘義務の宣言**を示すことにより各機関との関係が築きやすくなった。
- 個別の相談を継続的に受けることにより、個々の家庭状況に合わせて必要な支援を**当事者とともに選択**しながら**一歩ずつ前に**進んでいる実感がある。
- 相談を受けていく過程で**必要と感じた社会資源**を、関係機関とともに**作っていく**方向性が見えてきた。
- 地域子育て支援拠点事業のスタッフとの連携を密に取ることにより、**拠点全体の成長**に繋がっている。

今後の課題

- **地域子育て支援拠点スタッフとコーディネーターの連携方法**についてもう一工夫必要。
- 親子へ「子育てコーディネーター」の存在が**まだ十分浸透**していない。
- 「相談室」など、**ハード面の整備**。



基礎データ

備前市	人口:36,432人(平成28年1月31日現在) 出生数:189人(平成26年度) 地域子育て支援拠点:5か所(平成27年度) 利用者支援事業:4か所(平成27年度)
開始年度	平成27年
開設日・時間	毎週火～金曜日。 月曜・土曜日は隔週開設。 10:00～15:00
相談件数	313件(4月～10月)
担当スタッフ	4名(勤務は2名体制)



拠点で育ちあった親子が
地域社会で活躍できるコーディネート
を大切に



～利用者支援事業（基本型）の先進事例②～ 香川県高松市の取組

香川県
高松市

概要

高松市の利用者支援事業は、地域子育て支援拠点2か所（NPO法人）、小児科併設の地域子育て支援センター（医療法人）、保育園併設の地域子育て支援センター（社会福祉法人）の計4拠点を連携しながら行っている。

複数で行うことにより、各団体の専門性を発揮できる、地域資源の開発の際にも各団体の個性を発揮できる、視野が広がる等のメリットがある。

ポイント

- 複数の団体に利用者支援事業を行い、各団体の専門性を発揮して支援を行う（月に1回以上、打ち合わせを行い、情報共有、意識統一、スキルアップ等に努めている）。
- エリアに「顔見知り」をつくる活動（高松市を4エリアに分けて担当を決め、幼稚園・保育所・地域子育て支援拠点の全てを訪問して情報を収集）を展開し、現場とコーディネーターが存在を認識し合い、（顔でつながる）互いの役割の確認を行う。
- 敷居は低く 奥行きは深く（はじめは気軽な「問い合わせ」。そこから奥行き深い支援へ）。
- 各地域の状況を把握するため、地域巡回（幼稚園・保育所や子育て支援施設を定期訪問。地域の子育てサークル等の活動も支援）を行い、現場での課題（ニーズ等）を的確にキャッチする。
- 当事者のニーズを丁寧に聞き取り、社会資源の開発（必要な支援でないものはつくる。例：極低体重児の親子の会の発足）を行う。

地域子育て支援拠点で利用者支援事業を行うメリット

- ① 敷居の低い相談の場 拠点スタッフは身近な存在
- ② 遊びに来るついでに相談できる安心感
- ③ 拠点スタッフとの信頼関係
- ④ インフオーマルな地域資源とのつながり
- ⑤ 当事者目線での幅広い子育て相談

取組の効果

- 複数の団体に利用者支援事業を行うことで、利用者側も各団体の個性をあらがじめ理解し、相談先を選択するケースも見受けられるようになった。
- 各団体による月に1回以上の打ち合わせを行うことで、それぞれの経験を持ち寄り、複眼的にケースを検討することができ、支援の行き詰まりを事前に予防する効果がある。また、コーディネーターの孤立を防ぐ仕組みとしても有効である。

基礎データ

高松市	人口：421,131人（平成28年2月1日現在） 出生数：3,817人（平成26年度） 地域子育て支援拠点：31か所（平成27年度） 利用者支援事業：4か所（平成27年度）
開始年度	平成26年（地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型としては平成25年11月から）
開設日・時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
相談件数	2,977件（平成26年度）（4施設の合計）
担当スタッフ	14名（専任9名、補助5名）（4施設の合計）

敷居は低く 奥行きは深く

はじめは気軽な「問い合わせ」



必要に応じた連携
ケース会議 等



奥行き深い
支援へ

課題に応じた
地域資源の開発

今後の課題

- 連携体制の強化
- ともに育つ経験の蓄積
- 課題を捉えて資源開発
- スキルアップと人材育成



～利用者支援事業（基本型）の先進事例③～ 上越市「じょうえつ子育てinfo」の取組

概要

じょうえつ子育てinfoは、子ども及びその保護者等が子育てに関する様々なサービスを円滑に利用できるよ必要な支援をNPO法人（認定NPO法人ミマーズ・ネット）と連携し、事業を行っている。
また、「子育てinfoハンドブック」を製作、配布するなど、初めて子育てする親や転入者への積極的な情報提供を行っている。

ポイント

- ① 初めて子育てする親、転入者への積極的な働きかけを行い、子育て支援情報を提供する（市の窓口で転入手続き時や母子健康手帳交付時に、窓口で紹介冊子を渡す。紹介冊子（子育てinfoハンドブック）は、質問の多かった項目を集め、利用者目線で作成）。
- ② 子育てサービスのコーディネート（個々の背景を聞き取った上で、官民含めたオーダーメイドの子育て支援を行う）。
- ③ 地域と連携して子育て家庭を支える仕組みの構築（公共、民間の各機関を結びつける。インフォーマルな支援と結びつける）。
- ④ 利用者への同行支援を行う（病院、健診、予防接種、諸手続の同行支援。子育てサービス利用時の同行支援）。
- ⑤ 訪問支援（訪問して、共に問題解決を図る）。

取組の効果

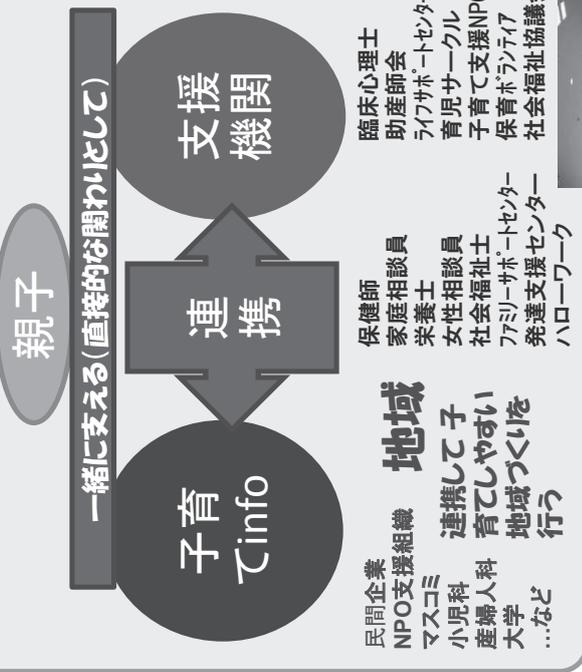
- 転入者や1人目の子育ての人へ必要な情報を届けることができた。
- 「問い合わせ」から相談につながることもできるため、子育ての不安・負担感の軽減、虐待予防にもつながる。
- 子育てと仕事の両立を支援。
- 民間も含めた子育て支援のコーディネートが可能に。

今後の課題

① 妊娠前から情報を伝えられる体制づくり→出産前後のライフステージに関わる支援者となつながら、出産前から情報を伝えられる方法を検討する必要がある。② 開設場所から離れた場所に住む利用者へのアプローチ→市内全中学校区単位で開設している地域子育て支援拠点に向く必要がある。③ 1名の勤務においても、スタッフが地域連携のために外出することが多いので、その際の施設内の相談体制のあり方④ 利用者支援事業があるということ、行政機関の福祉部門以外や地域の人に周知する必要があるが、その効果的な方法

基礎データ	
上越市	人口：198,228人(平成28年2月1日) 出生数：1,431人(平成26年) 地域子育て支援拠点：26か所(平成27年度) 利用者支援事業：1か所(平成27年度)
開始年度	平成26年(地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型としては平成25年から)
開設日・時間	毎日(毎月第3水曜、年末年始を除く) 9:00～16:30
相談件数	1,134件(平成26年度)
担当スタッフ	3名で交代制(勤務は1名)

地域と連携して子育て家庭を支える仕組みの構築



「関口は広く、奥行は深く」
～親子にとって身近な場での支援～

児童館ガイドラインについて

趣 旨

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの。
- 本ガイドラインを参考にして、常に児童館における活動や運営の向上を図る。

ガイドラインの概要

「児童館ガイドラインについて」(平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 理念と目的

- ① 理念: 「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設。故に保護者をはじめめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。
- ② 目的: 18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。

2. 機能・役割

- ① 発達の増進
子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。
- ② 日常の生活の支援
子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援すること。
- ③ 問題の発生予防・早期発見と対応
子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- ④ 子育て家庭への支援
子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- ⑤ 地域組織活動の育成
地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

3. 活動内容

- ① 遊びによる子どもの育成
- ② 子どもの居場所の提供
- ③ 保護者の子育ての支援
- ④ 子どもが意見を述べる場の提供
- ⑤ 地域の健全育成の環境づくり
- ⑥ ボランティアの育成と活動
- ⑦ 放課後児童クラブの実施
- ⑧ 配慮を必要とする子どもの対応

4. 家庭・学校・地域との連携

- ① 家庭との連携
・子どもの活動の様子等から必要がある場合は、継続的に援助・支援。
- ② 学校との連携
・問題発生時速やかに適切な対応が取れるよう、情報交換と連絡体制を整備。
- ③ 地域との連携
・地域住民への情報提供や利用の働きかけにより、連携・協力関係を構築。

5. 職員

- ① 館長
運営統括、児童厚生員の指導、他組織との連携、相談・問題解決等に努める。
- ② 児童厚生員
地域の子育ての実態把握、子どもの成長支援・援助、育成環境の整備、児童虐待防止等に努める。

6. 運営

- ① 設備: 集会室・遊戯室等児童館活動を実施するための設備・備品を備える。
- ② 運営主体: 子ども福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤により、継続的・安定的に運営できるように努める。
- ③ 運営管理: 利用する子どもの把握・保護者との連絡・運営協議会等の設置、運営管理規程の定めと法令遵守、安全・防災対策等を行う。
職員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規程する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者を2人以上置くこと。

東京都
八王子市

～ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業「なんでもチャレンジ」～
八王子市の児童館の取組紹介

概要

「なんでもチャレンジ」は、八王子市のひとり親家庭の子どもを対象とした、社会性の向上や自立支援、家庭での学習習慣の定着や学習の意欲向上を目指す、体験活動と学習支援のプログラムで、子ども達の居場所である市立児童館において、子どもが楽しみながら遊びや体験を通して、学習支援の専門スタッフが学習活動を行っている。

子どもが、その置かれている環境に関わらず、心身ともに健やかに成長することを目指し、市のひとり親家庭支援の所管である子育て支援課と子どもに寄り添う様々な支援を実践している児童青少年課児童館が中心となり、本事業を実施している。

ポイント

- 児童館は、
 - ・ 子どもに寄り添う様々な支援を実践している場であること
 - ・ 児童館が持つ「居場所」としての機能により、事業実施時でなくとも支援の必要な子ども達の居場所となれること
 - ・ 地域のコーデイネート力を有していること
- 午前中は「体験事業」として、児童館の職員が中心となり、料理教室や工芸作品の製作など、体験活動を通じた生活習慣の習得等を図る事業を行い、午後は「学習支援」として、民間の学習支援団体の協力を得て、国語、算数、英語を1コマ40分ずつ行っており、学生のボランティアも募って、様々な大人と接する機会を提供している。

取組の効果

- 体験活動により、生活の中で必要とならざる事柄や他者との協調性、社会性を学び、生活意欲や自己肯定感を培い、生きる意欲や学習意欲の向上につながる。
- 遊びという子ども主體的な行為と学習の機会を提供することにより、スムーズに学習に取り組むことが可能となり、継続的な学習支援機関につなぐことができる。



1日のスケジュール(例)

【午前】 体験事業 10:30～13:30	【午後】 学習支援 13:30～16:30	持ち物
「つくってみよう！」 ～ルールからつくるカレーライス～	①国語 「漢字しりとり」 ②算数 「倍数と約数」 ③英語 「英語で歌おう」 ④まとめ	筆記用具・室内履き・飲み物・タオル・エプロン・バンダナ・食器(カレー皿・コップ・スプーン)・参加費300円

※ 八王子市における取組の一事例

基礎データ

なんでもチャレンジ

開始年度	平成26年度
活動日	年5回(日曜日：不定期開催)
対象	ひとり親家庭の小学5、6年生
参加費	無料(但し、食材料料等は実費負担)

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」

「こどもの城」が開発又は普及に携わってきた遊びのプログラム及び地域の児童館で行われている活動プログラムの実践状況調査結果の主な分析及び評価のとりまとめ

1. 「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割について

- 昭和60年に国が設置した「こどもの城」は、これまで、先駆的な遊びのプログラムを開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するという役割を果たしてきた。
 - こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後国が引き継ぎ、関係団体や地域の児童館等の協力を得て、その機能を継承することとする。
- このため、今般、「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割を国が継承するに当たり、「こどもの城」が開発又は普及に携わってきた活動プログラムが全国的にどの程度普及し活用が図られてきたか、効果、影響などの実践状況の調査を行ったところである。

(1) 調査結果概要

ア 「こどもの城」の実践や考え方の影響について

- ① 地域の児童館等（以下「児童館」という。）において、その運営や活動内容に「こどもの城」の実践や考え方から影響を受けたと回答した児童館が60.4%、一方で、影響を受けていないと回答した児童館が33.8%となっている。【全体版詳細・P15参照】
運営主体別では、影響を受けたと回答した児童館は、公設民営（指定）（73.3%）及び民設民営（社福）（69.4%）の割合が比較的高くなっている。
また、都道府県別では、その割合の高い順に、静岡県（90.0%）、千葉県（89.2%）、愛媛県（88.6%）、岡山県（87.8%）、福岡県（85.7%）となっている一方で、高知県（25.0%）、滋賀県（27.8%）、大阪府（32.0%）では低い状況となっている。【全体版詳細・P16参照】
- ② 「こどもの城」の実践や考え方から影響を受けたと回答した児童館は、「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムの実施割合が9割を超えている一方で、影響を受けていないと回答した児童館の3割超が、「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムを実施していない状況となっている。【全体版詳細・P18参照】

(1) 調査結果概要 (続き)

- ③ 「こどもの城」の実践や考え方から影響を受けたと回答した児童館で、「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムを実施するに至った経緯では、「『こどもの城』が主催した研修会等で学んだプログラムだった」等の「こどもの城」が直接児童館と関わりをもった内容の割合が高くなっていて、一方で、影響を受けていないと回答した児童館では、「他の児童館で実施しており、効果的なプログラムであると感じたため」等の割合が高くなっている。【全体版詳細・P 20 参照】
 - ④ 「こどもの城」の実践や考え方から影響を受けたと回答した児童館において、障害のある児童などが参加しやすいよう配慮しているプログラムがあると回答した児童館数は、影響を受けていないと回答した児童館数の約6倍と高い状況になっている一方で、「こどもの城」の実践や考え方から影響を受けたと回答した児童館において、障害のある児童などが参加しやすいよう配慮しているプログラムがないと回答した児童館は9割を超えている。【全体版詳細・P 23 参照】
 - ⑤ 「こどもの城」の実践や考え方から影響を受けた内容では、「おもちゃ作りや遊びの方法」、「プログラムの作り方」、「児童館の運営方法」、「人材育成のノウハウ」の順で割合が高くなっており、運営主体別では、公設民営（委託）で「児童館の運営方法」及び「人材育成のノウハウ」の割合が高くなっている。【全体版詳細・P 27 参照】
- イ 「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムの効果について**
- ① プログラムを実践した際の効果について、効果的だったプログラムがあると回答した児童館が76.1%となっている。【全体版詳細・P 48 参照】
都道府県別では、その割合の高い順に、岡山県（95.3%）、静岡県（93.5%）、愛媛県（91.7%）、千葉県（91.2%）、福島県（90.9%）となっている一方で、島根県（16.7%）、滋賀県（36.8%）、高知県（37.5%）では低い状況となっている。【全体版詳細・P 49 参照】
 - ② 効果的だったプログラムがあると回答した理由では、「参加者同士の交流が図られた」、「年齢等に関係なく全員が楽しめた」、「プログラム参加者が増加し、定着した」の順で高い割合となっており、「利用者の違った一面が発見できた」と回答した中には、「相手を気遣い、協力する一面を見ることができた」、「自己中心的行動の子どもがルールを守って遊ぼうとする姿勢が見られた」などがみられた。【全体版詳細・P 52 参照】
 - ③ 効果が得られた要因としては、「子どもに受け入れやすかったため」、「プログラムに柔軟性があったため」の順で高い割合となっており、「その他」と回答した中には、「参加者のニーズに沿った内容を実践することができたため」、「普段経験（体験）できない非日常のプログラムであったため」などがみられた。【全体版詳細・P 54 参照】
 - ④ プログラムを実践した際の効果について、効果的ではなかったプログラムがあると回答した児童館の割合が10.6%となっている。【全体版詳細・P 55 参照】

(1) 調査結果概要 (続き)

- ⑤ 効果的ではなかったプログラムがあるとは回答した理由では、「参加者が増加せず、定着しなかった」、「年齢等によりグループ化してしまった」、「参加の前後で、子どもに特に大きな変化は見られなかった」の順で高い割合となっている。【全体版詳細・P 57 参照】
- ⑥ 効果が得られなかった要因としては、「子どもに受け入れにくかったため」、「プログラムに柔軟性がなかったため」の順で高い割合となっており、「その他」と回答した中には、「保護者に共感するプログラムを選べなかったため」、「プログラムを子どもに任せたことで参加者が決まってきたて広がらなかったため」などがみられた。【全体版詳細・P 59 参照】

ウ 「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムの実施が児童館の運営や地域との関係性に与えた影響について

- ① プログラムの実施が児童館の運営自体に影響を与えたと回答した児童館が80.3%、一方で影響を与えていないと回答した児童館が14.8%となっている。【全体版詳細・P 73 参照】
- 都道府県別では、影響を与えたと回答した児童館は、その割合の高い順に、山梨県(96.6%)、沖縄県(95.2%)、長野県(94.0%)、茨城県(93.3%)、福岡県(93.1%)となっている一方で、滋賀県(62.5%)、新潟県(65.9%)、福井県(66.2%)では低い状況となっている。【全体版詳細・P 74 参照】
- ② 児童館の運営自体に影響を与えたと回答した理由では、「プログラムの実施を恒常的に行うようになった」、「プログラムを充実したことにより、これまで利用が少なかった年代の利用が増加した」、「職員の志気が高まり、一体感が強くなった」の順で高い割合となっており、「その他」と回答した中には、「子ども達の新しい体験の一つとなり、子どもがまた友達を誘ってきてくれるようになった」などがみられた。また、影響を与えていないと回答した理由では、「プログラムの実施頻度に変化がみられなかった」、「プログラムを充実したが、利用する年代の広がりがみられなかった」の順で高い割合となっている。【全体版詳細・P 76 参照】
- ③ プログラムの実施が児童館とその地域に影響を与えたと回答した児童館が61.5%、一方で与えていないと回答した児童館が31.7%となっている。【全体版詳細・P 80 参照】
- 都道府県別では、影響を与えたと回答した児童館は、その割合の高い順に、神奈川県(90.7%)、鹿児島県(88.9%)、大阪府(85.7%)、岡山県(82.9%)、京都府(82.7%)となっている一方で、福岡県(22.4%)、三重県(35.7%)、大分県(47.6%)が低い状況となっている。【全体版詳細・P 81 参照】

(1) 調査結果概要 (続き)

④ 児童館とその地域に影響を与えたと回答した理由では、「地域での認知度が高まり、児童館に関心をもつ地域住民が増加した」、「地域の関係機関との連携がより図られた」、「地域の行事に積極的に参加するなど、重要な役割を担うようになった」の順で高い割合となっており、「その他」と回答した中には、「地域の方々子ども達のことを皆で見守り、助けてくれるようになった」などがみられた。【全体版詳細・P 8 3 参照】

また、影響を受けていないと回答した理由では、「地域の関係機関との関係に特に変化はみられなかった」、「地域の中での役割に特に変化はみられなかった」の順で高い割合となっている。【全体版詳細・P 8 5 参照】

(2) 評価及び検証、今後の方向性

ア 「こどもの城」の実践や考え方の影響について

- 調査結果では、児童館の運営や活動内容に「こどもの城」の実践や考え方から影響を受けたものがあると回答した児童館が約6割(1,617館)あり、このうち、「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムを実施している割合は9割を超えているなど、全国の児童館で「こどもの城」の実践が幅広く取り入れられてきたことが明らかとなり、「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割について一定の評価が示されたと考えられる。
- また、「こどもの城」から影響を受けたものがあると回答した児童館がプログラムを実施するに至った経緯では、「『こどもの城』が主催した研修会等で学んだプログラムだった」、「『動くこどもの城』が派遣され実施したプログラムだった」など、「こどもの城」が直接児童館と関わった内容の割合が高く(76.7%)、遊びの方法やプログラムの作り方などを職員から職員に伝えていったことが、効果的だったと考えられる。
- 「こどもの城」から影響を受けたものがあると回答した児童館の都道府県別では、静岡県(90.0%)、千葉県(89.2%)、愛媛県(88.6%)などの割合が高い一方で、高知県(25.0%)、滋賀県(27.8%)、大阪府(32.0%)などは低くなっており、地域によって大きな差が生じている状況がみられ、また、運営主体別でも、公設民営(指定)及び民設民営(社福)の割合が高い一方で、公設民営(委託)及び公設公営が低くなっており、児童館への関わり(アブローチ)の方法などによって地域差などが生じたのではないかと想定されるが、更なる検証が必要である。
- 「こどもの城」から影響を受けたものがないと回答した児童館が、「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムを実施している割合は約65%と比較的高くなっており、当該プログラムを実施するに至った経緯では、「他児童館で実施しており、効果的なプログラムであると感じた」、「利用者からの要望があった」の割合が74.2%で、「こどもの城」が直接児童館と関わった内容の割合(11.2%)を大きく上回っており、プログラム自体の魅力や実施の必要性を他動的要因で感じつつも、実施に至らない場合もみられるなど、効果的なプログラムの情報伝達の方法を検討していく必要がある。

(2) 評価及び検証、今後の方向性 (続き)

- このように、これまで「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割について、一定の評価が示されたところであるが、調査結果を受けて、課題を整理すると以下のとおりである。
 - ① これまで「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムを効果的に普及啓発していくために、国において活動事例を掲載したHPの積極的な活用、DVDの配布などに取り組んでいく他、県立児童館等の活用による人から人に直接承継していく伝達手段(方法)をどのように確保していくか。
 - ② 「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムの実施率が高い状況から、今後とも国が継続的に新たなプログラムの開発に取り組んでいく必要があるが、児童館での実践にどのようなようにつなげていくか。
 - ③ 「こどもの城」から影響を受けたもので、「児童館の運営方法」や「人材育成のノウハウ」なども多くみられたが、今後とも児童館長や指導的立場にある者などの資質の向上を図るための研修やセミナーの充実にどのように取り組んでいくか。
- イ 「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムの効果について**
- 調査結果では、効果的だったプログラムがあると回答した児童館が76.1%(2,038館)あり、地域の児童館で行われている活動プログラムに関する同じ調査では、54.5%(1,459館)であったため、プログラムの内容に関しても一定の評価が示されたと考えられる。また、運営主体別での有意な差は見られなかったが、都道府県別では、島根県(16.7%)、滋賀県(36.8%)、高知県(37.5%)が低い状況となっており、これらの都道府県は、「こどもの城」から影響を受けた割合も低くなっているため、プログラムの効果にも、「こどもの城」の関わりが少なからず影響したものと考えられる。
 - また、効果的だったプログラムがあると回答した理由の中で、「子どもが日常生活において基本的なルールを守れるようになった」(15.5%)、「子どもが困っている仲間に手を差し伸べられるようになった」(15.5%)、「相手を気遣い、協力する一面を見ることができた」、「自己中心的行動の子どもがルールを守って遊ぼうとする姿勢が見られた」など、プログラムの実践を通じて、子どもが日常生活の中で変化していく様子を捉えて評価している児童館も見られることから、プログラムの実施に当たっては、子どもの成長発達に資するものとの観点で内容を検討していく必要がある。
 - 効果が得られた要因では、「子どもに受け入れられやすかったため」(73.4%)、「参加者のニーズに沿った内容を実践することができたため」などが高い割合となっており、プログラムの実施に当たっては、子どもの視点や意見を生かすとともに、保護者を含む参加者のニーズを十分汲み取って、内容を検討していく必要がある。

(2) 評価及び検証、今後の方向性 (続き)

- さらに、プログラムを効果的に実施していくには、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の専門性を高め、その役割を明確化していくことが重要であり、都道府県等において児童厚生員等研修事業を積極的に活用し、職員の資質の向上を図るとともに、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の役割について検討していく必要がある。
- ウ 「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムの実施が児童館の運営や地域との関係性に与えた影響について
 - 調査結果では、プログラムの実施が児童館の運営自体に影響を与えたと回答した児童館が80.3%（1,782館）あり、運営主体別での有意な差は見られなかったが、都道府県別では、滋賀県（62.5%）、新潟県（65.9%）、福井県（66.2%）が比較的低い状況にある。これらの都道府県は、「こどもの城」から影響を受けた割合が一概に低いとは言えず、「こどもの城」との関わりとは関連性が薄いと考えられる。
 - 児童館とその地域に影響を与えていないと回答した理由の中には、「地域が関わりにくいプログラムだったから」、「プログラムの実施は、館内のみであり、地域まで声かけはしていない」などもみられ、プログラムの内容にもよるが、地域の方々に児童館を身近に感じていただき、児童館が地域の中で重要な役割を担えるよう、プログラムの実施に当たっては、地域との連携・協力を常に念頭に入れながら、内容を検討していく必要がある。

2. 地域の児童館で行われている活動プログラムの効果及び影響について

- 今後の地域の児童館のあり方等を検討するに当たり、地域の児童館で行われている活動プログラムについて、その効果や影響について調査を行ったところである。

(1) 調査結果概要

ア 地域の児童館で行われている活動プログラムの効果について

- ① 活動プログラムを実践した際の効果について、効果的だったプログラムがあると回答した児童館が54.5%となっている。
【全体版詳細・P61参照】
都道府県別では、その割合の高い順に、高知県（87.5%）、島根県（83.3%）、福岡県（81.0%）、秋田県（77.0%）、鹿児島県（73.3%）となっている一方で、山梨県（31.4%）、滋賀県（31.6%）、福島県（31.8%）では低い状況となっている。【全体版詳細・P62参照】
- ② 効果的だったプログラムがあると回答した理由では、「参加者同士の交流が図られた」、「年齢等に関係なく全員が楽しめた」、「プログラム参加者が増加し、定着した」の順で高い割合となっており、「利用者の違った一面が発見できた」と回答した中には、「活動を通して、日常生活では見られない子ども達のコミュニケーション力や問題解決力、忍耐力、個性を発見できた」、「控え目な子どもができるようになり、自信をもって他の子どもに教えている姿が見られた」などがみられた。
【全体版詳細・P65参照】
- ③ 効果が得られた要因としては、「子どもに受け入れやすかったため」、「プログラムに柔軟性があったため」の順で高い割合となっており、「その他」と回答した中には、「企画の段階から子どもの意見を主体に、プログラム作りに参加して進めていったため」、「地域住民が参加しやすい（受け入れられやすい）プログラムだったため」などがみられた。【全体版詳細・P67参照】
- ④ 活動プログラムを実践した際の効果について、効果的ではなかったプログラムがあると回答した児童館が5.9%となっている。【全体版詳細・P68参照】
- ⑤ 効果的ではなかったプログラムがあると回答した理由では、「プログラム参加者が増加せず、定着しなかった」、「参加者同士が互いに交流することがなかった」、「プログラム参加の前後で、子どもに特に大きな変化はみられなかった」の順で高い割合となっている。【全体版詳細・P70参照】

(1) 調査結果概要 (続き)

- ⑥ 効果が得られなかった要因としては、「子どもに受け入れにくかったため」、「プログラムに柔軟性がなかったため」の順で高い割合となっており、「その他」と回答した中には、「指導者の力量不足、プログラムの進行がスムーズにいかなかった」、「プログラムが施設の大きさに合っていないなかった」などがみられた。【全体版詳細・P 7 2 参照】

イ 地域の児童館で行われている活動プログラムの実施が児童館の運営や地域との関係性に与えた影響について

- ① 活動プログラムの実施が児童館の運営自体に影響を与えたと回答した児童館が88.6%、一方で影響を与えていないと回答した児童館が7.0%となっている。【全体版詳細・P 8 8 参照】
都道府県別では、影響を与えたと回答した児童館の割合が100.0%が11府県となっている一方で、奈良県(63.6%)、高知県(71.4%)では低い状況となっている。【全体版詳細・P 9 1 参照】
- ② 児童館の運営自体に影響を与えたと回答した理由では、「プログラムの実施を恒常的に行うようになった」、「プログラムを充実したことにより、これまで利用が少なかった年代の利用が増加した」、「職員の志気が高まり、一体感が強くなった」の順で高い割合となっており、「その他」と回答した中には、「子ども達が普段の遊びに取り入れて、自主的に活動するようになった」などがみられた。【全体版詳細・P 9 3 参照】また、影響を与えていないと回答した理由では、「プログラムを充実したが、利用する年代の広がりがみられなかった」、「プログラムの実施頻度に変化がみられなかった」の順で高い割合となっている。【全体版詳細・P 9 5 参照】
- ③ 活動プログラムの実施が児童館とその地域に影響を与えたと回答した児童館が78.0%、一方で影響を与えていないと回答した児童館が15.7%となっている。【全体版詳細・P 9 7 参照】
都道府県別では、影響を与えたと回答した児童館は、その割合の高い順に、静岡県・福岡県(100%)、神奈川県(96.6%)、岡山県(95.8%)、愛媛県(95.5%)となっている一方で、高知県(42.9%)、徳島県(44.4%)、長野県(56.3%)では低い状況となっている。【全体版詳細・P 1 0 2 参照】
- ④ 児童館とその地域に影響を与えたと回答した理由では、「地域での認知度が高まり、児童館に関心をもつ地域住民が増加した」、「地域の関係機関との連携がより図られた」、「地域の行事に積極的に参加するなど、重要な役割を担うようになった」の順で高い割合となっており、「その他」と回答した中には、「地域の方々の中・高校生のイメージが変化した」などがみられた。【全体版詳細・P 1 0 4 参照】また、影響を与えていないと回答した理由では、「地域の関係機関との関係に特に変化はみられなかった」、「地域の中での役割に特に変化はみられなかった」の順で高い割合となっている。【全体版詳細・P 1 0 6 参照】

(2) 評価及び検証、今後の方向性

ア 地域の児童館で行われている活動プログラムの効果について

- 調査結果では、効果的だったプログラムがあると回答した児童館が54.5%（1,459館）と高い割合とは言えない状況であり、運営主体別の有意な差は見られなかったが、都道府県別では、高知県（87.5%）、島根県（83.3%）が高くなっており、これらの都道府県は、「こどもの城」から影響を受けた割合が低くなっているため、独自で取り組んだ活動プログラムを高く評価していると考えられる。
- 効果的だったプログラムがあると回答した理由及び効果が得られた要因から考えられる評価等は、「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムと同様である。

イ 地域の児童館で行われている活動プログラムの実施が児童館の運営や地域との関係性に与えた影響について

- 調査結果では、プログラムの実施が児童館の運営自体に影響を与えたと回答した児童館が88.6%（1,590館）と非常に高く、100.0%が11府県となっており、独自で取り組んだ活動プログラムが運営に大きく影響を与えていると考えられる。
- プログラムの実施が児童館とその地域に影響を与えたと回答した児童館も78.0%（1,399館）と高い割合になっているが、影響を与えていないと回答した理由では、「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムと同様であるため、プログラムの実施に当たっては、地域との連携・協力を常に念頭に入れながら、内容を検討していく必要がある。

3. 障害のある児童などが参加しやすいよう配慮しているプログラムについて

- 様々なニーズを持つ子どもたちに、健全な遊びを提供できる居場所を確保することは大変重要である。このため、今般、障害のある児童などが参加しやすいよう配慮しているプログラムの実施状況についても調査を行ったところである。

(1) 調査結果概要

- ① 障害のある児童などが参加しやすいよう配慮しているプログラムがあると回答した児童館が4.3%（114館）、一方で、プログラムが無いと回答した児童館が95.7%（2,564館）となっている。【全体版詳細・P38参照】
また、プログラムがあると回答した児童館について、運営主体別では公設民営（指定）、人口規模別では50万人以上にある児童館が多い状況となっており、都道府県別では福岡県（42館）、東京都（18館）、宮城県及び神奈川県（6館）が多い一方で、プログラムが無いと回答があったのが、23府県に及んだ。【全体版詳細・P39参照】
- ② 障害に配慮したプログラムがあると回答した児童館の職員数については、職員数が多い児童館ほど割合が高くなっている一方で、職員数が少ない児童館は割合が低くなっている。都道府県別では、実施館数が多い福岡県及び東京都においても、職員数が多い児童館ほど多い状況となっている。【全体版詳細・P41参照】
- ③ 障害に配慮したプログラムがあると回答した児童館について、職員の保有資格別の実施状況では、公設民営（指定）及び公設公営ともに、「②保育士の資格を有する者」がいる児童館、「⑤教諭となる資格を有する者」がいる児童館、「④2年以上の児童福祉事業に従事した者」がいる児童館の順に多くなっており、特に、公設公営では、「②保育士の資格を有する者」がいる児童館の割合が高くなっている。【全体版詳細・P42参照】
- ④ 実施したプログラムの中では、「児童館で行うほとんどの行事に、障害をもっている子どもも参加できるように、ルールなどを工夫している」ものや、「発達障害の児童を対象として街めぐりを行う」ものなどがみられた。

(2) 評価及び検証、今後の方向性

- 障害のある児童などが参加しやすいよう配慮しているプログラムがあると回答した児童館が4.3%（114館）、プログラムの実施がない都道府県が23府県という状況であるが、実態としては、日常的に障害のある子どもが利用者している児童館があると想定され、これは、本調査の設問内容が特定のプログラムの実施をイメージさせるものとして理解されたため回答が少なかつたのではないかと考えられる。
- 障害に配慮したプログラムがあると回答した児童館について、「こどもの城」の影響を受けたものがあると回答した児童館（94館）が、影響を受けたものがないと回答した児童館（15館）の約6倍と高い状況となっており、「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムを有効に活用して実践につなげていると考えられる。
- 今後、時代の要請に対応した障害児や配慮を必要とする子どもを含めた新たなプログラムを開発していくために、国において実践事例の収集、図表化及びHIPへの掲載に取り組んでいくとともに、都道府県等が実施する児童厚生員等研修事業において実践事例の紹介及びノウハウの伝達などを実施するよう、働きかけていく必要がある。また、児童館の実践につなげていくための試行的実施を行う必要がある。

4. プログラム実践における課題等について

- 「こどもの城」が開発又は普及に携わってきたプログラムと地域の児童館で行われている活動プログラムを共通して、今後、プログラムを充実していく上で一番重要なこと、新たなプログラムを導入する予定など、児童館が抱えている課題等の調査を行ったところである。

(1) 調査結果概要

- ① 今後、プログラムを充実していく上で一番重要なことでは、「アイデア・発想」(50.6%)、「指導力」(27.2%)、「人員」(23.7%)が高い割合となっており、「アイデア・発想」と回答した児童館のうち、運営主体別では、公設公営(51.8%)の割合が高いのに対し、民設民営(社福)(36.1%)の割合が低くなっている。【全体版詳細・P112, P113参照】
- ② 今後、新たなプログラムを導入する予定の有無については、「有」が36.2%、「無」が56.5%となっており、「有」と回答した児童館のうち、運営主体別では、公設民営(指定)(44.9%)の割合が高いのに対し、公設公営(28.7%)の割合が低く、都道府県別では、福岡県(79.4%)、神奈川県(59.2%)、広島県(54.5%)の割合が高いのに対し、長崎県(5.0%)、滋賀県(10.5%)、高知県(12.5%)の割合が低くなっている。【全体版詳細・P115, P116参照】
- ③ 新たなプログラムを導入しようと考えた理由では、その割合の高い順に、「他の児童館で実施しており、効果的なプログラムであると感じたため」、「先駆的なプログラムとしてとらえようとしたため」、「利用者からの要望があったため」となっている。【全体版詳細・P117参照】
- ④ 新たなプログラムを導入する予定がない理由では、その割合の高い順に、「人員が不足している」、「必要と思われるプログラムはすでに導入されている」、「予算が不足している」となっている。【全体版詳細・P120参照】

(2) 評価及び検証、今後の方向性

- 今後、新たなプログラムを導入する予定の児童館にどのようなプログラムが聞いたところ、貧困や不登校などによる中・高校生の学習支援、中・高校生向けの居場所作り、ランドセル来館など、今日的な喫緊の課題に取り組みることとしており、今後、児童館の役割を高めるためにも、こうした取り組みについて、必要な地域で実施するためのノウハウや環境設定などを検討していく必要がある。
- 新たなプログラムを導入する予定がないと回答した児童館では、「人員が不足」、「予算が不足」、「来年度から放課後児童クラブに移行するため」など、新たなプログラムを導入しようとしても、物理的かつ財政的に困難な状況が見られるため、地域で児童館の必要性を再確認・再認識するための児童館が果たすべき機能及び役割の検討が必要である。

5. 児童館ガイドラインについて

- 平成23年3月31日に国が「児童館ガイドライン」を策定してから4年が経過した現在、児童館ガイドラインの検証と今日的課題への対応及び今後のある方に関する検討に資するため、運営や活動内容等に関する調査を行ったところである。

(1) 調査結果概要

- ① 「児童館ガイドライン」の内容に沿って運営されていると回答した児童館が92.7%、一方で、されていないと回答した児童館が5.2%（138館）となっている。【全体版詳細・P8参照】
運営主体別では、民設民営のすべての児童館で運営されていると回答があり、都道府県別では、すべての児童館において運営されていると回答があったのが14県あった一方で、神奈川県（37.0%）、和歌山県（58.6%）は低い割合となっている。【全体版詳細・P9参照】
- ② 「児童館ガイドライン」の内容に沿って運営されていると回答した児童館の活動内容で、「遊びによる子どもの育成」、「子どもの居場所の提供」、「保護者の子育ての支援」の実施割合が9割を超えているが、「子どもが意見を述べる場の提供」は57.5%、「放課後児童クラブの実施」は53.6%と比較的低くなっている。
都道府県別で「子どもが意見を述べる場の提供」が高いのは、神奈川県（96.3%）、福岡県及び大分県（86.4%）となっている一方で、低いのは、滋賀県及び佐賀県（11.1%）、栃木県（20.0%）となっている。
また、「放課後児童クラブの実施」が高いのは、宮城県（95.2%）、福井県（93.3%）、山梨県（88.6%）となっている一方で、低いのは、高知県（0.0%）、徳島県（5.9%）、岡山県（7.0%）となっている。【全体版詳細・P11参照】
- ③ 「児童館ガイドライン」の「活動内容」及び「家庭・学校・地域との連携」に記載されているもの以外で活動しているものは、貧困家庭やひとり親家庭等の学習支援などの子どもに自立的に生活支援、子どもの社会参画の機会（中学生の職業体験、福祉体験）の提供などについても取り組んでいる。【全体版詳細・P13参照】

(1) 調査結果概要 (続き)

- ④ 「児童館ガイドライン」の「児童館の機能・役割」に記載されているもの以外での機能・役割としては、移動児童館、子ども110番の家(駆け込み児童館)、若年者の就労支援などとなっている。【全体版詳細・P13参照】
- ⑤ 「児童館ガイドライン」の内容に沿って運営されていないと回答した児童館については、「『児童館ガイドライン』を知らない」が15.9%(22館)、「内容をよく理解していない」が15.2%(21館)あり、都道府県別では、神奈川県(46館)、和歌山県(12館)、岐阜県(9館)が高くなっている。【全体版詳細・P13参照】

(2) 評価及び検証、今後の方向性

- 「児童館ガイドライン」の内容に沿って運営されていると回答した児童館が92.7%、運営主体別では、民設民営、都道府県別では、14県がすべての児童館において運営されていると回答があったことが明らかになり、「児童館ガイドライン」が児童館の運営や活動の向上を図る上で重要な役割を果たしていると考えられる。一方で、運営されていないと回答した児童館も約5%あり、神奈川県や和歌山県で低くなっている。その理由でも「『児童館ガイドライン』を知らない」又は「『児童館ガイドライン』を知っているが、内容をよく理解していない」と回答した児童館が3割(43館)もあるなど、児童館長や職員への意識啓発及び周知徹底を図る方法などを更に検討することが必要である。
- 「児童館ガイドライン」の内容に沿って運営されていると回答した児童館の活動内容の多くが9割を超えている中で、「子どもが見える場の提供」が約6割、「放課後児童クラブの実施」では約5割と低くなっており、地域によって差も生じている状況が見られることから、活動が低調な都道府県に要因の分析・検証に向けた検討を促す必要がある。
- 「児童館ガイドライン」の「活動内容」等に記載されているもの以外で活動しているものでは、貧困家庭やひとり親家庭等の学習支援などの子ども自立に向けての生活支援等の現在社会問題化している今日的課題への対応についても取り組んでいる状況であり、児童館の役割を高めるためにも、こうした取り組みについて、必要な地域で実施するためのノウハウや環境設定などを検討していく必要がある。

(2) 評価及び検証、今後の方向性（続き）

- 「児童館ガイドライン」の「児童館の機能・役割」に記載されているもの以外での機能・役割としては、移動児童館、子ども110番の家（駆け込み児童館）、地域コミュニティ活動の連携拠点などを担っており、地域社会の中での児童館の役割や位置付けを高め、身近な地区や地域の子ども・子育て支援のネットワークの核となるためにも、そのあり方の更なる検証が必要である。
- このように、これまで「児童館ガイドライン」が児童館の運営や活動の向上を図る上で重要な役割を果たしていることが明らかとなったが、調査結果を受けて、課題を整理すると以下のとおりである。
 - ① 児童館の役割を向上させるために、子どもを取り巻く貧困問題等の今日的課題への対応についての取り組みでいくか。
 - ② 子ども・子育て支援推進調査研究事業と連携を図りながら、児童館の活動や運営の向上の参考となる「児童館ガイドライン」の更なる周知を図るとともに、今後、児童館が果たすべき機能及び役割の検討について、どのように進めていくか。

6. 利用者調査（保護者及び子ども）について

○ これからの児童館の果たすべき機能や役割のあり方についての検討に資するため、現在児童館を利用されている方にも、その利用状況や活動内容、児童館への評価等に関する調査を行ったところである。

（1）調査結果概要

ア 保護者用

- ① 子どもの学年については、乳幼児39.2%、小学校1～3年生35.9%と多くなっている。【全体版詳細・P125参照】
- ② 利用頻度については、ほぼ毎日が33.8%、週に何回かが30.9%と多くなっており、特に小学校1～3年生の65%が、一ほぼ毎日利用している方で、年に数回しか利用しない割合も、8.9%となっている。【全体版詳細・P125参照】行事やイベントに参加した割合は、81.6%に上っている一方で、参加しない割合も17.2%となっている。【全体版詳細・P126参照】
- ③ プログラムについては、参加した理由では「内容に興味があったため」が約6割、「同世代の子どもを持つ親と情報交換をしたいと思ったため」が約2割と多くなっている。参加して良かった点では、「気分転換になり、子どもとの関係をより良好に保てるようになった」、「同世代の子どもを持つ親と知り合い、交流でき、様々な情報が得られた」、「子どもの家庭ではみられない一面を知ることができた」が多い傾向となっている。【全体版詳細・P126, P127参照】
- ④ プログラムに子どもを参加させて良かった点については、利用頻度が「ほぼ毎日」と「年に数回」を比べると、「ほぼ毎日」と回答した方が、「他の行事等にも積極的に参加するようになった」、「日常生活において基本的なルールを守るようになった」などのポジティブな回答の割合が高くなっている。【全体版詳細・P131参照】
- ⑤ プログラムで改善した方がいい点については、「参加者同士がもっと話せる時間を作った方がよい」、「プログラムを実施する際に、子どもから意見を聞いた方がよい」や、実施回数の増、時間の延長、参加人数の増などの回答がみられた。【全体版詳細・P134参照】
- ⑥ 児童館の存在としては、安心して子どもを遊ばせることができ、駆け込み寺のような存在であるなどの回答がみられた。【全体版詳細・P134参照】

(1) 調査結果概要（続き）

子どもも用

- ① 学年については、小学校3年生19.5%、小学校2年生18.2%と多くなっている。【全体版詳細・P136参照】
- ② 利用頻度については、ほぼ毎日が40.3%、週に何回かが30.7%と多くなっており、特に、小学校1～3年生の半数以上がほぼ毎日利用している。一方で、年に数回しか利用しない割合も、8.6%となっている。【全体版詳細・P136参照】
- ③ 児童館を利用する理由としては、「楽しいから」、「遊べるから」、「友達がいるから」、「友達がいないから」が高い割合となっている一方で、「暇だから」も比較的高い割合となっている。【全体版詳細・P137参照】
- ④ 行事やイベントに参加した割合は、78.1%に上っている一方で、参加しない割合も20.2%となっている。【全体版詳細・P138参照】
- ⑤ 行事やイベントについては、参加した理由では、「楽しそうだったから」、「友達が参加する（している）から」が高い割合となっている。【全体版詳細・P138参照】
参加する前後で変わったことは、利用頻度が「ほぼ毎日」と「年に数回」を比べると、「ほぼ毎日」と回答した方が、「他の行事やイベントに積極的に参加するようになった」、「児童館の職員と何でも話せるようになった」などのポジティブな回答の割合が高くなっている。【全体版詳細・P146参照】
- ⑥ 行事やイベントをよくしたい点については、「友達ともっと話せる時間があつた方が良い」、「もっと自分達が中心となつて参加できた方が良い」や、低学年（高学年）だけにしてほしい、簡単なルールの方がいい、などの回答がみられた。【全体版詳細・P150参照】
- ⑦ 児童館の好きなところでは、友達ができる、宿題ができる、居心地がいい、落ちつけるなどの回答がみられた。【全体版詳細・P153参照】

(2) 評価及び検証、今後の方向性

ア 保護者用

- 利用する理由としては、「プログラムの内容に興味があった」が高くなっており、こうしたニーズを的確に捉えて、プログラムを工夫しながら実践していくことが求められる。
- プログラムに参加したことで気分転換になった、交流・情報交換ができた、職員と相談できたなどの回答が多くみられるなど、児童館が保護者にとっても身近で利用しやすい居場所であることの周知を積極的に行うとともに、職員が保護者への関わりの大切さや支援者としての役割、ソーシャルワークの必要性などを学ぶ機会を定期的に設けることが求められる。
- 利用頻度が「ほぼ毎日」と「年に数回」を比べると、「ほぼ毎日」の方がポジティブな回答が多くなっており、児童館を継続的に利用してもらったための工夫や利用したことがない人への働きかけを積極的かつ効果的に行っていくことが求められる。

イ 子ども用

- 行事やイベントに参加する理由としては、「楽しそうだったから」が高くなっており、こうしたニーズを的確に捉えて、子どもの意見を聞きながら、行事やイベントを工夫しながら実践していくことが求められる。
- 行事やイベントに参加したことで、新たな発見があった、新しい友達ができた、普段できない体験ができたなどの回答が多くみられるなど、児童館が地域における子どもの健全育成及び安全・安心な居場所であることの周知徹底を行うとともに、職員の遊ぶ技術の向上や子どもとの発達に関する知識、子どもへの個別的支持・集団的援助の方法などを学ぶ機会を定期的に設けることが求められる。
- 利用頻度が「ほぼ毎日」と「年に数回」を比べると、「ほぼ毎日」の方がポジティブな回答が多くなっており、児童館を継続的に利用してもらったための工夫や学校等と連携して利用したことがない子どもへの働きかけを積極的かつ効果的に行っていくことが求められる。

児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及（子ども・子育て支援推進調査委託費）

1. 調査主旨

平成27年度に社会保障審議会児童部会の下に設置した「遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下、「専門委員会」という。）」において、時代の要請に対応した障害児や配慮を必要とする子どもを含めた新たなプログラムの開発などを検討することとしているが、特に、発達障害など子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムの実践事例の把握を行うとともに、プログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を選定（指定）する。

当該経費は、モデル的にプログラムを実施することにより、当該プログラムが子どもたちの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資するための調査研究を実施する。

2. 実施内容

- 専門委員会において、プログラムの実践事例の把握及び検討を行った上で、プログラムを実施する児童館（以下、「モデル児童館」という。）を10か所選定（指定）
→ モデル児童館の選定（指定）に当たっては、児童館等の規模、地域性及び利用者の年齢等を考慮

モデル児童館における取組内容

- ① 調査研究委員会の設置
- ・モデル児童館において、効果的にプログラムを実施するために、プログラム講師、地域の有識者、児童館職員などで構成される調査研究委員会を設置
 - ・具体的な実施方法、実施体制、実施時期などについて検討

- ② プログラムの実施
- ・プログラムの実施の事前打ち合わせ
 - ・プログラムの実施
→ 調査研究の成果として記録するため、プログラム実施までの経過や実施内容、参加者の声をなどを収録したDVDを作成
 - ・事後アンケートの実施

③ 報告書の作成

- ・調査研究委員会において、プログラムの実施内容や参加者の反応、プログラム実施の効果などをまとめた報告書を作成
- ・報告書の作成に当たっては、実践したプログラムが子どもたちの成長発達段階においてどのような効果をもたらすのかなどの観点も取り入れるよう留意

3. 予算案額

- 平成28年度予算案 37,340千円（モデル児童館1か所あたり 3,734千円 × 10か所）

「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書の概要

現状と課題

- 活動の範囲
 - ・業務の範囲を超えた活動
 - ・法律等による「協力」、「連携」による過剰な業務
 - ・「個別支援活動」、「民児協活動」、「地域の福祉活動」のバランス
 - ・「見守り」は民生委員・児童委員が中心に行うべきものという雰囲気
- 求められる役割の多様化と負担
 - ・世帯の課題の複雑化・多様化による支援の困難性
 - ・居住環境(大規模高層住宅、市町村合併)による定数基準の妥当性
 - ・民生委員・児童委員活動中の事故等への対応
 - ・経験の少なさ(I期、II期(6年未満)が6割)
 - ・地域での様々な「充て職」
- 対応する問題の複雑化・多様化と力量
 - ・経歴による福祉への精通度合い
 - ・生活困窮者や複雑・多様化する世帯の問題への理解
 - ・認知症高齢者、障害者などの特性への理解 ・外国籍住民への対応
- 災害時の活動
 - ・広範囲な活動範囲と時間的、財政的な負担
 - ・避難生活の長期化による心の健康問題等の専門職との連携
 - ・避難行動要支援者の避難支援の直接的担い手としての期待
- 個人情報の取扱と関係機関との情報共有
 - ・要支援者情報の行政や関係機関からの提供
 - ・個人情報の取扱に関する理解
 - ・自治会や町内会、福祉協力員との情報共有
- 活動への支援・協力的体制
 - ・サポート体制
 - ・専門職との関わり
 - ・連合民児協、単位民児協機能の強化
- 社会的な理解の促進と継続性の確保
 - ・民生委員制度・活動の理解(行政や関係機関、地域住民)
 - ・民生委員・児童委員の制度・活動に対する理解
 - ・児童委員・主任児童委員制度・活動の役割に対する周知
 - ・新任民生委員・児童委員に対する説明

提言

- 早期に対応できるもの
- (1) 活動への支援の充実
 - ① 民生委員・児童委員が安心して活動するための取組
 - ・保険制度
 - ② 民生委員・児童委員、民児協活動への支援
 - ・活動費
 - ・行政のサポート体制
 - ③ 災害時の民生委員・児童委員活動への支援
 - ・関係機関との連携
 - ・地域福祉計画への位置づけ
 - (2) 力量を高める取組
 - ① 研修の充実
 - ② 都道府県等における民生委員・児童委員活動の評価
 - ③ 民生委員・児童委員活動に参加できるよう職場、家族、地域団体の理解と協力の促進
 - (3) 自治体等の理解の促進に向けた取組(主に制度)
 - ① 民生委員・児童委員制度・活動の正しい理解の促進
 - ② 個人情報取扱の適切な理解による活動しやすい環境づくり
 - (4) 国民の理解の促進に向けた取組(主に活動)
 - ① 創意工夫による広報への取組
 - ② 「なり手」不足の解消に向けた試み
- 時間をかけて慎重に検討するもの
- ① 民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理
 - ② 時代の変遷に即した定数基準や区域の見直し
 - ③ 研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり
 - ④ 民児協、単位民児協事務局機能の強化

事務連絡
平成21年12月22日

都道府県
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課育成環境係
TEL03-5253-1111 内7905、7910

平成28年 民生委員・児童委員・主任児童委員の一斉改選スケジュール(予定)

	厚労省	厚生局	自治体
2016年			
7月			
8月	・物品発送時期等に係る事務連絡	自治体あて(7月下旬頃)	
9月		8月末頃	定数報告、物品必要数報告
		9月末頃	推薦名簿、感謝状名簿提出
10月	委嘱状、解嘱状、感謝状等発送	直接自治体へ(10月上旬頃)	
11月	徽章発送	直接自治体へ(10月下旬頃)	
12月		一斉改選	
1月	・プレスリリース		

民生委員制度100周年記念事業基本計画

1 趣旨

平成29年は、民生委員制度の源である大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度（※）」の創設から100周年を迎え、1世紀という大きな節目の年にあたる。

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員制度やその活動のあゆみを総括し、その果たしてきた役割を明らかにし、これからの時代における活動の方向性を示すことで、民生委員・児童委員制度のさらなる発展と活動の充実を図るため、100周年記念事業に取り組むこととしている。

※済世顧問制度……大正5年5月、宮中で開催された地方長官会議の場で、当時の岡山県知事笠井信一氏は、大正天皇から「県下の貧しい人々の状況はどうか」とご下問を受け、知事は岡山県内の貧困状況を調査し、悲惨な生活状況にあるものが県下の1割に達していることが判明し、事態の重大さに知事は日夜研究を重ね、ドイツのエルバーフェルト市で行われている「救貧委員制度」を参考に、大正6年5月「済世顧問設置規程」を公布し、民生委員制度の源と言われる済世顧問制度が生まれた。

2 実施期間 平成27年4月～平成30年3月（3年間）

3 主な取り組み

- (1) 100周年記念大会の開催（平成29年）
- (2) 100年通史の作成
- (3) 全国モニタ一調
 - ・ 全国23万人という組織力を生かし、全国的な福祉課題の調査
- (4) 重層的な広報（PR）活動
 - ・ 報道関係機関への働きかけや全国的な広報活動
- (5) これからの民生委員制度やその活動に関する提言
 - ・ 民生委員自らが現状と課題を整理しつつ、自らが提言
- (6) 機運醸成のための取り組み
 - ・ 100周年シンボルマークの作成
 - ・ スローガン（キヤッチコピー）の決定
 - ・ ピンバッジ等の作成

社会保障審議会推薦児童福祉文化財について

1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第7項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。(推薦は、昭和26年度から実施)

児童福祉法第8条第7項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2. 児童福祉文化財の推薦業務

社会保障審議会福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため3つの「委員会」を設置して審議。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会 …… 図書等
 舞台芸術委員会 …… 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等
 映像・メディア等委員会 …… 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

3. 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

4. 推薦数

平成26年度審査総数 306点(出版物237点、舞台芸術35点、映像・メディア等34点)
 平成26年度の推薦数 90点(出版物51点、舞台芸術14点、映像・メディア等25点)
 平成26年度の特別推薦 20点(出版物8点、舞台芸術7点、映像・メディア等5点)

5. 広報・啓発

児童福祉文化財広報・啓発ポスターを制作するとともに、厚生労働省ホームページに掲載し、児童福祉施設、小・中学校、全国の図書館等に周知。



平成28年2月23日
全国児童福祉主管課長会議

放課後子ども総合プランに関する 文部科学省の取組

●
文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課
地域・学校支援推進室



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

放課後子供教室

～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額 5,079百万円の内数)

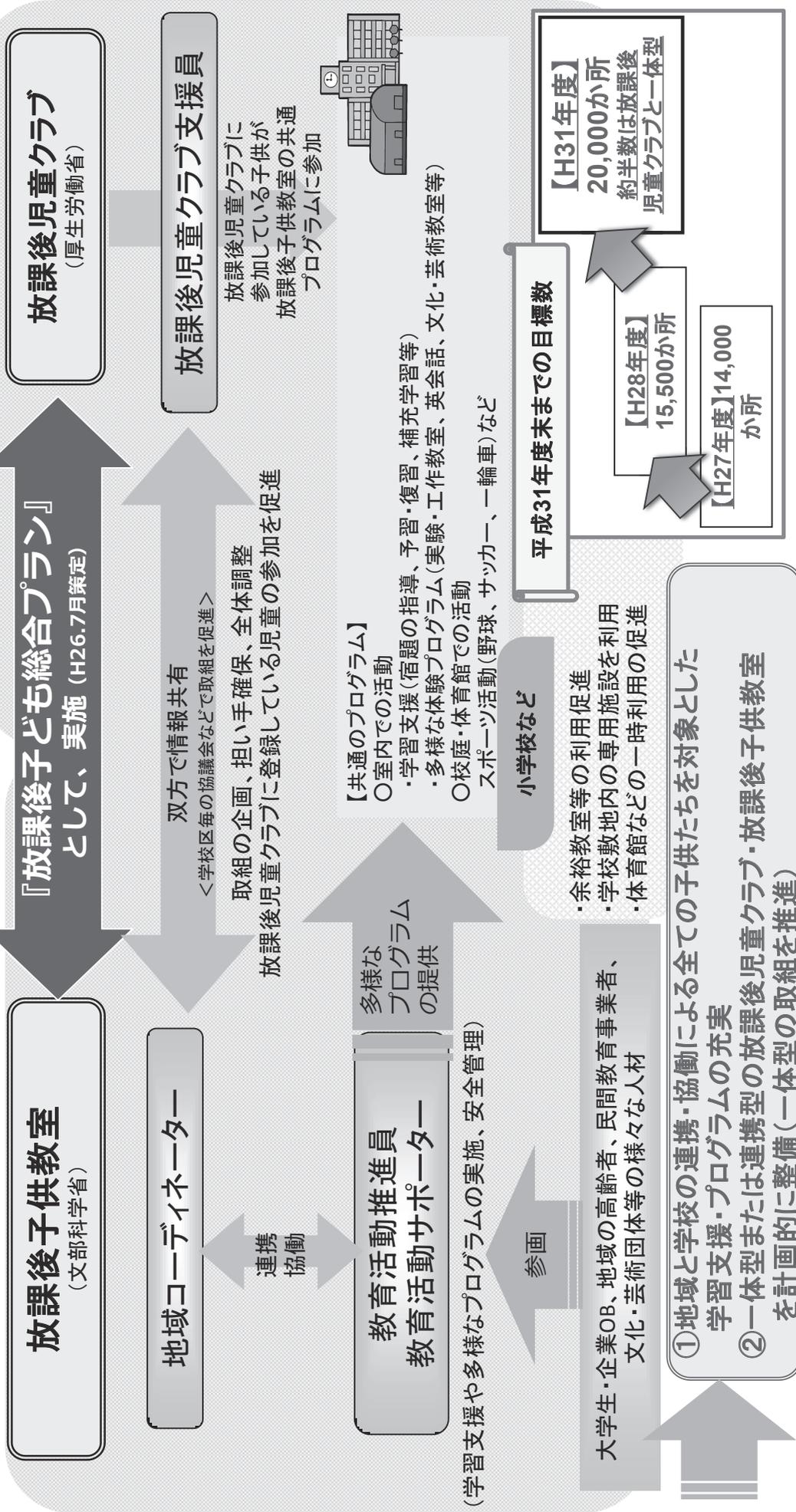
平成28年度予算額:5,246百万円の内数

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要



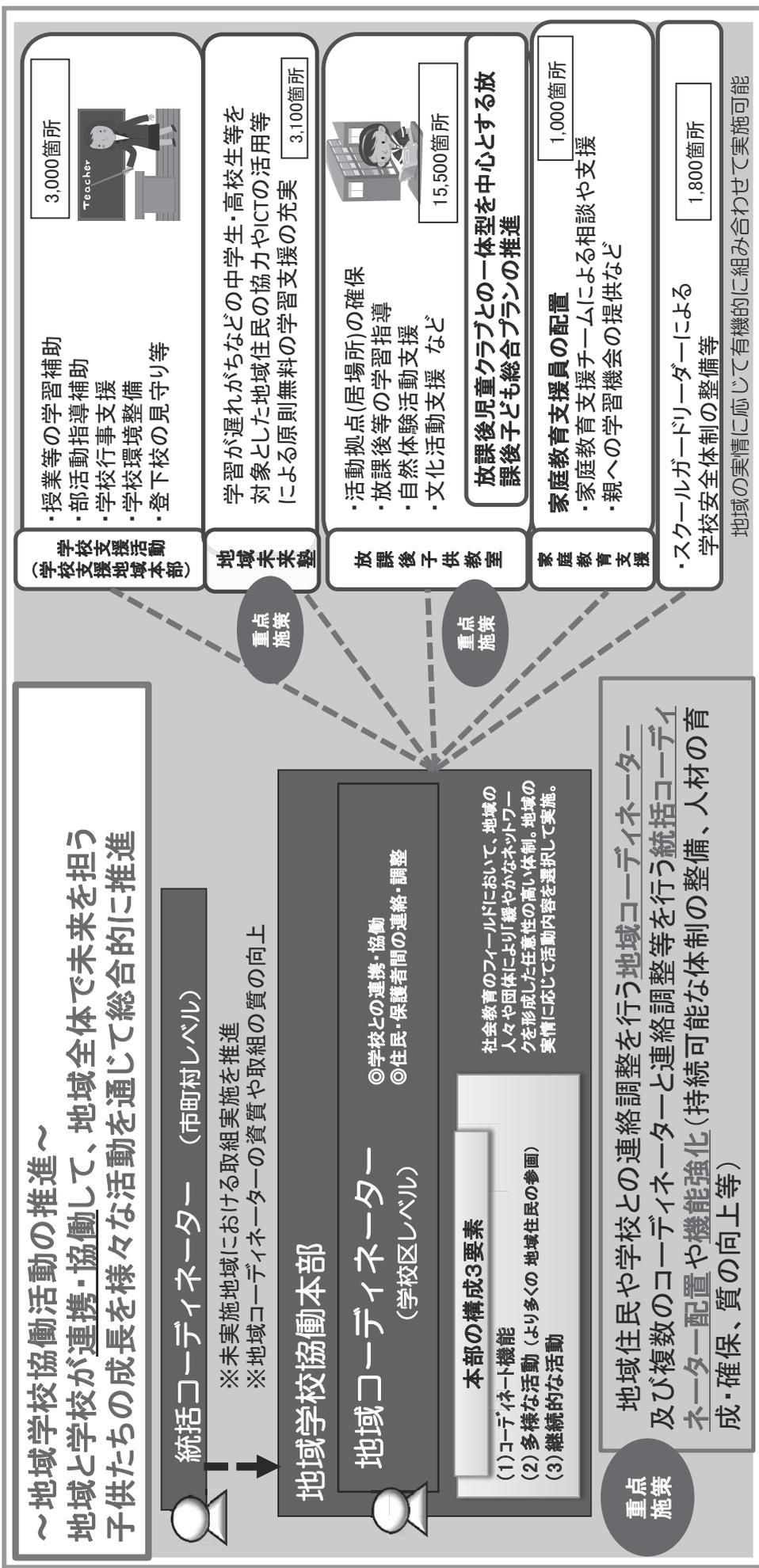
学校・家庭・地域の連携協力推進事業

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

(平成27年度予算額 5,079百万円)
平成28年度予算額 5,246百万円

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必要がある。

そのため、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく様々な活動を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援活動（学校支援地域本部）、地域未来塾、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの取組を通じて社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生等を対象に大学生や教員08など地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を充実させる。また、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。



～放課後児童クラブと放課後子供教室を同じ学校施設内に～

概要

同じ学校施設内に放課後児童クラブ(余裕教室)と放課後子供教室の活動場所があることにより、放課後子供教室に登録している放課後児童クラブの子供たちにも「学びの時間」、「体験活動等の多様なプログラム」の提供が可能となっている。共通のプログラムの活動場所は、学校の図書館・視聴覚教室、ランチルーム、体育館などとなり、学校施設を一時利用することで、多様なプログラムを実施している。



ポイント

- 共通のプログラムを実施時には、放課後児童クラブに登録している児童の状況を、地域の人材(民生・児童委員等)が放課後児童クラブの指導員に伝えることで、児童の様子を双方で共有している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室も同じ学校施設内に活動場所があるため、両者の連携・調整が行いやすい。

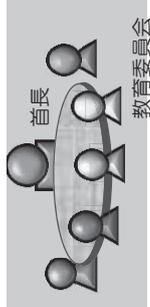
取組の効果

- 保護者からは「学校内で活動しているので安心している。放課後子供教室のプログラムはさまざまな経験が出来るので良い」と好評。
- コーディネーターと主任指導員が定期的に打ち合わせを行うことで、児童の様子について情報を共有し、連携して子供を育むことができています。

基礎データ

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数	289日	85日
実施場所	余裕教室	図書館、視聴覚室、ランチルーム、体育館等
共通の活動場所	図書館、視聴覚室、ランチルーム、体育館等	

※ 周南市における取組の一例



総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において設置される教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関
【平成27年4月からすべての自治体に設置】

- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

○ 構成員は執行機関である首長と教育委員会。○ 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

○ 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。

① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定

② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、

学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、福祉部局と連携した総合的な放課後対策 等

③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等

○ 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

○ 総合教育会議は首長が招集。

○ 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めるとも可能。

○ 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。

○ 議事録の作成・公表(努力義務)。

○ その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

文部科学省では「新教育委員会制度への移行に関する調査」を実施。第1回総合教育会議の内容が、「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」と答えた自治体は、4都道府県・指定都市、24市町村。

総合教育会議の事例

1. 構成メンバー
市長、教育長、委員
※このほか、福祉部局関係者（こども未来局長）をはじめ関係部局長が全会議に出席
2. 協議事項等
千葉市総合教育会議では、「放課後の児童の居場所の充実のための体制整備」が重要協議事項のひとつとなっている。

平成27年度に協議・調整を進める事項（3項目）

 - ① 放課後の児童の居場所の充実のための体制整備
→「子どもルーム（放課後児童健全育成事業）」、「放課後子ども教室」の連携・一体的な実施の検討等
 - ② 地域経済・地域産業を支える人材の育成・確保
 - ③ 本市アイデンティティ醸成につながる郷土教育等の推進

今年度策定する大綱について、7つの論点を定め、そのうちの2点が放課後児童対策に係る論点となっている。

大綱策定に当たったの論点（抜粋）

 - ・ 放課後児童対策を含む、子どもたちの居場所づくりとその充実
子どもルームや放課後子ども教室、新たに実施する放課後学習支援、さらには公民館やこどもカフェ等、様々なニーズ、場面に対応した「総合的な放課後児童対策」の検討・実施
 - ・ 学校施設や公民館等、都市の既存ストックの有効活用の推進
学校の「空き教室」等の、「総合的な放課後児童対策」での利用など、さらなる活用の推進、及び現在の時代状況に即した公民館の活用方策の検討・実施（管理運営形態の在り方の検討を含む。）
3. 千葉市総合教育会議の開催スケジュール（予定）
平成27年4月：第1回会議開催／平成27年10～12月：第2回会議開催／平成28年3月：第3回会議開催・大綱策定
4. 福祉部局関係者出席によるメリット
総合教育会議に出席することで、議論の詳細を共有でき、事業化の促進につながる

余裕教室活用状況の見直しについて

活用の現状

公立小中学校の余裕教室 ⇒ 99.3%が活用済み

(平成25年5月1日現在)

余裕教室をとりまく動向(放課後対策関連)

- ・平成26年6月24日 「日本再興戦略」改訂2014・骨太の方針
- ・平成25年6月25日 「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」の結果に基づく勧告



活用済みの余裕教室について、有効性の観点から見直し



放課後児童クラブ・放課後子供教室への用途変更を積極的に検討

財産処分手続について

本来、公立学校の施設整備のために交付された補助金
処分制限期間内に補助目的外に転用する場合…



原則として

補助金相当額の国庫納付が必要

運用通知の改正による手続の大幅な簡素化・弾力化
(平成20年6月18日付文教施設企画部長通知)



- 包括承認事項(報告事項)の拡大(簡素化)
- 国庫納付金不要事項の拡大(弾力化)

補助後10年以上経過していれば、国庫納付不要

余裕教室を放課後児童クラブ等に転用する際の手続

(=無償の財産処分に該当する場合)

①国庫補助事業完了後10年以上経過

- ・国庫納付不要
- ・報告書の提出により手続完了

②国庫補助事業完了後10年未経過

- 耐震補強・大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の財産処分
または
- 大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う財産処分

- ・国庫納付不要
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

○上記以外

- ・国庫納付が必要
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

※放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続不要。

学校施設の一時的な使用の促進

「一時的な使用」とは何か

- ・本来の目的である学校教育のためにその部屋を使用しつつ、その目的を妨げない範囲で目的外に使用すること

「一時的な使用」の例

- ①平日の日中は、ランチルーム・家庭科室などに使用している教室において、休日や放課後の空いた時間を利用して、放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する場合
- ②毎日ではないが、学校教育の目的で使用しており、その他の空いている日や時間帯に、放課後児童クラブ・放課後子供教室として使用している場合。



すでに何らかの活用が図られている余裕教室の活用状況の見直しに加え、**学校教育用に現在使用されている部屋についても、上記の「一時的な使用」としての活用を積極的に進めてください。**